

平成 21 年第 2 回 つくばみらい市議会臨時会会議録

平成 21 年 5 月 26 日 開会
平成 21 年 5 月 26 日 閉会

平成 21 年第 2 回 つくばみらい市議会定例会会議録

平成 21 年 6 月 11 日 開会
平成 21 年 6 月 18 日 閉会

つくばみらい市議会

平成21年第2回つくばみらい市議会臨時会会議録

○招集告示	1
○日時	2
○出席並びに欠席議員	2
○出席説明員	2
○出席事務局職員	2
○会議録署名議員	3
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○開会	3
・開会の宣告	3
・会議録署名議員の指名について	4
・会期の決定について	4
・報告第2号、承認第1号～承認第3号、議案第37号 上程、提案理由説明、質疑、 討論、採決	4
・閉会の宣告	10
○閉会	10

平成21年第2回つくばみらい市議会定例会会議録

○招集告示	13
○会期日程表	14

会 議 録 第 1 号

○日時	15
○出席並びに欠席議員	15
○出席説明員	15
○出席事務局職員	16
○会議録署名議員	16
○議事日程	16
○本日の会議に付した事件	16
○開会	17
・開会の宣告	17
・諸般の報告について	18
・会議録署名議員の指名について	20
・会期の決定について	20
・請願について	21
・報告第3号～報告第6号、諮問第1号、同意第1号～同意第4号、議案第38号～ 議案第41号 上程	21

・ 提案理由の説明	22
・ 諮問第 1 号について先議	25
・ 同意第 1 号について先議	25
・ 同意第 2 号について先議	25
・ 同意第 3 号について先議	26
・ 同意第 4 号について先議	26
・ 一般質問	27
13 番 海老原 弘 君	27
1．市職員の指導監督について	
2．ワープステーション江戸について	
5 番 中 山 栄 一 君	33
1．合併特例債事業の進行と財政的負担について	
2．学校給食の自校方式について	
8 番 岡 田 伊 生 君	43
1．市分譲住宅について	
7 番 堤 實 君	51
1．県道つくば野田線の整備予定について	
1 番 秋 田 政 夫 君	54
1．伊奈谷和原丘陵部一体型特定区画整理事業における学校用地並びに地区公園整備について	
2．合併特例債事業計画に対する財政措置のあり方について	
・ 散会の宣告	60
○ 散会	60

会 議 録 第 2 号

○ 日時	61
○ 出席並びに欠席議員	61
○ 出席説明員	61
○ 出席事務局職員	62
○ 議事日程	62
○ 本日の会議に付した事件	62
○ 開議	62
・ 開議の宣告	62
・ 一般質問	63
2 番 坂 洋 君	63
1．小中学校の学校耐震化について	
2．可燃ゴミの減量化について	
4 番 染 谷 礼 子 君	71
1．放課後児童クラブの保護者負担金について	
2．街路灯及び防犯灯の電気料金前払いについて	

3．男女共同参画の取り組みについて	
18番 川 上 文 子 君	78
1．「暮らし、雇用、経営を守るための緊急要望書」に対する3月議会以降の取り組み状況は	
2．伊奈谷和原丘陵部開発事業の見通しと、市の対応について	
3．就学援助制度は世帯の生活実態にあわせて対応を	
12番 古 川 よし枝 君	90
1．介護保険について	
2．みらい平駅前にトイレの整備を求める	
3．ヒブワクチン接種費用への助成について	
14番 山 崎 貞 美 君	99
1．行政改革について	
・ 議案第38号～議案第41号 質疑	105
・ 議案第38号、議案第40号及び議案第41号について各委員会付託	105
・ 散会の宣告	106
○ 散会	106

会 議 録 第 3 号

○ 日時	107
○ 出席並びに欠席議員	107
○ 出席説明員	107
○ 出席事務局職員	107
○ 議事日程	108
○ 本日の会議に付した事件	108
○ 開議	108
・ 開議の宣告	108
・ 議案第38号～議案第41号、請願第2号、請願第4号 委員長報告、質疑	109
・ 討論・採決	113
・ 発議第4号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	118
・ 閉会中の継続審査の件	120
・ 閉会中の継続調査の件	120
・ 閉会の宣告	120
○ 閉会	120

第 2 回臨時会会議録

つくばみらい市告示第 6 2 号

平成 2 1 年第 2 回つくばみらい市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 2 1 年 5 月 1 9 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1 . 期 日 平成 2 1 年 5 月 2 6 日

2 . 場 所 つくばみらい市議会議事堂

3 . 付議事件

- (1) 専決処分の報告について (第 2 号)
- (2) 専決処分の承認を求めることについて (第 1 号)
- (3) 専決処分の承認を求めることについて (第 2 号)
- (4) 専決処分の承認を求めることについて (第 3 号)
- (5) つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成 21 年第 2 回
つくばみらい市議会臨時会会議録

平成 21 年 5 月 26 日 午後 2 時 00 分開会

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君	20 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市 民 経 済 部 長	中 川 修 君
保 健 福 祉 部 長	湯 元 茂 男 君
都 市 建 設 部 長	片 見 和 男 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	森 勝 巳 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
総 務 課 長	堤 有 三 君
財 政 課 長	大久保 明 一 君
人 事 課 長	森 伸 次 君
税 務 課 長	沖 田 照 雄 君
国 保 年 金 課 長	野 本 英 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 会議録署名議員

15番	廣瀬	満君
17番	豊島	葵君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成21年5月26日(火曜日)
午後2時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第2号 専決処分の報告について(第2号)
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(第1号)
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(第2号)
承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(第3号)
議案第37号 つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第2号 専決処分の報告について(第2号)
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(第1号)
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(第2号)
承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(第3号)
議案第37号 つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

午後2時00分開会

開会の宣告

- 議長(今川英明君) 会議に入る前に皆さんにお願いします。
携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いします。
傍聴者に申し上げます。
傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、よろしくお願いします。
ただいまの出席議員は20名です。全員出席です。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回つくばみらい市議会臨時会を開会します。

-
- 議長(今川英明君) これから本日の会議を開きます。
本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員、議案説明のため市長、副市長、教育長、

各部長、次長、会計管理者及び各関係課長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

- 議長（今川英明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、15番廣瀬 満君、17番豊島 葵君を指名します。

会期の決定について

- 議長（今川英明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。
-

報告第 2号 専決処分の報告について（第2号）

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（第1号）

承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（第2号）

承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（第3号）

議案第37号 つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 議長（今川英明君） 日程第3、報告第2号、承認第1号から承認第3号及び議案第37号、以上5案件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

- 市長（飯島 善君） 提案理由の説明を申し上げます。

本日、平成21年第2回つくばみらい市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、民間の夏季一時金が前年より大きく減少することがわかれることから、人事院は政府に対し、民間の夏季一時金と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましいと、国家公務員の本年6月の期末勤勉手当の一部を暫定的に凍結する勧告を行いました。

当市といたしましては、現下の経済社会情勢等にかんがみ、今回の人事院勧告並びに政府の対応を尊重し、市の一般職及び常勤特別職の職員、並びに議会議員の本年6月の期末勤勉手当の一部を暫定的に凍結することといたしました。

つきましては、この手当の支給基準日が6月1日であることから、基準日以前に関連条例の一部を改正する必要があるため、本臨時議会を招集させていただいたものであります。

今回の暫定的に減額する措置の内容でございますが、議案第37号で上程いたしましたとおり、一般職については0.2月分を、常勤の特別職員並びに議会議員については0.15月分を減額するもので、人事院の勧告内容を踏襲したものでございます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

また、本臨時会には、ほかに報告案件1件、専決処分に対する承認案件3件を上程いたしました。

報告第2号 専決処分の報告について（第2号）でございますが、庁用車車両事故による損害賠償額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、同法第180条第2項の規定により報告を申し上げるものであります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（第1号）、平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第7号）でございますが、今回は、地方交付税、地方譲与税及び各交付金の交付額が確定したことにより歳入が増額となりましたので、財政調整基金への積み立てを行い、また新たに50万円のふるさとづくり寄附をいただいたことにより、同額をふるさとづくり基金へ積み立てを行ったもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,313万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ147億7,364万4,000円とするもので、平成20年度最終の補正でございます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（第2号）でございますが、つくばみらい市税条例等の一部を改正する条例でございます。この3月31日に地方税法等の一部改正がされましたことに伴い、市民税の住宅借入金等特別税額控除、住宅用地等の固定資産税の減額制度、長期優良住宅に対する固定資産税の減額制度などを創設する必要性が生じたため、同日付で市税条例の一部を改正する専決処分をしたものでございます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（第3号）でございますが、つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。この3月31日に地方税法等の一部改正がされましたことに伴い、国民健康保険税介護納付金課税額の限度額変更と上場株式等の配当所得に係る課税の特例の創設に伴い、新たな規定などを設ける必要性が生じたため、同日付で国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分をしたものでございます。

以上、三つの承認案件とも、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたもので、同法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、議案の説明を終わります。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

報告第2号は報告案件でありますので、ご了承願います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号については、委員会の付託を省略したいと思

います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、承認第１号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから承認第１号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、承認第１号は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第２号 専決処分の承認を求めることについて（第２号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第２号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、承認第２号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に対して反対の方の発言を許します。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 専決第２号のつくばみらい市税条例等の一部を改正する条例について討論を行います。

先ほど全員協議会の中で説明がありましたように、税制改正によりまして、幾つかのつくばみらい市の市税条例の改定が提案をされています。このうち、個人住民税の住宅ローン特別控除創設、それから固定資産税の激変緩和措置の延長、それから医療福祉関係の施設等に対する非課税措置の拡大等については賛成をしますが、一つ、金融税制、大資産家、大企業優遇を復活させる中身として、上場株式等の配当譲渡益に対する本則20%を10%にする軽減税率、これが3年間延長になるという提案については反対です。

昨年の改定で、09年1月1日から配当は100万円以下部分、譲渡益は500万円以下部分のみを10%の軽減税率として、その部分については11年1月1日から20%の本則に戻すというふうにしていたものを、今回の改定の中で10%軽減税率そのまま延長するということに

なるわけで、対象者はそれほど多くないという説明がありましたけれども、金持ち優遇税制ということで、この部分については反対をします。

以上、討論とします。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対し、賛成の方の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから承認第2号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 専決第3号、つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論をします。

一つは、介護保険料の限度額10万円の引き上げですけれども、実際の引き上げになる限度額以上の世帯というのは150世帯、全体の3.5%だというふうに全協の中で報告されました。この最高限度額の引き上げは、高額所得者の保険料を引き上げて、中間所得層の負担を軽減するということで引き上げられるわけで、そうであれば低所得者、中間所得層の軽減措置を今後の中でぜひ検討してほしいと要望しておきます。

あわせて、今回の税条例の中で、先ほど市税条例で反対をしました上場株式等にかかわる譲渡損失の損益通算及び繰越控除にかかわる課税の特例と、それから上場株式等にかかわる配当所得にかかわる課税の特例の創設、この部分が国保税条例の中でも同じような改定によって金持ち優遇措置が国保の中でも行われるということになるわけで、この部分について反対をします。

以上です。

- 議長（今川英明君） 次に、原案に対し、賛成の方の発言を許します。
ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから承認第3号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（今川英明君） 起立多数。よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第37号 つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

- 12番（古川よし枝君） 議案第37号の市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

市長から提案の説明がありましたけれども、今回の人事院勧告は、民間との格差を埋めるということで、突然このような形で勧告がありました。この格差は、13.2%の差があると言われたわけですが、調査をしたということであるわけですが、今回の調査回答は、2,017社のうち夏季の給与に対する妥結をしたというのは340社で、企業割合の13.5%、しかも従業員の割合でいくと19.7%にすぎないと。こうした数字に基づいて、人事院は勧告をしたわけですね。

夏季の一時金を0.2カ月分支給を凍結するということですが、この時期に勧告というのは大変異例で、唐突な勧告で、公務員のみならず、今も春闘を闘っている中小企業の賃金や最低賃金の見直しを押さえつけるものではないかというふうに懸念されています。それに、国、地方公務員、関連労働者を含め数千億円の賃金削減が想定され、一層の内需の冷え込みをつくり出し、地場の賃金、そして地域経済に大きな影響を及ぼす、そして賃金削減のサイクルをつくり出すのではないかと私は懸念するんですが、市長は今回の勧告についてどのように考えておられますか。

- 議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

- 市長（飯島 善君） 今回の人事院勧告についてどのように考えているのかと、こういうご質問でございますが、人事院勧告につきましては、例年でございますと8月に示されて、12月から反映されるのが通例でございます。しかし、提案理由でも申し上げましたように、本年の民間企業の夏季一時金は、前年度と比較して大幅な減少となることがうかがわれることから、可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましいとの判断で、このような特別な措置が講じられたものでございます。私としては、今回の人事院の示した内容は、現下の社会経済状況からかんがみまして妥当なものと考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 今回の公務員の給料削減の勧告は、もともと議員立法で公務員の賃金削減を検討し始めたということが発端なわけですね。そして、政府・与党の選挙向けに公務員をたたくという、そういうアピールをすることや、これまでのルールを無視して賃下げをするという実績をつくるという、こういうことがねらわれたのではないかと私は思うんです。そして、人事院も、その党利党略の政治的意図に迎合して、本来中立の機関として役割を果たすべきところを、それを放棄して、今回こういう形で異例の特例措置が行われたと私は思っているんですが、再度、市長にその辺のところ、政治的な見解ではどのように考えておりますか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） これまででございますと、人事院勧告というのは、いつも給料が上がると、こういうものと思っていたわけでございますが、議員もご案内のとおり、今、大変な不況という中で、景気回復のために給料を上げるということも考えられることでございましょうけれども、私は、現下の社会経済状況をかんがみた場合、人事院勧告は当然であると、こう思っております。

以上です。

○議長（今川英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に対して反対の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 議案第37号 つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

人事院は、5月1日、民間で夏季一時金の大幅削減が見られるとして、既に決まっている国家公務員の夏季一時金を0.2カ月分減額するよう国会と内閣に勧告を行いました。勧告どおりに実施されると、6月に月給の2.15カ月分の支給一時金が1.95カ月分となり、一般行政職でいうと平均8万円の減額になると言われています。これに基づいて、地方公務員も給与削減の今回提案がされたわけです。私は、これに反対をいたします。

公務員は、労働基本権が剥奪されているために、人事院が前年の冬と当年夏の民間の支給額を調べ、8月に人事院が勧告する仕組みになっています。例年どおりの調査は行っても

の、一部企業の調査をもとに前倒しで減額を勧告するのは初めてです。もともと勧告は、夏の一時金支給に間に合わないため年末一時金に反映されており、時間差はあっても全体としては水準調整が行われる仕組みになっています。それを無視して前倒しで削減するというのは、ルール無視も甚だしいと言わざるを得ません。

そもそも夏季一時金カットは、自民党が減額法案を検討し始めたことが発端です。選挙向けに公務員をたたいたとアピールすることや、ルール無視の賃下げ実績づくりがねらいで、党利党略以外の何物でもありません。さらに、公務員の一時金削減は、春闘真っ最中の民間企業の賃金を押さえ込み、審議が始まる地域別最低賃金改定にも冷や水を浴びせるものです。

内需拡大による景気回復が求められ、そのために補正予算を出したと言いながら、内需を冷やす一時金削減をあえて前倒しで行う道理はどこにもありません。消費低迷と景気悪化の悪循環を加速させることにしかならず、国民生活と日本経済より党利党略優先の暴挙だと思います。

人事院の中立機関としての役割を放棄し、政府・与党の党利党略の政治的意図に迎合し、公務員の賃金を押さえ込む暴挙に強く反対をいたします。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対して賛成の方の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第37号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、今臨時会に付議された事件は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成21年第2回つくばみらい市議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時27分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

平成 2 1 年 5 月 2 6 日

つくばみらい市議会議長 今 川 英 明

つくばみらい市議会議員 廣 瀬 満

つくばみらい市議会議員 豊 島 葵

第 2 回定例会会議録

つくばみらい市告示第 7 0 号

平成 2 1 年第 2 回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 1 年 6 月 4 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1 . 期 日 平成 2 1 年 6 月 1 1 日

2 . 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成 2 1 年第 2 回つくばみらい市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	区 分	議 事 内 容
6 月11日	木	本会議	開会 諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願の委員会付託 議案の上程及び説明 一般質問
6 月12日	金	本会議	一般質問 議案に対する質疑 議案の委員会付託
6 月13日	土	休 会	
6 月14日	日	休 会	
6 月15日	月	休 会	教育民生常任委員会
6 月16日	火	休 会	経済常任委員会
6 月17日	水	休 会	
6 月18日	木		経済常任委員会
		本会議	委員長報告、質疑、討論、採決 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決 閉会中の継続審査・調査 閉会

第 1 号

[6 月 11 日]

平成 21 年第 2 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 1 号

平成 21 年 6 月 11 日 午前 10 時 00 分開会

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君	20 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市 民 経 済 部 長	中 川 修 君
保 健 福 祉 部 長	湯 元 茂 男 君
都 市 建 設 部 長	片 見 和 男 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	森 勝 巳 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	間根山 知 己 君
総 務 課 長	堤 有 三 君
財 政 課 長	大久保 明 一 君
人 事 課 長	森 伸 次 君
都 市 計 画 課 長	木 村 明 夫 君
建 設 課 長	高 田 守 康 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
議 会 事 務 局 長 補 佐	関 俊 明 君
書	大 野 隼 人 君

1. 会議録署名議員

18番	川 上 文 子 君
19番	中 山 平 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成21年6月11日（木曜日）

午前10時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 請願について
- 日程第5 報告第3号 平成20年度つくばみらい市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第4号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第5号 平成20年度つくばみらい市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第6号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- 議案第38号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について

- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 請願について
- 日程第5 報告第3号 平成20年度つくばみらい市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第4号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第5号 平成20年度つくばみらい市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第6号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- 議案第38号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 一般質問

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。傍聴者に申し上げます。

傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようお願いいたします。

現在、世界じゅうで新型インフルエンザの患者が増加しております。日本でも、ご存じのように拡大し、我孫子市、松戸市、仙台市でも報告されております。当市でも4月28日早々に対策本部を設置し、市民への情報提供、相談窓口の設置など拡大防止及び予防策等について周知しているところであります。

今回のウイルスは、弱毒性といわれておりますが、感染力が強く、まだまだ不安があります。当市議会でも、会期中、保健福祉部と協力して予防策を実施することといたしました。具体的には、手、指などの消毒やせき等の症状がある方のマスクの着用をお願いしております。ご協力をよろしくお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。欠席議員は1番秋田政夫君です。定足数に達しており

ますので、ただいまから平成21年第2回つくばみらい市議会定例会を開会します。

- 議長（今川英明君）これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員。議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

諸般の報告について

- 議長（今川英明君）日程第1、諸般の報告を行います。

去る5月27日、全国市議会議長会において、神立精之君ほか7名が全国市議会議長会規定により表彰されましたので、ただいまから伝達式を行います。

名前を呼ばれた議員は登壇願います。

議会事務局長に呼名させます。

- 議会事務局長（井波進君）それでは、呼名しますので登壇願いたいと思います。
20番神立精之君。

〔20番 神立精之君 登壇〕

- 議長（今川英明君）

表彰状

つくばみらい市 神立精之殿

あなたは市議会議員として16年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成21年5月27日

全国市議会議長会会長 五本幸正（代読）

〔表彰状授与、拍手〕

- 議会事務局長（井波進君）19番中山平君。

〔19番 中山平君 登壇〕

- 議長（今川英明君）

表彰状

つくばみらい市 中山平殿

あなたは市議会議員として14年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成21年5月27日

全国市議会議長会会長 五本幸正（代読）

〔表彰状授与、拍手〕

- 議会事務局長（井波進君）18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

- 議長（今川英明君）

表彰状

つくばみらい市 川上文子殿

あなたは市議会議員として14年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがあります

すので、第85回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成21年 5 月27日

全国市議会議長会会長 五本幸正（代読）

〔表彰状授与、拍手〕

- 議会事務局長（井波 進君） 17番豊島 葵君。

〔17番 豊島 葵君 登壇〕

- 議長（今川英明君）

表彰状

つくばみらい市 豊島 葵殿

あなたは市議会議員として12年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成21年 5 月27日

全国市議会議長会会長 五本幸正（代読）

〔表彰状授与、拍手〕

- 議会事務局長（井波 進君） 15番廣瀬 満君。

〔15番 廣瀬 満君 登壇〕

- 議長（今川英明君）

表彰状

つくばみらい市 廣瀬 満殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成21年 5 月27日

全国市議会議長会会長 五本幸正（代読）

〔表彰状授与、拍手〕

- 議会事務局長（井波 進君） 14番山崎貞美君。

〔14番 山崎貞美君 登壇〕

- 議長（今川英明君）

表彰状

つくばみらい市 山崎貞美殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成21年 5 月27日

全国市議会議長会会長 五本幸正（代読）

〔表彰状授与、拍手〕

- 議会事務局長（井波 進君） 13番海老原 弘君。

〔13番 海老原 弘君 登壇〕

- 議長（今川英明君）

表彰状

つくばみらい市 海老原 弘殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成21年 5 月27日

全国市議会議長会会長 五本幸正（代読）

〔表彰状授与、拍手〕

○議会事務局長（井波 進君） 最後に、今川議長も同時に表彰されておりますので、岡田副議長より伝達をお願いいたします。

〔16番 今川英明君 登壇〕

○副議長（岡田伊生君）

表彰状

つくばみらい市 今川英明殿

あなたは市議会議員として11年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成21年 5 月27日

全国市議会議長会会長 五本幸正（代読）

〔表彰状授与、拍手〕

○議長（今川英明君） 以上で伝達式を終わります。

ただいま 1 番秋田政夫君が出席です。

会議録署名議員の指名について

○議長（今川英明君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により18番川上文子君、19番中山 平君を指名します。

会期の決定について

○議長（今川英明君） 日程第 3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から会期等について委員会の結果を報告願います。

議会運営委員長豊島 葵君。

〔議会運営委員長 豊島 葵君 登壇〕

○議会運営委員長（豊島 葵君） それでは、ご報告申し上げます。

議会運営委員会は、去る 6 月 4 日に開催しまして、本定例会の日程等について協議をいたしました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から18日までの 8 日間でございます。

本日は、議案の上程及び執行部から議案の説明を求めます。なお、諮問第 1 号及び同意第 1 号から 4 号までは人事案件ですので、委員会付託は省略し、先議していただきます。その後、通告順に従い 5 名の方の一般質問を行いたいと思います。

あした12日は、午前10時から本会議を開き、残り 5 名の方の一般質問を行います。

一般質問終了後、執行部提出の議案に対する質疑を行います。質疑は通告制でございますので、質疑のある方は、本日午後 1 時までをお願いいたしたいと思います。続いて、議案の委員会付託を予定しております。

13日、14日は休日であります。

15日、16日は、各常任委員会を開催し、それぞれ付託されました議案及び請願の審査を行っていただきます。

17日は休会となります。

最終日18日は、午後1時から本会議を開きまして、各常任委員長の報告、質疑、討論を行います。なお、討論は通告制でございますので、討論のある方は、17日の正午までにお願いします。引き続いて議案の採決を行い、その後、閉会中の継続調査の件が予定されております。

以上、出席委員異議なく決定した次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（今川英明君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの8日間に決定いたしました。

請願について

○議長（今川英明君） 日程第4、請願について。今定例会までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたから、ご報告いたします。

報告第	3号	平成20年度つくばみらい市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第	4号	平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第	5号	平成20年度つくばみらい市一般会計継続費繰越計算書について
報告第	6号	平成20年度つくばみらい市水道事業会計継続費繰越計算書について
諮問第	1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
同意第	1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第	2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第	3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第	4号	教育委員会委員の任命について
議案第	38号	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第	39号	平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）
議案第	40号	平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第	41号	平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（今川英明君） 日程第5、報告第3号から報告第6号、諮問第1号、同意第1号

から同意第4号及び議案第38号から議案第41号まで、以上13案件を一括上程いたします。

提案理由の説明

○議長（今川英明君） 提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 提案理由の説明を申し上げます。

本日、平成21年第2回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

また、先ほど全国市議会議長会会長より表彰されました神立議員ほか7名の方々、本当におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

連日、テレビ、新聞等で報道されている新型インフルエンザにつきましては、現在も感染者の拡大が続いており、対応については予断を許さない状況でございます。本市としてはWHOが警戒レベルをヒトからヒトへの感染増加を示すフェーズ4に引き上げたことを受けまして、4月28日に、私を本部長とする、先ほど議長より報告がございましたように新型インフルエンザ対策本部をいち早く設置し、茨城県と連携を図りながら、市民の皆様を対象にした電話相談窓口を開設するとともに、市民の皆様に対して、感染予防と正しい理解の啓発のための情報発信に努めてきたところでございます。今後は、秋以降に再流行することが懸念されていることから、これに備えるためにも、マスク、消毒薬等の備蓄量をふやすなど、市としてできる、いわゆる感染予防対策を実施してまいりたいと考えております。

さて、我が国の経済情勢は、いまだ厳しい状況にあり、先月に発表された月例経済報告では、平成21年1月から3月期の実質GDPの成長率は、前期比で4.0%のマイナス、年率換算で15.2%のマイナスと、戦後最悪のマイナス成長となっております。

また4月の有効求人倍率も、前月を0.06ポイント下回る0.46倍と過去最低水準であり、本県においては、それを下回る0.45倍と依然厳しい状況が続いております。

こうした厳しい状況の中、本市といたしましては、当初予算で公共事業等の約80%を上半期に前倒しするなどして、地域の景気回復に努めてまいるとともに、雇用対策としても今後国の緊急雇用創出事業等を活用しまして、新たな雇用創出を図ってまいりたいと考えております。

とりわけ生活支援、地域の活性化対策としての対応は、安心安全の実現のための事業等を早期に着手し、さらなる地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

これら施策を積極的に展開し、住民福祉の向上につなげてまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提案いたしました議案について、説明を申し上げます。

今定例会に提出をいたしております案件の内容は、報告案件4件、人事案件5件、条例の一部改正案件1件、補正予算案件3件の合わせて13案件でございます。

順次説明を申し上げます。

報告第3号 平成20年度つくばみらい市一般会計繰越明許費繰越計算書についてですが、定額給付金給付事業ほか12事業の繰越計算書でございます。

報告第4号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

については、公共下水道管渠更生事業ほか4事業の繰越計算書でございます。

報告第5号 平成20年度つくばみらい市一般会計継続費繰越計算書についてでございますが、農業振興地域整備計画策定業務の繰越計算書でございます。

報告第6号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計継続費繰越計算書についてでございますが、小貝川水管橋改修事業の繰越計算書でございます。

以上、報告第3号及び第4号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第5号につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、また報告第6号につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告をするものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本年9月の任期満了に伴い、渡邊茂男氏を再度人権擁護委員に推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、本年6月の任期満了に伴い、新たに村上功夫氏をつくばみらい市固定資産評価審査委員会委員に選任したく議会の同意を求めるものでございます。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、本年6月の任期満了に伴い、新たに寺脇利美氏をつくばみらい市固定資産評価審査委員会委員に選任したく議会の同意を求めるものでございます。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、本年6月の任期満了に伴い、新たに神戸一夫氏をつくばみらい市固定資産評価審査委員会委員に選任したく議会の同意を求めるものでございます。

同意第4号 教育委員会委員の任命についてでございますが、富田郁夫教育委員会委員の在任期間が6月27日をもって満了となるため、新たに久下伸子氏を教育委員会委員として任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第38号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例でございますが、茨城県ではこの7月から妊産婦対象の医療福祉費支給制度、いわゆるマル福でございますが、この制度の対象疾病を妊娠の継続に必要な疾病に限定する改正をいたしました。が、当市では、少子化対策として妊産婦の経済的負担を軽減するため、県の定める対象疾病以外のものについても、これまでと同様の助成制度を市単独で継続して実施すべく条例の一部改正をするものでございます。

議案第39号から議案第41号は、平成21年度予算の補正予算でございます。

議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,128万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ139億2,358万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、農産物直売所整備への強い農業づくり県補助金、都市計画道路東櫛戸台線への住宅市街地盤整備事業国庫補助金を追加し、これにより東櫛戸台線への合併特例債の歳入を減ずるものでございます。

歳出の主なものとしましては、まず農産物直売所の設置でございますが、かねてより懸案であった農産物直売所の整備につきましては、このたび、JA茨城みなみ農協が実施事業者として名乗りを上げてくださいましたので、連携して地産地消並びに農産物の新たな販路拡大の拠点として、さらには農業後継者不足の改善策として整備を進めていく予定で

ございます。今回は、ＪＡ茨城みなみ農協への設置にかかる負担金を新たに計上させていただきました。

二つ目は、不登校解消事業でございます。

市では、このたび、茨城県の不登校解消モデル事業のモデル校の指定を受け、市内１小学校にスクールライフサポーターを配置する予定でございます。不登校状態の未然防止並びに解消を図るには、早期発見、早期対応が重要であり、そのためには担任だけでなく、一人でも多くの教職員が生徒理解を目的としたかわりの機会を持つこととで、多面的な見方ができるようなシステムの構築が必要であります。

スクールライフサポーターは、教職員と連携を図りながら、児童の不適応傾向の早期把握や生徒理解に基づいた生徒指導を行ってまいります。今回は、スクールライフサポーターの報償を新たに計上させていただきました。

最後に、マル福制度でございますが、議案第38号でご説明を申し上げましたが、県の定める対象疾病以外のものについても、これまでと同様の助成制度を市単独で継続して実施するために、システム変更にかかる経費を計上いたしました。なお市単独で事業を継続するに当たっての財源は、現予算を効率的に執行することで確保することといたしました。

議案第40号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,902万8,000円とするものでございます。内容につきましては、前期高齢者納付金の増によるものでございます。

議案第41号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億643万9,000円とするものでございます。内容につきましては、高岡狸穴地区、豊南部地区の農業集落排水施設の非常用通報装置が総務省の無線周波数再編に伴い使用できなくなることから、機器の変更等に必要な調査等の業務を委託するものでございます。

詳細につきましては、配付させていただきました議案書をごらんいただけますようお願い申し上げます。

以上ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

報告第３号から報告第６号までの４案件については、報告案件でありますので、ご了承願います。

お諮りします。

ただいま議題となっております９案件のうち、諮問第１号及び同意第１号から同意第４号までの５案件については、人事案件でありますので、委員会の付託を省略し、先議したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、諮問第１号及び同意第１号から同意第４号までの５案件については、委員会の付託を省略し、先議することに決定いたしました。

諮問第 1 号について先議

○議長（今川英明君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから諮問第 1 号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手多数です。よって、諮問第 1 号については適任とすることに決定いたしました。

同意第 1 号について先議

○議長（今川英明君） 次に、同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから同意第 1 号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、同意第 1 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第 2 号について先議

○議長（今川英明君） 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから同意第 2 号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第3号について先議

○議長（今川英明君） 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから同意第3号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第4号について先議

○議長（今川英明君） 同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから同意第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手多数です。よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第38号から議案第41号までの4案件に対する質疑は、明日行いますので、質疑のある方は、本日午後1時までに本職あてに通告願います。

ここで暫時休憩をします。

午前10時38分休憩

午前 10 時 50 分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問は、皆様、ご存じのように、質問及び答弁の時間を含め 1 人 1 時間となっております。さらに一つの質問に対して 3 回までの質問になっておりますので、遵守するようにお願いいたします。

一般質問

○議長（今川英明君） 日程第 6、一般質問を行います。

順次発言を許します。

13 番海老原 弘君。

〔13 番 海老原 弘君 登壇〕

○13 番（海老原 弘君） 私からは、二つ質問を提出してありますので、いずれも市長の考え方、そして市長の政治姿勢について質問するものでございますので、明快なる答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、第 1 点は、市職員の指導監督についてということをお伺いいたします。

つくばみらい市として 3 年が経過しましたが、職員の指導監督について、改めてその内容についてお伺いをいたします。

旧伊奈町と旧谷和原村の両町村のそれぞれの町村から新しいつくばみらい市の職員として新たなスタートをしたわけですが、この 3 年間の間に、新聞やテレビ報道をされるような事件も何度かあったと記憶しております。どのように指導監督されたのかをお伺いしたいと思います。その結果、どのように職員に対しては処分されたのかもあわせてお伺いをいたします。その上で、市長の責任はどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

次に、つくばみらい市発注の工事における諸問題の指導監督についてはどうでしょうか。何も問題はなかったのか、お伺いをいたします。

恐縮ですが、伊奈町時代に、総合運動公園に残土を持ち込まれた経緯があり、その後、町は、町の工事の建設残土を運動公園の奥に処分していい方策をとりましたので、その件に関しても、だれがどのように管理されているのかを改めてお伺いをいたしたいと思えます。

過去において、今申し上げましたように、伊奈町時代に、運動公園に 1 立米 8,000 円の山砂を入れる予定の工事に、当時下請の業者ということで報告ありましたが 10 トンダンプで 100 台、約 1,000 立米の建設残土が埋められ、当時の伊奈町議会で問題になり、結果は、受注業者が 1 カ月の指名停止を受けました。しかし、町の監督責任はとられておらないというふうに私は記憶しておりますが、その辺も市長からあわせてお答えいただければ幸いです。

過去の伊奈町のことでありますが、今でもその運動公園の整備は完了していませんので改めて市として過去の事件についてどのように考えておられるのか、そしてあの運動公園の残土もほとんど山になって満杯の状態でありますので、今後どういうふうにされるのかもあわせてお伺いをいたしたいと思えます。過去の反省を含めて反省し、指導監督の対策

をどのように行うのかお伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

市職員の指導監督というふうなことでございますけれども、一般的なお話をさせていただきましても、職員の不祥事による処分等につきましては、市長の方から、職員分限懲戒等審査委員会というのが市役所内に設置してございますので、そこに諮問がございまして、委員会においてる審査をして答申をしているところでございます。

委員会においては、本人からの事情聴取あるいは、ほかに同様な不祥事の処分例があるか、あるいは人事院の方から通知されております懲戒処分の指針等々を参考に厳正に審査を行いまして、処分量定を決定し、市長に答申をしているところでございます。

また、刑事事件等におきましては、司法の判断等が貴重な審査資料というふうなことになりますので、そういった結果を待つて委員会を開催しているというふうなところでございます。

監督者の責任については、同様な不祥事の処分例、あるいは事件の内容や社会に与えた影響などを考慮して、処すべきか否か、委員会で監督者についての審査等もあわせてしているということでございます。

合併後の18年から20年までの懲戒処分の件数は5件というふうになっております。ちょっとお待ちください。失礼しました。処分の内容等につきましては、戒告が2件、減給が1件、それから停職が2件というふうな、停職これ6月の停職ですけれども、そういった処分内容を下しております。

市としては、職員の不祥事の未然防止と、それから公務員倫理の徹底を図ることを目的として、昨年の4月に、つくばみらい市職員の懲戒処分の公表に関する基準を制定しまして、市民に信頼される職員を目指して綱紀粛正に努めているところでございます。

それから、2点目の市発注工事云々というふうな話でございますけれども、この市発注工事における不祥事、とりわけ建設工事請負業者の指名停止等につきましては、競争入札参加資格審査を経た業者が、事故あるいは贈賄、談合及び不正行為等を起こした場合につきましては、透明性、公平性等を確保する上からも、市の方でやはり定めておりますつくばみらい市建設工事請負業者指名停止等措置要綱の措置基準に基づいて、これも厳正に適正に対処しているところでございます。

ちなみに、合併してから指名停止処分をしたのは1件でございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 市職員の指導監督についてということにつきましては、ただいま総務部長が答弁したとおりでございます。

私自身の問題でございますが、私自身としては、市民の負託にこたえ、公平、公正な行政を執行する立場にある者として、みずからが率先して範を示し行政に取り組んでいく基本的な姿勢については、今までも、そしてこれからも変わりはありません。

今までも、それぞれの事案が発生した場合においては、それぞれの時点で適切に判断してまいったと考えております。よって、私の責任については、今後もその不祥事の重大性

や社会に与えた影響等を十分考慮し、みずから判断をしてその責任をとるものと考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 部長と市長の方から答弁をいただきました。

つくばみらい市になってから、部長が答えられた5件ほどあったというお話がありましたが、その5件のうち、停職2件ということですので、退職したのではないですね。これはもう一度確認のためにお願いをしたいと思います。

私、記憶しておりますのは、皆さんもニュース等で見たと思うのですが、みらい平駅付近のスーパーで不祥事を起こした事件が報道されましたけれども、その事件も今の5件に入っているのではないかというふうに思いますが、やはり市民に、非常に、なんだと、つくばみらい市の職員は何をやっているのだと、他の機関に出向している人だったというふうに記憶しておりますけれども、そういう印象を市民の方々が受けたことは事実でございます。人間ですから、いろいろ間違いがあるのはいたし方ございませんけれども、部長の言うように、今、一定の処分をして、失職まではしていないということですので、やはり若い職員のこれからの頑張りを期待しておきたいと思います。

それから、市長から今答弁ありましたように、公平公正にやっている、いささかもあれないというあれでしたけれども、私が先ほど問題提起をしました伊奈町時代に、運動公園の問題を、これは質問が別問題みたいになりますけれども、そうじゃなくて、私が期待する答弁は、そういう問題があったときに、当時は町でしたけれども、町当局の方の責任は、例えば、担当は教育委員会でした。それから、その上に町長がいたわけですが、そちらの側の処分といいますか、業者の指名停止を受けて、町としては、今後こういうことのないように、こういうふうにしたという姿勢が私には見られなかったというふうに判断します。

ですから、私が今お伺いしたいのは、先ほども公共工事で1件だけ不祥事があったように聞いておりますので、そういう場合に、やはり市側としての責任のとり方というのはどうするのか、そして、伊奈町の運動公園の場合には、我々議員も少し追及が甘かったといえますか、今申し上げたダンプで100台の残土が山になっていたのです。あそこにスターレットというパチンコ屋さんがある。それがいつの間になくなったのです。問題のある残土が、市民の目に触れ、それがいつの間になくなった。これを追及しなかった責任は我々にもあるのではないかという反省をもとに、やはり何か不祥事があった場合は、もちろん市、我々議会も責任を問われるのじゃないかということをもとにこの質問をしたので、つくばみらい市として、そういうことのないことを心から望んでいるわけですが、その件を踏まえてもう一度部長と市長に答弁をお願いいたします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

私の方から、職員の処分の関係でお答えを申し上げますけれども、先ほどお話ししました停職6月の方が2名というふうなことを申し上げましたけれども、結果的には、その2名の方は、みずから退職というふうなことでお二人はやめられております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 板橋に残土が積んであったのがそれがなくなったから運動公園へ持ってきたと、こういうご質問でございますが、だろうということ……。

○13番（海老原 弘君） いやいや運動公園の残土が山になっているということです。撤去させましたよね。

○市長（飯島 善君） ああそういう意味ですか、撤去はさせたことはございます。土の入れかえで。

それから、先ほど砂、立米幾らで云々というものは、またこれは別な話でございまして、これは問題はございませんでした。笠間の砂を持ってきて、いわゆる埋め立てのためじゃなくて、運動公園の上、今も多目的広場もそのようになっておりますが野球場も非常にでこぼこが多かったものですから、笠間の砂を持ってきて整地してきれいにしたと、こういう経過がございしますが、運動公園の土を持っていけということで、その処分はしましたけれども、先ほどもあったように、指名停止をして、処分はしましたけれども、その持っていった土が板橋に積んであったというのは、私も確認しておりませんので、その土であるかどうかというのは、ちょっとお答え申し上げるわけにはいかないのですが。そういうことで、当時はそのような処置をいたしました。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 部長の件は理解いたしました。

市長が今答弁された問題については、要するに運動公園に建設残土を入れたそのいわゆる東京かどこかの建設の残土で、どんな不純物が含まれているかもわからない土が、ダンプで100台持ち出して、民地ですけれども、ボタ山みたいに三つの山ができていたのです。それをどういうふうにするというのは、運動公園自体に問題のある土が入れられたわけですから、やはりそこまでの責任が当時の町にあったというふうに、その土をどうするかという。どこかへ持っていっちゃえばいいのだというのは私は違ったのじゃないかと。先ほど申し上げましたように、我々議会の反省も含めて、ああいう場合には、その問題発覚した残土の処分の仕方まで、やはり当時町に、今は市ですけれども、市に責任があるのではないか。

今、どことは申しませんが、伊奈地区でも谷和原地区でも、そういう残土を埋めたくて探している業者等もたくさんいるようにお聞きします。やはりつくばみらい市が、そういう問題に対して敢然と処置をする、そういう姿勢を貫いてほしいと思います。そういう姿勢で臨まれていると思うのですが、もう一度この件について、市長の答弁をもらってこの質問は終わりたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 残土の問題では、議員がおっしゃったように、特に丘陵部には道路のふちに今草が生えているから、これが残土だということはわかりませんが、これから先、草が枯れてくると、こんなところへもおろしてあったのかというようなことで、確かにございます。そういうことから、私は、残土条例をつくって、市の入り口へは持ち込み禁止だよというような啓発もしておるわけでございますが、今議員がおっしゃったように、これからは、その問題については徹底的に調査をし、そして取り締まりを指導していくと、

こういう心構えでやってまいります。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 市長から、明快なる答弁をいただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

つくばみらい市の谷和原地区でも、残土の問題では、民間の方も被害をこうむった方もたくさんいます。私の生れた東櫛戸には、今もその一部が残土として積まれておりまして、その地域を民間の不動産屋さんが住宅を建設して売り出す、そういう問題もありましたけれども、今は中止になっておりますが、やはり最後は、市民の皆さんに迷惑がかかる事態になりますので、今後ともしっかりとそちらの方の監視もお願いをしておきたいと思えます。

それでは、2問目に移ります。

ワープステーション江戸について、つくばみらい市としての主体性をどのように回復させるのかというのがこの質問のテーマでございます。

今まで、この質問に関しましては、多く議員の皆さんが質問を、当時の伊奈町議会から含めて何十回というふうに行われていると思います。昨年も、川上議員、山崎議員も同様の質問をされていると思います。

私は、当初から、このワープステーションについては、反対の姿勢を続けてまいりました。しかし、完成してから後は、心の中で、やはりやった以上は成功してもらいたい。市長が常々言われましたように、県とタイアップして、1期事業としてワープステーション、2期事業として、企業や研究機関も含めてメディアパークシティという構想を何回も聞いてまいりましたけれども、そうなることを私も心の中では切望しておりました。

やはり当時の伊奈町として、企業のない伊奈町に、県が力を入れてやるということで、やはりそれは、ワープステーションはともかく、メディアパークとしては、私は本当に大いなる希望を持っておったのは本心でございます。

谷和原地区の方々はわからない方もおられると思いますので、私が一番反対した理由は、第三セクターという組織でスタートしたことにもあります。第三セクターというのは、皆さんご存じのように、結果的にだれも責任をとらない組織であるというふうに私は断定しております。当初から、NHKの天下りの役員さんが1人、それから県からの天下りの役員さんが1人、2人とも、報道された内容から判断しますけれども、給料を月に100万円ずつもらっていたのです。2人で200万円、年間2,400万円、それで1,200円ぐらいの入場料で賄えるわけがないじゃないですか。取手駅からは、関鉄のバスがワープステーションまで運行されておりましたけれども、その役員さんの1人が取手駅からワープまで毎日乗っている、そんな状態なのです。

そんな中で、当時商工会長が事業の推進委員長に推薦され、ワープステーションの現場事務所を商工会の事務所に置くことを商工会に町長の方からお願いすることになりましたけれども、私は、この問題についても、当時商工会の監査ですね、監査をしていた関係上、もう腹を切る覚悟で、やはり商工会としては、協力はするのはいいかもしれませんが、商工会に事務所を置くことだけは私は承服できないので、一般質問をして、町長の方で、商工会の皆さんに反対があるなら借りなくてもいいと、民間のところにワープステーションの事務所は建設された経緯がございます。

それから、当初伊奈町が2億円、茨城県が5億円を含めて30億円以上の出資金が集まり、

それでスタートをしたわけです。伊奈町としては、工事費を含めてもろもろ今の2億円も含めて、正確には数字はあれなのですが、15億円を超える出費をしたことは事実でございます。今の状態は、だれが見ても見事に失敗に終わったといわざるを得ません、残念です。

つくばみらい市としての主体性を、今どういうふうに回復させるのか、そして今後の見通しはどのように考えておられるのか、市長の任期もあと1年を切りましたけれども、このワープステーションの失敗から、メディアパーク事業への導入を、私はできなかったというふうに判断をいたします。そのできなかった責任をどのように市長は考えておられるか、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ワープステーションの問題でございますが、今、議員の質問の中で商工会へ事務局を置いたというのは私も初耳なのですが、そういう話は聞いたことはないのです。事務局は、当初から県で作りまして、県の中へ。

○13番（海老原 弘君） 事務所、現場事務所。

○市長（飯島 善君） 現場事務所へ出てきておりません、会社は。あそこへ場所ができてからきたのであって。だからそれは初耳なので。ちょっと私もわかりませんが。

基本的な問題を申し上げます。

いろいろご心配をおかけしておりますが、そういうことから、つくばみらい市企業誘致等促進協議会なるものを、前にも申し上げましたが、昨年設立をいたしまして、県と市、さらにこのほか、先ほどちょっと出ましたが、各企業等も出資していた関係もございまして、この参画も予定しておるわけでありましたが、今そういう中で、企業誘致の活動をしております。今後もこれは当然やっていくのは当たり前でございますが。

二、三そういうことで、問い合わせもあるのですが、前に岡田議員からだと思うのですが、あのバイパスの先がないと、こういうことで、あそこまでワープステーションつくったので、道路はつくっていただいたわけですが、残念ながらあそこでとまっちゃっているわけです。そういうことで、現場を見に来て、これは何とか取手市の方へつながる道路はどうなのだというようなことは聞かれましたが、今のところ、私の責任で道路云々という返事ではできませんので、働きかけはしているのだが、なかなか難しいでしょうというようなことを申し上げたのですが、やはり高速だけを利用するのじゃなくて、取手の方へ出る道路も欲しいと、こういう要望もございましたが、そういうことから、その人は、将来に向かってその会社は来ることは考えられますが、今すぐというわけにはいかないということでお帰りにになりましたが、そういうことで二、三問い合わせはございますけれども、そういうことで県と連絡を取り合って、とにかく今後もこの企業誘致を図っていくと、そういう方針でまいりたいと、このように考えております。これが私の責任である、そう思っております。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 市長からは、答弁をいただきましたが、今まで山崎議員や川上議員への答弁と何ら変わっていないと、もう任期が1年を切った今の段階で、そんなことを言っている段階ではないのではないかというのがこの質問をした経緯です。

先ほど申し上げましたように、金銭的にも、民間のお金を30億円、ダブりますけれども、旧伊奈町の資金を15億円、合わせれば40億円以上のお金を費やして今の結果があるわけで

す。今の現状は、単なるNHKの一施設ぐらいにしかならないじゃないですか。県と市の主体性はどこにあるのですか。私は非公式ですけども、この問題に対して、個人的な発言で、民間のある映画会社が進出を図っていると、そういう情報があるところでしゃべりましたところ、すぐ県の方へ問い合わせをしてやってくれた方がいるのです。しかしそれはないと、それは公表できるわけではないのです。本当に私はその情報を得たとき、起死回生の策として、もしそれが本当なら、そういうことにつくばみらい市としてはお願いをするぐらいの熱意があっていいのではないかと。

県が何かやってくれる、何もやってくれないですよ、道路だってあそこでとまっちゃっているのですから。私は、町長とこのワープステーションの問題を議論したときに、メディアパークが先じゃないですかと、あそこに伊奈町、将来はつくばみらい市としても、そういう施設を誘致することが、次にそういう娯楽的なものも誘致できる、もう自動的に誘致できるようなことになる。1期事業が失敗したために、2期事業は本当に、今、市長から答弁ありましたように、もう形にも何にもなっていないのです。

ですから、私がもう一度市長にお聞きしたいのは、つくばみらい市としての主体性を回復するには、やはりつくばみらい市が地主であるわけですから、年間1,000万円ぐらいの地代をもらってふざけるんじゃない、そのぐらいの気概で、県とあるいは民間のもし進出する機関があるのであれば、私はどんなことを使ってでも来ていただくのが筋じゃないかというふうに考えてこの質問をしたわけでございます。それが市長として、ワープに対する最後の締めくくり、立つ鳥跡を濁さずじゃありませんけれども、市長が、そのことを、完成しなくてもそれに努力するということが見えれば、私は、それで市長の姿勢に拍手を贈りたいと思いますが、いかがでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 議員、今おっしゃられた話の中では、どこか手を挙げてきている企業があるやに聞こえたのですが、私のところへはそういうのは耳には入っておりません。もしそういう手を挙げて来る企業があったら、こちらではもろ手を挙げて、どういう協力でもしてまいります。県とももちろん協議をいたしまして、県が主体になっておるわけですから、企業は大いに誘致すると、こういう姿勢に変わりはございません。

ただ、今のところは、先ほど話したのはそういうことで、もう来ないということですから、それと別なところがあるのだとすれば、具体的に来ていただければ、どういう相談にも応じます。こういう姿勢です。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 市長から、そういう企業があるならば、県とタイアップをして努力をしたいと。今川議長にも迷惑かけたのですが、私個人的な情報で全部しゃべれない部分がありますのであれなのですが、そういう企業があることは確かでございます。ですから、今、市長が県の方というふうにありましたので、そういう努力をしていただくことをお願いしてこの質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（今川英明君） 次に、5番中山栄一君。

〔5番 中山栄一君 登壇〕

○5番（中山栄一君） 5番の中山でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず第1問目なのですけれども、現在進行中の合併特例債事業と財政的な負担についてお聞きをしたいと思います。

先般、事業の年次計画書が、全員協議会の中で配付をされまして、現在の事業は確認してみますと、防災行政無線、これの統合、みらい平駅前駐輪場の整備、そして板橋コミュニティセンターの建設が予定どおり終了して、現在は、青木古川の護岸工事、そして谷和原地区の幼保一体化の、幼稚園と保育所の一体化の新設の事業、また県道が2カ所スタートいたしまして、東檜戸台線と豊体横町下宿線のバイパス工事と、こちらの4カ所が現在進行中。そして今後の予定として、着工予定の工事が、伊奈地区の市道の整備事業、これが4カ所と、伊奈庁舎の耐震補強工事、そして総合運動公園の工事と、こちらの方が未着工の工事として今後の予定に入っている、このような予定で合併特例債事業が進行しているわけです。

そういう中において、今回の、先ほども市長の方からありましたけれども、この経済状況が非常に昨年の秋から悪化をしておりますして、市の財政運営にも大きな影響を与えて、21年度、今年度の市税ですか、法人市民税を初めとして市税の大幅な減収も予想される。やっとここへきて景気が底を打ったとはいっておりますけれども、今後急激な回復というのは到底見込むことができないし、回復が実感できるまでには数カ月がかかるだろうと、このような報道もされております。

そのような中で、合併特例債事業が、平成27年度までの終期が定められた中でこの事業が進行しているわけです。年次計画書を見る限りでは、来年の平成22年度から、この伊奈地区の道路4カ所を含めて未着工の事業のほとんどがスタートをすると、それらをすべて含めて総事業費が谷和原インターチェンジ付近の整備事業、こちらの方は中止になりましたけれども、総事業費において、当初計画よりも約24億円増えて、総額で117億円と、こういう金額が発表されております。もちろん地方債の発行も、この平成22年度を境にして大幅に起債額が増加すると、このようなことが予想される、そういうふうな状況です。

合併特例債といっても、一般の地方債と基本的には変わらない。ただ違う点は、約3年後ぐらいからこの公債費、元利償還額の返済が始まるかと思っておりますけれども、こちらの方の7割が地方交付税によって措置をされると、ここが一般の地方債と違う点なのです。ただ地方交付税で措置されるといっても、地方交付税の算出基準である基準財政需要額の算定項目に加算をされて、そしてそれぞれの項目ごとに補正係数をかけて基準財政需要額を出して、その総額と基準財政収入額の差で地方交付税が決まってくるという大変複雑な方法で算出をされております。また、この合併特例債事業というのは、これから10年とか20年とかという、この地方債は大変長期にわたって返済をしていきますので、これから10年、20年後の経済状況、その他を考えて見ても、今の地方交付税の制度事態がこのままで進むかどうかということも大変懸念される点があります。

そんな中で、非常に不確定要素の多い中での地方債の増額発行、合併特例債の増額発行ということで、平成20年度から大幅に起債額が増えて、そして平成25年ごろを境にして、公債費がまた順次大幅に上がってくると、こういう状況じゃないかと思うのです。そんな中で、予定どおりこの事業を進めることによって、現在のつくばみらい市に対しての財政的な負担、また、東檜戸台線、現在進行中の豊体のバイパス工事、この辺の主要事業に対しての進行に支障を来すことはないだろうかと、この点が心配されるわけです。

まず、担当部長、市長にお聞きしたい点は、このようなことで事業が進められていくわ

けですけれども、現在のこの進捗状況と、今後22年度から大幅に事業が増えるわけですが、この辺も考えた今後の予定、そして起債額が、平成22年度から現在進行中の工事も含めて大幅に増額が予想されると、こういうような中で、公債費の増加ということもあります。まず、財政負担を考えた場合に、これからの未着工工事について、事業規模とか、また計画等の変更もやむを得ない点が出てくるのではないかと思います。もちろんこれは合併した際に、市民との約束のもとに合併特例債事業ということで計画をして進めているわけです。市長にとっても非常に厳しい決断になるかと思えますけれども、そのようないろいろな背景から見て、今後のその事業の進展について、現状と予定、また計画の変更等を考える時期にきているのではないかと思いますけれども、この質問の特に1点目、2点目について、担当部また市長から答弁をいただければと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 合併特例債事業の進行と財政的な負担についてということで、現在とこれからということでのご質問でございますが、具体的な問題については部長の方から答弁させますが、基本的な問題だけ私の方からご答弁申し上げます。

この合併特例債事業につきましては、今、14事業を計画しております。板橋コミュニティセンターが4月1日に開館いたしました。既に3事業が完了して、現在、4事業に着手をしているところでございます。

合併特例債事業の中で大きな役割を占めている道路事業についてですが、豊体横町下宿線については、現在工事に入っておりますが、300メートルほど地盤改良工事が必要なので、ご案内のとおり今土盛りして転圧をかけておるところでございます。これはさほどではないのですが、東檜戸台線、これが大変なお金のかかる事業でございますが、これは実は国補事業の採択を受けまして、21億円ほどの国からの補助を受けることができると、こういうように決まったものですから、これ振りかえしなきゃならない。

しかしながら、今後、現在の計画どおり合併特例債事業、あるいは丘陵部の都市計画道路事業、丘陵部の公共公益施設の用地取得、さらに学校耐震補強事業など進めてまいりますと、土地区画整理事業の119条分担金や合併特例債を合わせて、平成27年度末までには約175億円の起債の借入れが増えるわけでございます。大きな財政への負担増が見込まれるわけでございまして、このことから、平成20年度においては、15%だった実質公債費比率も大きく増加してまいると、こういうことでございますので、事業の縮小、今議員からもございましたが、事業の縮小を含めて検討をしております。

以上です、よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

合併特例債の事業等につきましては、今中山議員がおっしゃったとおり、それから今後の予定されている事業等についても、道路事業がまだ未着手のものが4路線ですか、それから総合運動公園と伊奈庁舎の耐震ということで、まだ半分ほど全く手がつけられていないというような状況でございまして、今後の財政負担とかの点からいくと、非常に懸念をしているところでございますけれども。

基本的には、やはり合併して今4年目でございますので、あくまでも基本的には、合併

特例債事業ということで13事業を決めてあるわけですから、それをこの10年間では何とかして達成していきたいというのが、基本的には私どもの方の考えでございますけれども、平成22年度以降、かなりの事業費が膨らんでくるというふうなことでございまして、先ほど市長の方からもありましたとおり、22年度以降の公債費等の増加予測というのは、両方で175億円ということで、合併特例債分では約80億円、それから先ほど市長の方からありました、丘陵部の用地の取得とか、それから学校の耐震補強とかというような事業を含めてまいりますと、一般会計での起債借り入れが約95億円、両方で175億円というふうな起債借り入れが見込まれているところでございます。

また、公債費比率等についても、実質公債費比率等は、そういったことで、起債の借り入れが増加するということから、当然上昇にはなってくるのかなというふうには考えております。

それから、計画された全事業を進める上では、平成23年度から25年度の3年間で、投資的経費が、単年度で平均約40億円程度に膨らんでくるというようなことを予想しております。当然、財政調整基金などの基金も限りがございますので、そういったことで、投入できない場合には、当然歳入と歳出のバランスが崩れてきまして、歳出超過が起きてくるというようなことが懸念されていると。

それと最後に市長の方からもお話がありましたけれども、今後については、先ほど、東楢戸台線についての国補事業の取り入れですか、採択ですか、こういうのを約21億円ほど国からのめどが大体ついてきたというようなことでございますので、そういった新たないろいろなものを模索して、いろいろ検討していきたいというふうに考えておりますけれども、今後、この事業の見直し等を含めて検討をするということで、市長の方からの指示で、現在、関係各課と調整に入った段階だということを申し上げておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） 次の公債費比率、また財政負担についても、改めて次の質問で質問したいと思ったのですが、答弁の中にその辺も含まれて答弁をいただきましたので、ちょっとその辺も含めてお聞きしたいと思うのですが。

一番懸念される点は、予定どおり工事をこれから進めていくとなると、財政負担から見ても現在非常に大切な事業として、二つの県道整備、東楢戸台線とバイパス工事と、この二つの路線が、平成27年度までという終期を決められた工事の中で、途中で区切れてしまうというか、途中まででその年度が来てしまうようなことが、これが一番心配されるわけなのです。どの工事でも中途半端な中で終わってしまうというようなことだけは、この道路工事というのは、建物を建てて、板橋のコミュニティセンターのように建物を建てて土地を買ってそこへ建てるという完全に予定が立つ事業でもないということで、これから遺跡の問題であるとか、地盤の問題大変大きな問題を抱えて、国からも21億円の補助が出るということで、これは総額で約20億円オーバーした分を国で補助してくれるということですから、これは大変県の努力もあってのことだと思っておりますけれども。そういうことで、全体を見ながら進めていかないと、途中で終わってしまうということだけはぜひないようにお願いしたいと思っていますのです。

この公債費比率についても、現在では、財政健全化法が新しく制定されて、実質公債費

比率であるとか、将来負担比率というのが厳しく問われているという時期にきています。実質公債費比率は、先ほども市長からあったとおり、19年度で15.0%、将来負担比率で133.1%ですから、早期健全化基準と比較しても大変健全な数字であると、これは数字の上からもそのように現在では読み取れると思うのです。しかしこの2点についても、これからこの合併特例債の発行が急激に増えてきますと、もちろんこの二つの指標は算出する中で、元利償還金にかかる基準財政需要額算入額は計算から除外されるということで、この合併特例債の起債額とか公債額が大きく増加しても、それに伴って、この二つの指標が急激にそれと並行して上がるということはないかと思いますが。

いずれにしても、公債費の7割が国の負担になるといっても、残り3割は市の負担になるわけです。県道は県の負担もありますけれども、これからの新しい事業の市道の整備については、3割が市の負担になるということで、この公債費比率、こちらの方も上がってくる。また起債額が多くなってくると、将来負担比率の数値も上がってくる、これどうしてもそうならざるを得ないと思うのです。ですから、この辺のバランスを考えて、これから地方債の発行をしていかないと、もちろん合併特例債事業だけではなくて、市全体の事業を見ながら進行しなければいけないわけですから、この合併特例債も、自治体がこれから例年実施する建設事業費がありますけれども、この大体1.3倍ぐらいには抑えなさいというような上限も決められて、以前のように大変景気がよくて、インフレ基調で右肩上がりのような時代には借金した方が得だというような時代もあったかもしれませんが、現在では、合併特例債は使わないで済むのであればできるだけ使わない方が、将来の負担を考えると、事業運営の影響なども含めて、合併特例債だからといって起債をしていけばよいというものではないと思うのです。

この合併特例債事業に地方債の発行額がとられて、ほかの事業に影響するということも大変考えられるし、この前、伊奈中学校の、ちょっと話はずれるのですが、丘陵部地区の人口の増加ということがいろいろ一般質問の中でも取り上げられて、あそこに学校を早くつくればよいというような意見も、もちろん議員の間からも出ております。しかし、現在では、もちろんあそこに新設校を建てるということは、まず財政的にも無理だし、市民の理解も得られないということで、現在、丘陵部の子供たちが、谷原小、小張小、伊奈中、谷和原中と通学しているわけです。小張地区の県道を通して伊奈中学校に通う丘陵部の中学生たちが、非常に交通状況の悪い、大変混雑している狭い中で通って、運動公園の正門あたりの田んぼ道あたりを通るように通学路を変更したそうなのですが、それも先生方が、朝、交代で見守りながら通学をしていると、そういうふうな状況もあるわけです。

ですから、そういうふうに急を要するといえますか、とにかく今やらなければならない事業というのは、まだまだほかにももちろんたくさんあると思いますが、そのほかにも小絹中学校のグラウンドの改修事業なんかも待たれている事業の一つなのです。こういうふうに事業は、いろいろ一般会計でももちろんしていかなければならない事業も含めて、バランスを考えて事業をしていかないと、合併特例債事業が、これから平成22年度あたりからどんどん起債額が増えたと、その辺への影響も大変心配されると、そういうことがいえると思うのです。

それから、今後、常総広域のごみ焼却場の建設という大変大きい事業も控えております。これももちろん公債費が負担金という形でつくばみらい市にも相当な負担金が増加するこ

と思いますけれども、この辺も将来負担比率とか実質公債費比率には、これは一部事務組合とか、特別会計の公債費、起債額ももちろん含まれて計算されてきますので、こちらの方も考慮しながらこの数値も見えていかなきゃならないと、そういう非常にこれからそのような事業を控えて、この財政厳しい中で乗り切っていくということは非常に難しい点ではあるかとは思いますが。

時間もありますので、最後に、市長にお聞きしたいのですが、この辺もふくめてこの公債費比率、また、将来負担比率の数値等の今後の推移というのもまた考えた中で、また全体の事業に対する財政的な負担等も考えて、もちろん合併特例債事業は縮小の方向で考えていきたいというような答弁がありましたけれども、もう一度、市長のこれからの今後の合併特例債事業に対する考え方、また他の事業への影響もあわせて再度答弁をいただいてこの質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 公債費比率の問題でございますが、これからの推計をしてみますと、平成19年度12.7%であるわけでございますけれども、これは平成27年度には18.3%に上昇すると。さらに、警戒ラインは越えるものと推計されます。この比率の財政運営の硬直性の高まりを示す危険ラインは20%とされておりますので、今議員がおっしゃったように、これからの事業については、いろいろ洗い直しをしてやっていかなきゃ、安易に借りるからいい、あるいは合併特例債事業だからこれ進めましょうというわけにはいかないと考えております。

今後はこれらをよく検討し、将来にわたって財政負担のあまり大きすぎないような、過大な負担を残していきますと、将来大変なものになるわけでございまして、そういう基本的な考えをなるべく見直しをしながら進めていく、こういう姿勢であります。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） 申しわけないのですが、ただいまの市長がおっしゃったパーセントにつきましては、公債費の負担比率だというふうに思いまして、中山議員の方から言われているのは、実質公債費の比率だということで、15.0というのは、実質公債費比率ということで、市長申し上げたのは、公債費の負担比率ということで、これは15%の警戒ラインとか、そういったもので、危険ラインが20%だというふうに規定されているというか、いわれているものが今市長が申し上げたもので、中山議員おっしゃったのは、一部事務組合とかそういったものが今後入ってくるので、なかなか今の時点では、将来どういった比率になるかというのは、ちょっと今の時点ではなかなか予測できないのですが、当然、上がるのは間違いないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 3回目は時間の関係で午後にしたいと思いますのでご了解願います。

ここで、暫時休憩をします。

午後は1時に開会します。

午前 11 時 59 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いします。傍聴者の方に申し上げます。

傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また写真撮影や録音などは禁止されておりますので、よろしくお願いします。

また、本市議会では、小中学校の児童生徒を対象に、計画的に議会の本会議を傍聴していただくために、市の教育委員会並びに各学校の協力のもとに事業を展開しております。本日も、谷和原中学校の生徒が傍聴に来ております。本会議の途中で入退室することがありますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

5 番中山栄一君。

残り時間は31分です。

○5 番（中山栄一君） それでは、休憩前に引き続きまして質問をさせていただきます。

先ほどの財政問題は終りにしまして、2 問目の学校給食の自校方式についてお聞きをします。

きょうは、ちょうど時間がぴったりなのですけれども、中学生の皆さんが来ておりますので、ちょうど関心のある問題かなと思いますけれども、この学校給食の自校方式、これをお聞きしたいと思うのですけれども。ちょうど今月6月は食育月間ということで、食育推進のあり方についても含めてお聞きをしたいと思います。

食育推進基本計画では、さまざまな体験を通じて、食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践するための指導として、食育を推進することを求めています。

食育の充実というのは、生きる力の基礎となる健康と体力をはぐくみ、そして食文化の継承なども期待でき極めて重要であると考えられております。このような認識のもとで、食育の推進には、学校給食の充実が大切であると、このような考え方のもとに、より一層充実した学校給食の推進を図るためには、学校給食の自校方式の導入が望ましいのではないかと、このような考えが、各学校で真剣に検討されておるとい、そのような考えで検討されている学校も多いと、そういうことがこの教育分野でも取り上げられております。

つくばみらい市においても、施設の老朽化に伴って、施設の合併であるとか、また、民間への委託であるとか、こういうことをいろいろ考えなくてはいけない時期にきておるかと思いますけれども、これからのこういう課題が出てきた段階で、この選択肢の一つとして、自校方式の学校給食を検討していただけたらどうかと、この点をお尋ねしたいと思えます。

近年の社会環境の変化は、子供たちの生活環境や食事環境にも重大な影響を及ぼして、子供たち1人で食べる孤食であるとか、または朝食の欠食であるとか、このような子供たちが年々増えておるといことを聞いております。そんな中で、肥満傾向にある子供たち、また、食べ物によるアレルギーの割合も増加をして、子供たちの基礎体力であるとか運動能力も低下傾向にあると、そのようにいわれております。また、生活習慣病の増加、これ

らの低年齢化など、食に起因する健康問題も増加傾向にあります。

学校給食は、食育を推進する上で中心となる役割を果たしており、給食の時間は、学校生活の中で、友達や先生と食べる楽しさを体で感じたり、また、炊きたての温かいご飯を提供することにより、おいしい食事をとる喜び、また友達や先生と一緒に味わうことができる大切な時間であると、そういうことで、このような背景のもとに望ましい学校給食の姿として何点か今教育行政の中でも上げられております。

その１点目が、子供の成長にふさわしい献立の給食。２点目として、食文化への関心を高める給食。そして温かいご飯と旬を意識した新鮮で豊かな食材の給食。安心安全な食材を使用した給食。食物アレルギーや健康の状況に対応できる給食。そして十分な食事時間が確保された食育の実践の場となるような給食。こういうふうに望ましいこのような学校給食を支えるためには、学校ごとにきめ細かな調理や衛生管理が可能で、調理から食べるまでの時間も短く、学校ごとに特色ある、また特色を生かした献立やアレルギーなどを持った児童への個別対応献立なども実施できると、そして炊きたての温かいご飯が食べられる、こういう食事の楽しさが、なお一層感じられるような自校方式、学校ごとに給食をつくる自校方式による学校給食が効果的ではないかと、また効果的であると。このようなことで、この自校方式によってなお一層の食育の充実が図られるとの考えのもとで、切りかえる学校も多くなっていることも現実です。

近隣では、牛久地区は、全校とも自校方式を取り入れて、先日、私も牛久の方に行ってきました、保護者の方や関係者の話を聞いてみましたが、子供たちが給食の時間を非常に楽しみにしておると、学校ごとの給食ならではのいろいろな献立や、炊きたてのご飯のおいしさなど、みんなで味わいながら喜んで食べておる、残菜などない。また、給食費の未納などもとても考えられないような給食であると、そういうふうにおっしゃる保護者もありました。

そういうふうな背景のもとに、この谷和原給食センターにおいても、現在つくばみらい市は、谷和原地区と伊奈地区に分けて給食センターが２カ所で賄っております。建物もどちらも老朽化してきて、また、特に谷和原給食センターは、手狭なこと、狭いということもありまして、ご飯というか主食は、外に外注に出しているような状況であると。そういう中で給食が進められているわけです。

ただ、現在は、昔のような献立と大分違って、ここに谷和原地区の給食の献立表がありますけれども、非常に献立も工夫をされて、地場産品も多く使いながら、子供たちが興味を持つような献立になっておることも確かですし、担当者の努力というの、その辺にもうかがえると思います。しかし、まだまだ残菜といいますが、残りが多いことも確かです。

そういうふうなことを考えて、先ほど申し上げましたとおり、今後の方向として、この施設の老朽化に伴って、建てかえであるとか、両施設の合併であるとか、また、民間に委託というようなことも考えなければいけない時期にだんだんきておると思うのです。その辺の背景も踏まえて、この自校方式の推進というものについてどのように感じておられるか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの中山議員の質問にお答えしたいと思います。

学校給食の自校方式についてということの質問ですけれども、学校給食の自校方式につ

いては、調理から給食開始までの時間が短縮できることでの安全性であるとか、それから児童生徒と学校栄養職員、あるいは調理員との触れ合いが多くなるなどのメリットはあります。しかし、各学校へこれから調理室をつくる、あるいは調理員を多く配置する、そういうことを考えていきますと、非常に施設建設の費用、あるいは人件費の増加、そういうことが考えられますので、先ほど議員がおっしゃられていましたように、今後、老朽化して建てかえなければならないとか、それから、児童生徒数の減少等によって学校の統廃合とか、これから検討委員会も立ち上げますけれども、そういうときに、自校方式等についても考えられることではないのかなというふうに思っております。

それから、今食生活についても、ちょっと議員の方からおっしゃられましたけれども、食生活の上からも自校方式は、非常に今の状況から考えると自校方式にした方がいいのではないかなというような指摘もあったようですけれども、今の食生活、社会状況、それから環境の変化、ライフスタイルの多様化等によって、栄養の偏り、あるいは食習慣の乱れ、それから、家族と食卓を囲む機会の減少など、改善すべき点がたくさん出てきております。確かに、一人で食べる孤食ですとか、それから朝食欠食なども増えつつありましたけれども、これらについては、特に各学校等で数値目標を挙げて、例えば今85%朝食を完全にとっているが、15%はとれていないと、そういう場合には90%以上にしたい、そういう学校の数値目標を挙げて取り組んでいただいた結果、かなり朝食欠食などは減ってきております。

それから、本市の食育の推進については、給食センター及び学校を中心に進めておりますけれども、さらに今年度からは、市に栄養教諭が1人配置されました。栄養教諭を中心として食育の推進を行っていききたいというふうに思っておりますし、それから学校給食並びに今実施している弁当の日の啓発等も通しながら、食の大切さを感じる機会やすぐれた食文化などへの関心を高めていきたいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） 確かに、自校方式については、多大な初期投資というか、設備面での投資がかかることはこれは事実だと思うのです。ただ、食育ということがこれだけ取り上げられて、やはり食の楽しさとか、食を楽しむとか、そういう面からもぜひ、先ほど教育長も話したとおりで、老朽化の問題等もあるのでその辺に合わせて考えていきたいということですが、ぜひ選択肢の一つとして加えていただきたいと思うのですけれども。

きょうちょうど中学生が来ていますけれども、この給食センターは、先ほども言ったとおり、主食のご飯は、外注のお弁当屋さんといいますか、から配送されて、発泡スチロールの大きい箱にお弁当箱ごとに入っていますけれども、最近、大分温かいままで、あまり冷たくなならないうちに時間を短くして短縮して配送されるというようなことも聞いて、この前学校を訪問したときにも大分温かいご飯が提供されておりましたけれども、特に給食の楽しさというのを十分に味わっていただくような方式を考えていただきたいと思うのです。

献立表にしても、いろいろな献立が今出ていまして、本当に地場産品も大分使用しているということも聞いておりますし、これは6月の献立ですけれども、韓国料理なども献立の中に入っているということで、大分担当の方も非常に努力をされておるということは、

これは理解できるところじゃないかと思うのです。

ただ、別の面からまた見てみますと、確かにコスト面では、人件費も多少やはり上がることもあると思うのです。しかし、今よくいわれている地産地消という、地元の食材をできるだけ多く使うような、地元でできたものは地元で消費するような、そういう食のサイクルをつくっていかうということがいわれております。今度、この谷和原地区にも直売所ができるということで、そういう直売所を利用して地産地消を進めるという上からも、やはり自校方式によって、今までは学校給食会の方から食材の提供というものがほとんどではなかったかと思うのですけれども、学校ごとの食材の供給ということになり、量も少なくなって、より地産地消を進めることも可能じゃないかと、こういう利点もやはり考えていく必要があるんじゃないかと思うのです。

それから、またメリットとしては、災害時なんかにおいても、学校が今避難場所等に指定されている学校も多いですけれども、そういう中で、食事の提供等もより容易に可能になるというようなこともありますし、また、空き教室もこれから出た場合に、福祉施設としても高齢者の方が集まった場合の食事の提供等も容易になると、いろいろとメリットの面も考えていく必要があると思うのです。また自校方式ということですから、今のようなトラックで配送するような、もちろん配送費もかからない。

しかしながら、学校の事務管理の負担増や人件費等も割高になることも確かです。保護者負担も給食費の負担も多くなるというようなことも考えられますが、この牛久の例をとってみると、保護者負担というのはうちの方とほとんど変わらないということで、やはりこれは内容を工夫していくことによって、こういうコストの削減とか改善は可能じゃないかと思います。

そういうことを考えた上で、子供たちへの食育の充実ということを考えた場合にそこをまず優先させるべきだろうと、子供たちが本当に喜んで、温かいご飯を食べて、給食こんな楽しい時間だと、残菜もなく、そしてまた次の活力を生むというか、気持ちの面でも充実した学校生活を送ることができる、そういうメリットデメリットそれぞれがあるかと思うのですけれども、これから施設の問題とか初期投資の問題等々あるかと思いますが、ぜひとも、他校の例なんかも具体的に見ていただいて、今自校方式にしようと切りかえようとしている学校もこの近隣にもございますし、もちろん校舎の改修等も伴ってきますので、そう今すぐに云々ということじゃないですけれども、これからの長期計画の中でそのような視点のもとに、ぜひ選択肢の一つとして検討していただきたいと、この辺について再度教育長の考え、また市長もその辺の考え方について、今後の考え方としてどのような考えをお持ちか、その辺をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの中山議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど、地産地消を進める上からもというお話もちょっと出ていましたけれども、現在、かなりの食材を地場産のものを使ってしまして、伊奈の給食センター、谷和原の給食センターともに、使えるものはすべて地場産を使っています。米ももちろんそうですけれども、そういうことで進めていますけれども。ただ、自校方式になると、食材をおさめる場所がたくさん出てきますので、今度は、センター以上に、おさめてくれる方の手間が大変かなというふうに思います。

それから、メリットデメリットの件ですけれども、これらについては、先ほど申し上げましたが、栄養職員とか、それから調理員、失礼しました。栄養職員が学校に配置されるというようなことから、非常に食育の充実にはいいかなというふうな考えもありますし、それから各学校に調理員がいますので、運ぶ手間などが省けるというようなことから、その調理から給食をとるまでの時間が短い、食味が損なわれない、そういうメリットもありますし、それから、食中毒やなんかそういう場合も、学校ごとですから集団で起こらないというようなことも考えられますし、あとは配送の手間が省けるとか、そういうこともありますけれども。

デメリットとしては、先ほどのように、初期投資ですね、これが施設とそれから器具含めますとかなりの額を必要とするかなと思いますけれども、茨城県の場合ではないですけれども、埼玉県など、戸田市あたりでは、自校方式に切りかえたところで、施設には、大体2億円から3億円かかると、それから、茨城県では古河市などが自校方式を取り入れて、これは教室改造などをして、これは1億円未満で改造をしたというようなことも伺っています。牛久市については、まだ、どういうふうにして自校方式にして、あるいは先ほど議員おっしゃったように、経費をそんなに保護者負担を多くしないでやっているのか、この辺はちょっと調査不足ですので、これから調査をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 学校給食の問題でございますが、私の立場からすれば、やはり教育委員会とよく協議をして、ただ、これから近い将来には、学校の編成等の問題もあると思います。これとあわせて考えていかなきゃならないのじゃないかなと、こう思っているわけです。

以上です。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） 時間もきましたので、これで終りにさせていただきます。

これからの長期の計画になるかと思いますが、ぜひいろいろな面を考慮していただいて、努力をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（今川英明君） 次に、8番岡田伊生君。

〔8番 岡田伊生君 登壇〕

○8番（岡田伊生君） 8番の岡田でございます。

質問の時間をいただいている前に、少し、二分ほどお時間をいただきたいと思います。というのは、私、今度商工会の関係のものとしたしまして、先般ご理解をいただいて、市長を初め行政のご協力と議会のご理解によりまして発売ができることになりました20%のプレミアムつきの商品券の販売状況ということで、ちょっとご報告させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

もう皆さんご承知のとおり、6月6日土曜、日曜、この2日間に限って伊奈地区と谷和原地区で4,000枚、4,000枚ずつ発売いたしました。そして8日から9日、10日とこの3日間が残りの2,000枚を販売するというございますけれども、10日現在で9,362セットほど売れまして、残りが638セットということで、大体来週中には完売するのかなということでございます。これもひとえに関係者の皆様のご協力とご指導のたまものと深く感謝

をするところであります。

特に、産業政策課の皆さんにおかれましては、いろいろと本当にご指導ご協力をいただきましたこと厚く御礼を申し上げます。今後も、行政あるいは議会のご理解、そして商工会三者の連帯の流れを大切にしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、分譲住宅についてということで、空き家対策、そして埋蔵文化財に指定されている東栗山住宅の空き地についてということで、通告に従いまして質問をさせていただきます。

これにつきましては、平成13年12月、私、旧伊奈町時代に質問をしているわけですが、確認ということで、重複する点もあるかとは思っておりますが、よろしくお願いをいたします。

この質問に当たりましては、ちょっとだけ、この住宅管理の経緯を概略だけ説明をさせていただきたいと思っております。

この分譲住宅につきましては、当時、伊奈村時代に、過疎対策といたしまして、昭和45年から48年にかけて、14の地区に土地を村が地主より借り受けまして、地主と入居者の仲介を村が行ったという事業でございます。その後この住宅政策に欠点と申しますか、問題点がありまして、その大きなものとして、もともとの土地が、地主個人の宅地として一筆ごとに分筆登記がされておりましたのでいろいろと問題がありました。例えば、自分の宅地がわからない、あるいは宅地が決まっていけないもので相続ができないとか、あるいは道路分も課税されていたとかというもろもろの問題があったわけでございますけれども、この点につきましては、町執行部と地主の皆さんの話し合いや、当時の伊奈町議会の議会の中で、分譲住宅委員会の審議等も踏まえまして、区画整理事業が決定されたという経緯でございます。そして、平成14年にすべての住宅が登記が済んだということで、要するに区画整理事業が終結したということでもあります。

地権者の契約につきましては、20年ごとに契約をしていくということでございます。また、転貸については、民法の216条によりまして、地主の承諾を得るものとして、平成3年に改正をして、条件承諾料による新築建てかえが可能となって現在に至っているというところでございます。

当初の契約者、入居者は729戸ありました。そして本年3月現在は548戸で、181戸の皆さんが、先ほど申し上げました平成3年の改正によりまして個人所有地となったわけでございます。また、先ほども申し上げましたように、20年ごとの契約更新ということで、来年22年が分譲住宅政策の40年目の節目ということで、ちょうど2回目の契約の更新時期に当たるところでございます。そして今現在、1年前ですから39年が経過しているわけですが、14地区の分譲住宅の現在の状況はといいますと、高齢化が進みまして、地区によってはばらつきがありますが、空き家が目立っているという現状であります。

私の調査ですと、全体で現在60戸ほどあります。およそ契約戸数が548戸でありますから、平均約11%の空き家があるということになります。特に、青木住宅につきましては、139戸のうち19戸ということで13.6%、それから私どもの近くの東栗山住宅では44戸で5戸の空き家があって11.3%ということになっております。またほかの地区もあるわけですが、そちらの方はちょっと割愛をさせていただきますが。

そこでこれらの分譲住宅の空き家の状況を見るときに、先ほど申し上げましたように、

来年、20年ごとの契約更新期間ということも踏まえて、やはりそれ以外は、契約更新という内容が変えられないのかなという解釈のもとに質問をさせていただくわけですが、やはり空き家が多いということは、開発当初の目的でありました過疎化対策ということが原点にあるわけでございます。そして、この原点に立ち返りますと、やはりこのまま空き家を置いておいていいのだろうかという素直な気持ちなわけですがけれども、例えば、規約の変更ということで、空き家の期間の限定、例えば、これは大げさですがけれども、3年以上空き家にしておいたらちょっと何か考えてくださいというような規約の変更をするべきではないかと思っておるわけであります。

先ほども申し上げましたように、過疎化という一つの人間を張りつかせるための政策だったわけですから、3年がいいか何年がいいかは別ですがけれども、あくまでも確かに入居者の持ち家ということもありますから、いろいろと民法上の問題もあるでしょう。しかし、当初の、先ほども申し上げましたような目的を考えれば、この辺は、どのようにかする必要があるのじゃないかと私は考えておるのですが、市長あるいは担当部の方としてはどうでしょうか、この辺をちょっと伺いいたします。

それから、TXによりまして、隣の守谷市まで、徒歩あるいは自転車利用が可能になってきました、要するに人気上昇していると私は思っておるのですが、19戸の空き家が放置されております青木住宅を一つの例としてとります。それから、東栗山住宅の場合のように、常磐線の佐貫駅まで車で約5分なのです。あるいは、自転車でも10分か15分で行けるという地域でありますけれども、地域全体が市街化調整区域にくくられているということで、現在でも開発当初の目的を一番必要としているというような感じのするところであります。というのは、今現在近くに東小学校がございます。この東小学校の児童数が全校でちょうど60名なのです。そうしますと、もう既に複式学級というのが入ってきております。しかし、空き家5戸があるからないからだけでは、何というのですか、解決できないことかもしれませんけれども、やはり空き家5戸に若い人たちが入っていただければ、今言った複式学級というものの問題が解消される可能性としては十分にあるわけであります。

私は、今言った青木住宅そして東栗山住宅、それぞれ理由等は違うかもしれませんがけれども、2点だけを例にとらせてもらっているのですけれども、それぞれの理由と、あるいは一番問題になるかと思うのですけれども、これはご近所の方々にもそういう話がぼちぼち出ているのですけれども、不審火等の防災あるいは防犯上から見ても空き家はまずいのじゃないかと、そのためにももっと住んでいただきたいと、そして若い人たちが入ることによりまして、やはりその地域が活気を帯びることになるのではないかと思っておるわけであります。

私は、この点につきましても、住宅政策については市が介入しております。入居者と地主さんということですが、この空き家については、あくまでも民法の612条でしたか、だけであります。ですから、当初の目的を達成するためにも、やはり空き家というものをなるべくつくりたくないようにしていただくような努力をする必要があるのじゃないかと思っておりますので、2点目といたしましては、この空き家に対しまして、先ほどはいろいろな期間を決めて規約改正をするべきであるということなのですけれども。

もう1点として、この空き家に対しまして、一つ考えられることは、家の持ち主と地主と入居者ということで、例えば、空き家にしている人たちが千葉県あるいは埼玉、あるいは東京あたりとかいろいろなところへ全国に散らばっちゃっているのです。ですから、や

はりこれをまとめるといいですか、貸す方も大変かもしれませんし、地主さんも大変かもしれません。入居者の人も大変というような、三者の信頼関係がどうやって保てるのだろうかということを考えますと、やはり市が介入したのだから、市がそこまで介入しろということは、無理なのじゃないかという解釈もできるのですが、だとすれば、市が、例えば、紹介というか指定するような不動産屋さんを、当然地元になろうとは思っているのですけれども、この辺を何社か指定をさせていただいて、それに対して、今言った期限の問題とか、そういうものをクリアしていったって、常にある一定の期間だけはしょうがないにしても張りついていただくというようなことはできないのか、この辺をちょっとお聞きしたいと。

それから、もう一つ続けてなのですが、先ほども2番目で申し上げましたが、東栗山住宅の奥にあります埋蔵文化財に指定されております約1,000平米、1反歩ぐらいなのですが、の空き地についてであります。

これは先ほど冒頭で申し上げましたように、前に質問をしているわけですが、そのときの質問の中での答弁は、あるいは部長は、区画整理事業、先ほど言いました14年に終わったわけなのですが、全部終わってから解決するのだというような答弁がなされております。この点につきましても、前後しますけれども、入居者からは、平成9年の4月と平成11年の10月に、これ呼び名が違いますが、空き地といっているのは要するに遊休地といっているのですが、住宅の人たちは、遊休地の返還要望ということが、今2回ほど9年と11年に出されております。それから、平成15年には、3月の定例議会で、今度は逆に遊休地の有効利用及び返還についてということで請願が出されておまして、これは採択をされました。

また、先輩議員であります山崎議員の方からも、平成15年の12月に、遊休地返還についてということで同じような質問が出されておりますが、山崎議員の方はどちらかというと入居者側から見た質問であり、私は、どちらかというと地権者から見た立場で質問させていただいているわけなのですが、そのときの山崎議員の質問に対しましての答弁は、平成25年の6月までにこのちょうど東栗山の住宅の返還期日、更新時期がちょうど平成25年の6月23日ということになっておるのですが、その6月1日までには返還の条件整備など対応策を検討するというので答弁をいただいているわけであります。

入居者の、この東地区に関しましては、44戸の皆さんはすべて高齢化になっております。ほとんど息子さんあるいは娘さん夫婦で同居しているという方はほとんどいないのが現状でありまして、全部つくば市あるいは守谷とか近隣牛久の方へも出ているでしょう。そんなことで、本当老人だけの世帯といっても過言ではないほど、高齢化しているということでありまして、大分年金生活者が多いということであり、これはご承知のとおり、空き地に関しましては、先ほども言いました返還の請願も出ているわけなのですが、この44戸の人たちがこの1,000平米、約1反歩の土地をみんなでプールしてというか、全戸割にして負担をしているという現状があるわけです。ですから、この辺について、入居者からみればそういう問題が出る、そしてまた地主さんから見ると、一方5筆ほど分かれているわけなのですが、地主さんの方は、このままですと不公平が生じる、つまり今のままですと、畑や公園と用途が限られてしまっているんで、非常に周りの協力した地主さんとの差が出ちゃうといえますのは、周りは宅地としてなっているわけですから、この辺が、例えば、返されても困っちゃう、とまではいいませんが、そういう不公平が生じるのではないのかというわけであります。

それから、もう1点です、この空き地の中に埋設してあります浄化槽があるのです。これは皆さんはあまりご承知ないかもしれないですけども、地元の方ではいろいろ地盤が粘土質だったもので、なかなか浸透式の浄化槽ができないので、一部そちらの方へいったというようなことと。あともう一つは貯水槽、これも埋設されてあります。この土地も含めてどのように考えているのか。平成13年の区画整理事業は終わりました。山崎議員が言われた答弁でいう25年までの返還といいますか、契約更新の25年の6月23日の日にちをもってやるのかということで、その辺をあまり突き詰めるということではございませんけれども、それにしましても、大分21年ということで経過がしておりますので、これまでのそういったものの検討を、作業をどのようにされてこられたのか、ちょっと4点ぐらいあるのですが、その辺をちょっとお願いできればと思っております。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの岡田議員の質問にお答えいたします。

市分譲住宅の空き家対策でございますけれども、岡田議員のおっしゃるとおりに、市分譲住宅につきましては、当初729戸の分譲住宅を建設してございます。現在では、25%の方が底地を買い取られておりまして、現在の契約上では、地代をちょうだいしていらっしゃいますのは548戸でございます。しかしこれは、すべて借地契約を結んでいるものでありまして、上物、つまり建物については個人の持ち物でございます。

市は、地主さんとこの上物を持っている所有者さんの間に立って転貸借の関係にございます。議員のおっしゃるように、現在空き家がございます。これは市の方でも承知してございます。その利用につきましては、契約上ではありますけれども、規制することが妥当なものであるかどうかというのは慎重に検討してまいらないと結論が出ないのではないかと思っております。通常の賃借契約において、土地の所有を理由に、個人の財産の運用を規制することは難しいのではないかと考えています。しかし、空き家になっておりますと、防犯面とかそうした環境面とか、好ましくない状況になっている場合がございます。そのような観点から、市ではそれぞれの所有者に対して有効な資産活用をされますようお願いすることは可能ではないかというふうに考えてございます。

また、入居者の方がさらに別な人に又貸しをするということを可能にした場合、入居者の増加には幾分効果があるかもしれませんが、その管理については、さらなる問題の発生が考えられております。又貸し、又貸しで最終的にだれが借りているのかわからなくなってしまう。安易な又貸しの奨励については慎重に考える必要があるのではないかとこのように市では考えてございます。

いずれにいたしましても、来年の3月の末には、40年を迎えまして2度目の契約更新になります。これを機にさまざまな問題を洗い出しながら、分譲住宅の円滑な運営に努めたいというふうに考えてございます。

そしてもう一つ、空き地の問題でございます。お答えいたします。

現在空き地に埋設されてあります浄化槽、蒸発散槽及び防火用の貯水槽でございますけれども、当然今回の分譲住宅に付随した施設というように市は考えてございます。今後この施設については借りなければならないというふうに考えております。

議員がおっしゃったとおりに、空き地問題につきましては、過去最近ではほかの議員様からもご質問をちょうだいしております。平成18年の12月の議会、19年の3月議会にも一

般質問で取り上げております。そのときには、地主側に、返還に対する意向を戸別訪問いたしてお聞きしております。土地の返還は困るというようなご意見もございました。契約期限の平成25年の6月まで現状のままでお願いしたいという方もいらっしゃったようでございます。その後、進展はございません。市では近づいております次の契約更新に当たりまして、これらの諸問題も含めて解決したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 岡田伊生君。

○8番（岡田伊生君） 部長の方から今答弁いただいたわけなのですが、市長の方からもう後でいただきたいと思っております。

空き家につきましては、今部長からもいわれたかもしれませんが、通常の契約では、いろいろと入居者との、地主さんとの問題があって又貸し又貸しやっていっちゃうと、どこがその責任になるのかというような話がありましたけれども、これは一般的な話でありまして、やはり私が申し上げたいのは、できればということになるかとは思っておりますけれども、かつての村がそういうことでやはり地主さんの了解を得て、一つの過疎対策ということでやってきた事業であります。ですから、空き家になっていることは現状認めます。でも、それ以上は困難だということになりますと、やはり最初の目的はどこにあったのかということをややはりもう少し考えていく必要があるんじゃないかと思っております。

ですから、市が介入とまでは申しませんが、例えば先ほどもちょっと質問の中で触れましたけれども、市内の優良な不動産屋さんにもいらっしゃるわけですから、その辺を指定してでも何とかできないものかということが私の質問の趣旨でありまして、というのは何度も申し上げますけれども、本当に市内そのものがというか、旧伊奈町の場合は特に市街化調整区域がほとんどなのです。ですから谷井田地区と板橋地区を除いてはほとんど市街化調整区域であるという現状に、40年前とさほど変わってはいないということなのです。ですから、やはり谷和原地区の感覚でいきますと、市街化が小絹も含めていろいろあるということですが、伊奈地区はそうじゃないということもやはり足元を見てもらいたいということなのです。

それと、今言いましたように、先ほど中山議員の質問の中でも、教育長の方からありましたけれども、学校の統廃合の問題もいずれ出てくるでしょう。昨年の12月ですか、県の方からガイドラインが出たということでございますので、それはそれでいたし方ないにしても、やはり現状としては努力をしていただきたい。例えば、先ほど言いましたように東小学校の例であります。この辺につきましては、私も地元なので軽々にものを申すことは差し控えますけれども、やはり今の現状でいきますと、そういった空き家を埋めることによって、せめて複式学級のラインは越えられるのではないかと思います。ですから、そういう質問をしたわけで。もう一度部長その辺、例えばこれは市長さんにもお願いしたいのですが、今言った不動産屋さんを指定したような、優秀な方を指定をしていただいて、その中で、そういう展開はできないか、あるいは今言った、具体的には触れておりませんが、40年の節目ですから、いろいろなことをやりますというようになっていきますけれども、今言ったその2点だけを絞りますけれども、空き家の場合は、契約上の今言った空き家の期間を云々ということと指定のあれがセットみたいでできないものか、これも一度聞きます。

それと埋蔵文化財の空き地につきましては、これも地元では、25年の6月23日までです

から、借りていてほしいということも確かに事実であります。それは今言いましたように、先ほど言いましたように、今のままだと畑なわけなのです。ですからこれは当然の話でありまして、逆に返されちゃったら困りますよということなので、ずっと借りていてほしいからその25年の更新日まではということだと思ふのです。ですから解釈の仕方が、あまり言うつもりはございませんけれども、やはりその辺をもうちょっと、良心的にといいいますか、村がやった時代の責任といいいますか、未解決な部分をなるべく早くやっていただきたいというところで考えていただきたいのです。

それで私は、ちょうど中学生の皆さんもいらっしゃるので、13年度のために、これも同じようにセットで話をさせていただいたのですが、埋蔵文化財になっているわけですから、発掘事業をやってみてはいかがかということでありました。しかし、前教育長さんは、これは費用もかかるのだということで、なかなか厳しいものがあるということでございました。

しかし、ホームページで見ますと、この埋蔵文化財保護法の中に、個人が営利目的ではなく行う住宅建設などの事業者には調査経費の負担を求めることが適当でない場合には、国庫補助を受けられるというふうなものの制度というか文言があるのです。これにつきましては、何か専門家がいないとだめだとかいろいろあるみたいですが、やはりこの辺をもうちょっと研究してみたいかと思っております。

やはり調査費用をこの補助でできれば、今言ったように、市内の中学生、高校生あるいは小学生の高学年の皆さんがそこに行って、いろいろと発掘調査ができるのじゃないかというふうな考えを持っていますので、この辺について、発掘調査、今言った国庫補助は難しいということでもありますけれども、こういう制度もあるということなので、その辺も含めて市長並びに担当部の方からお答えをいただきたいと思います。

空き家の問題ちょっと再三になりますけれども、契約上の中身を変えられるというか、空き家を法律上というのもあるでしょうけれども、何年まででこういうふうにしてほしいというような、目的がこういう目的なものですからということでご理解いただけるかというのは、なかなか厳しいところかもしれませんけれども、それが1点と。今言った市が指定した不動産屋さんに中に入ってもらって何とかいかないかというような、部長からもありました40年の節目ですから、ひとつそんな意味で、もう一度再検討できないか再度質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいま質問がありました空き家の問題でございますけれども、そして今アイデアいただきました不動産屋さんをお願いしてというお話かと思えます。

二つでございますけれども、今度分譲住宅については、契約の更新時期でございます。契約内容または先ほどもお話ありましたように空き地を返すとかそういうようなお話につきましては、地主さん、そして土地を借りている方、両方のご意見をちょうだいいたしまして、市としてもいろいろ検討してまいりたいというふうに考えてございます。

埋蔵文化財のご質問でございますが、埋蔵文化財の調査につきましては、現在、国の補助事業というようなことでのご意見でございますけれども、議員がおっしゃるように、国では補助事業はございます。ただ、残念なのですけれども、当市つくばみらい市におきま

してはその対象外の市町村に当たります。

茨城県では、市町村に埋蔵文化財専門の職員を配置し、調査を実際に行っている市町村に限り補助を対象とするというふうに決められています。したがって、当市については補助対象の事業ではありません。

調査をする場合には、実際に開発の区域となる場合には、開発主体となるものが調査するのが基本になります。開発が伴わない場合には、学術調査といたしまして発掘調査をすることができます。また調査区域でございますけれども、これは土地全体なのか、一部でよいのか調査する必要もございます。

いずれにいたしましても、土地所有者の今後の土地利用等の意向を聞きながら、どのようにしていくのか、どれが一番いいのか、話し合いの場を設けて、今後、契約更新の中で検討していくという課題がございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ただいまの岡田議員の、東栗山の住宅の問題について、おおかた部長の方から答弁がございましたが、私の方からもうということでございますので、ご答弁を申し上げます。

この分譲住宅は、整備が始まってから、既に来年の3月で丸40年、いわゆる2回目の契約更新期を迎えるわけでございます。このような中で、空き家の問題、その他幾つかの問題が存在しておりますので、40年の間には、土地の所有者ももちろん変わっておるところもございます。相続が発生したりするなどさまざまな問題が発生しております。また入居者につきましても、地主さんと同じような状況にあるという方もたくさんおられます。地代の未納者もたくさんおるわけです。ですから、こういう問題もそれぞれのケースに従って解決していかないと、このように考えておるわけですが。

非常に難しい問題は、今、議員もおっしゃったように、単純に市がどうこうできる契約ではございません。市と地主さん、借りたものをまた転貸していると、入居者へ、そういう間柄にありまして、上家は入居者のもの、こういう状況でございますので、非常に難しいところがございますので、そこらから、入居者、地主の方々のご理解を得て、でき得れば白紙にして、契約をし直して、もちろん再契約ですから、そういう形をとっていかないと、今まではどおりの契約だと同じことの繰り返しになってしまうので、私はやはりここで今までの約束事は白紙にして、それで契約をし直すと、こういうことで、でき得れば市が何か仲介役になっていわゆる保証人という、そういう立場に立って、直接借りることに市は入っていかないのが解決の、今後の問題においても早いのではなからうかと今現在でも思っておるわけなのですが、今後、そういう考えのもとで、地権者、入居者と話し合いを進めてまいりたいと、このように考えております。

議員がおっしゃっている遊休地ですか、あれは坂の上の、のり敷とそれから奥の、いわゆる我々よく貝塚というのですが、貝殻のいっぱい出るところ、あののり敷のところは何の利用もしておりません。それで地代を払っているということですから、入居者の負担になっておるわけです。あの一番奥は、議員がおっしゃったように、下水の最終処理というか浸透式ということであそこ使っているわけです。貯水槽も借りておりますし、ですからあれは、今後においても、地主に単純に返すというわけにはいきません。これはやはり今

までどおりお借りして、あそこを利用していかなきゃならないと思っておるわけでございます。

一時期、ご案内と思いますが、入居者の方々に家庭菜園にして使ってもらえませんかという、こちらから相談をもっていったのですが、要らないということで、まとまらなかったわけですが、今後はやはり入居者の皆さんが利用しないということなのでは、やはり今後も市でそのまま借りるか何かして使用はしていかなきゃなりませんから、そういう方向づけをしていかなきゃならないと、かように考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 岡田伊生君。

○8番（岡田伊生君） 部長の方と、今、市長の方からいただいたわけですが、部長の方から、40年の節目ということで、前向きにいろいろ話し合いのもとに進めて解決をしたいというようなご答弁をいただきました。また市長の方から、一概に返してもというような問題もありますので、このまま借り続けていくのか、あるいはどうするかというようなことで、検討していくということでございますが。どちらにしましても、もうひとつあるのは、なかなか難しいということなのですが。あの周り、これちょっと余談というか離れちゃうのですが、東栗山住宅以外にも、神生地区にもいろいろな遺跡といいますか指定されている部分があるわけですよ。ですから、予算ということで言いました専門職がいないと補助がおりないのだということであれば、例えば、市内あるいは近隣市にもそういった専門家がいらっしゃると思うのですよ。そういう方の臨時にでもちょっと来ていただいて、できないものかといういろいろ発想はできるかと思うのですけれども、その辺も研究していただいて、それで調査が何とかできるのが一番ベストなのかなと思っております。

ですから、今言いましたように、神生地区の部分についても、もしどうしても国庫補助がおりないのなら、逆に今ですからＴＸが開通しているわけですよ。そうしたら、今度は今までがどうも開通の恩恵というのはどちらかというと浅草側にいっているということであれば、今度はこちらにお金をもっていくという意味でも考えられないかどうかというようなことですが、埋蔵文化財の発掘事業というようなもので、例えば、浅草周辺の江東区の教育委員会さんに教材として少しいただいて、何とか発掘できないものかというようなことも考えられないかということで研究していただければなと思っております。

どちらにしましても、本当に市長や部長からもありましたように、40年の節目ということでございますので、いろいろあったとは思いますが、新たなスタートを切るという意味でも、どうかその辺の研究の方もよろしく願いをいたして、要望としまして、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

20分から再開します。

午後2時08分休憩

午後2時20分開議

○議長（今川英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番堤 實君。

〔7番 堤 實君 登壇〕

○ 7 番（堤 實君） 7 番堤でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

県道つくば野田線の整備予定についてということでございます。申すまでもなく、市役所の前の県道 3 号線の件でございます。これは玉台橋から茨城ゴルフ場の先の高岡交差点までのおおむね全長 9.5 キロ、この区間となるわけです。特に小絹十字路、いわゆる小絹東交差点と申しますけれども、ここを中心に、交通渋滞というのは非常に厳しく、かなり悩まされておりまして、この緩和策が特に急務ということで検討されなければならない、この時期にきているということが一つ言えると思います。

また、この地区では、人身事故の多い危険な場所でございます。特に先日も、ちょうど 3 カ月前に、我々の仲間である議員の一人が重傷を負いまして、3 カ月経過してもまだ通院しているという現状。個人的なことですけれども、私のおやじも、ちょうど七、八年前にこの道路で亡くなりました。そんなことで、皆さん恐らく執行部の方は、いわゆる人身事故の多発しているこの場所で、どの程度事故が起きているかということは、恐らく把握しているのかもわかりません。もしわかっていたら教えていただきたいということなのです。

それから、一つには、茨城ゴルフ場の近くの常陽カントリー倶楽部、あるいは茨城ゴルフを含めたこの拡幅工事、私ども、先日、経済委員会の方で県庁に行きましたら、知事の方からだったですか、これは予定しているよというような話をちらっと聞きましたけれども、その辺もあわせて具体的に聞きたいということが一つでございます。

さらには、歩道と車道の間の植樹ですね。例えば、ツツジだとか、何といたしますか、そういうものがサツキだとか植えてありますね。これが背が伸びちゃいまして、どうも見通しが悪いというような声がかかなり出ております。ですから、市道じゃないので、県道あるいは国道の方も、294 の方もそれはいえるということで、地元からかなり要望がきておりまして、あわせて県の方をお願いできればということで、今回はこの席に立っております。

それから、この道路については、いわゆる一部分については整備されたところもあります。しかし、かなり年数はたっておりますが、この計画の年数、たっておりますが、かなりちんたらちんたらといたしますか、びしっと工事が進んでいないと、国も県も財政不足で悩んでおるさなかではございますけれども。いずれにしましても、この市は、いわゆる小絹駅から、それからみらい平駅ということで、これだけの小さな市に、これだけの人口の少ない市に、線の違う、いわば関鉄と、それからエクスプレスの駅と二つあるわけです。これは非常にまれなのです。僕は、非常に恵まれた環境であるということとは言えると思います。

そんな中で、特に一番危険なのは、ここはまた通学道路でもあるわけなのです。したがって、私の子供も、昔は私は小絹ですけれども、谷和原中学に通った人間なのですけれども、非常に心配だったのです。学校へ到達するのに無事かということで、そんなことが今まだ続いているわけですから、それであわせて、土地は何か確保しているような感じですよ、いわゆる幅員です。ですから整備さえすれば、土地は買収してあるのかなということ、その辺も、もしわかる範囲で説明いただきたいということなのです。ひとつこの点とりあえずよろしくお願いします。

○ 議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの堤議員のご質問にお答えいたします。

4点ほど質問ございまして、まず初めには、294とつくば野田線の交差点の小絹東交差点の付近の渋滞問題についてお答えいたします。

この小絹東交差点の周りにつきましては、渋滞が現在発生してございまして、茨城県の方に要望をお願いしているところでございます。茨城県の方にお話を聞いたところ、294をインターの方から小絹東の交差点に向かって左へ左折する場合、玉台橋の方へ左折をする場合に、大型車両を考えたそういうふうな緩和の車線を考えているというふうにお話を聞いてございます。

また、玉台橋から交差点に向かいまして、現在、渋滞の原因でございまして、右折のレーンが短いということで渋滞が発生しているようでございます。これについては、周りの植樹帯等いろいろ考慮しながら、検討しながら、右折レーンを長くしたいというふうにお答えをちょうだいしてございます。

二つ目のご質問でございすけれども、小島新田からつくば市境までの道路の拡幅の質問でございすけれども、県に聞いたところ、今年度より新市町村づくり支援事業として位置づけられているということでございます。平成27年度までに道路工事を完了させ、あわせて歩道を設置して歩行者の安全を確保する予定になってございます。

三つ目のご質問でございす。歩道間の植栽の管理についてのご質問でございす。

現在の小絹小北の交差点から294の交差点までについては、先ほど申し上げましたように、右折レーンの拡幅によりまして、植樹帯がなくなるというようなお話を聞いてございます。そのほかの294等いろいろ植樹帯のご要望がございすので、この植樹帯につきましては、茨城県に適切に維持管理をお願いしたいというふうに考えてございます。

そして、四つ目の質問でございすけれども、これは多分丘陵部からこちらの谷和原庁舎あたりまでの道路のお話の質問かと思っております。

こちらにつきましては、谷和原庁舎付近よりみらい平までの整備の予定につきましては、現在引き続き茨城県の方で用地の取得を進めているところでございます。工事実施の可能な地区を確保するようになっておりますけれども、平成21年度事業といたしましては、台通用水の坂下橋から西側に300メートルの区間につきまして、道路の北側につきまして歩道を計画されているというふうにお聞きしてございます。これに伴いまして、丘陵部から小学校まで歩道の確保ができるのではないかなというふうに考えてございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） それから、これは以前にかなりうわさだったのですが、鬼怒川の玉台橋、これから小絹東交差点ですね、ここを、玉台橋向こうは4車線となつてあるわけなのですが、こちらの方もあわせて4車線の工事計画しているということを、私は五、六年前から話聞いていて、地元の人がちらっと話出ましたので、この件はもうなしになったのかどうか。恐らくこういう財政事情だから、全く無理かなと思うのですが、もしわかっている範囲で説明いただきたいと思います。

それから、申すまでもなく、これは県道ですから、市で云々ということはかなり難しい問題があると思うのです。特にこの道路は、意外と直線コースなので結構スピードも出すのです。私もその一人かもわかりませんが、県道ということで非常に難しい問題が絡んでいきますが、小林副市長の方からでも、ひとつ力添えをいただきまして、何とか頑張

って、早期にこの工事を完成させてほしいと、住民の意向にこたえていただきたいのですが、この点いかがでしょうか。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの質問にお答えいたします。

県道つくば野田線の玉台橋東の交差点から294までの拡幅のご質問でございます。

こちらの区間につきましては、都市計画決定をされておりまして、全幅25メートルで都市計画の決定をされてございます。現在、市の方では、茨城県の方をお願いしております今回の294の交差点の周りの交差点改良工事、この状況を見ながら次の要望を考えてまいりたいと思っております。

ですから、先ほど申し上げましたように、現在の県の交差点改良、この状況を見て渋滞緩和の進展状況、そういうものを検討しながら総合的に判断したいと思っております。

○議長（今川英明君） 副市長小林弘文君。

〔副市長 小林弘文君 登壇〕

○副市長（小林弘文君） お答えしたいと思います。

ご満足いただける答弁はできないかと思っておりますけれども、ご案内のとおり、つくば野田線につきましては、毎年県の方に要望しておりまして、ただいま部長から答弁しましたように、少しずつではございますけれども、整備が進んでいるというふうに思っております。特に茨城ゴルフと常陽カントリー倶楽部の間の道路の拡幅につきましては、前から議会でもご要望いただいているところでございまして、この点につきましては、昨年度、市長がじきじき知事のところにまいりまして要望をいたしました。

その結果、今年度、調査、道路の詳細設計等が始まるということでございます。つくば野田線の重要性につきましては、県の方でも十分に認識しているところでございますけれども、引き続き要望をして、できるだけ早い整備の完成を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） ありがとうございます。

特にこの地区については、非常に全国的にも人口が減っている中で毎年増加していると、また今後もさらに増加しようとしております。したがって、こういった道路を整備することは、これは正直なところ、むだ遣いじゃなくて投資効果というものもかなりあるのではないかというぐあいに私は考える次第でございます。したがって、地元住民の意向にこたえられまして、早期完成をお願いして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（今川英明君） 次に、1番秋田政夫君。

〔1番 秋田政夫君 登壇〕

○1番（秋田政夫君） 1番秋田です。よろしくお願いします。

通告どおり、2問ほど質問させていただきます。

まず、最初の質問ですが、伊奈・谷和原丘陵部一体型特定区画整理事業における学校用地並びに地区公園整備についてを質問したいと思います。

現在、県の事業として、人口1万6,000人の定着を想定して、区画整理事業が、平成24

年に整備完了、29年に事業完了、清算期間5年を含めてという目標によって工事が進められていますが、その中で、学校用地の3カ所、それから地区公園が一つ、この進捗状態をお伺いしたいと思います。また学校用地として、今後の活用計画と投資規模額、またこの整備についての市のかかわり方についてお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） それでは、秋田議員のご質問にお答え申し上げます。

私どもの方からは、公園の用地についての答弁をさせていただきたいと思っております。

伊奈・谷和原丘陵部の一体型特定土地区画整理事業の公園の整備でございますけれども、計画といたしましては、地区公園が1カ所、近隣公園が2カ所、街区公園が11カ所でございます。面積につきましては約11ヘクタールでございます。このうち既に5カ所の街区公園が皆様方にご利用いただいている状況でございます。そして今年の秋ごろにもう一つの近隣公園が皆様方にご利用いただけるのかなというふうに考えてございます。

地区公園でございますけれども、丘陵部の北西部に計画されてございます。これについては、今後の状況でございますけれども、今年度に詳細設計に入ります。22年度から造成工事等に入るのではないかなと思っております。用地につきましては、丘陵部の区画整理の公共施設管理者負担金といたしまして市が負担してございます。全体の用地費といたしましては1億8,300万円でございます、今年度予算を計上させていただいておりますのはその中の1年分でございます。6,000万円を予算計上させていただいております。

公園については以上でございます。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの秋田議員の質問にお答えしたいと思います。

学校用地についてですけれども、伊奈・谷和原丘陵部地区内に予定されているのは3カ所です。宅地造成工事については、平成23年度から24年度にかけて行われる予定だそうです。その整備については、県の区画整理事業によって行われますので、市の負担はございません。

市としては、学校用地の土地所有者である県との間で、将来用地取得をする取り決めはしておりますけれども、その時期等については、まだ、いつになるかははっきりしておりません。したがって、市が取得するまでの期間は県の管理下にあるということになります。市としては、本年度中に、先ほども申し上げますけれども、義務教育施設の適正配置審議会を設置して、それらの中で学校建設等についても審議をしていただくということになりますので、それらの審議の状況によって、みらい平地区への学校建設の検討なども考えていただくということになります。現在、老朽化している学校あるいは小規模化している学校等もありますので、それらをいろいろ勘案しながら検討していただくということになります。

以上です。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） ありがとうございます。

まず最初に、ただいまの答弁の中で、学校建設までの期間、まだ見通しが立っていないということで、この用地が8.5ヘクタールあるわけですね。それまでいつになるかはわか

らないということですが、平成23年から24年にかけて造成をするということで、その後の取得がまだわからないし、学校建設もわからないということで、それまでの間、この地域の資源を、8.5ヘクタールのこの土地を市の方で有効に活用できる方法はないものかなと考えるところなのです。

それまでは、当然県の持ち分ですから、これを県から借りて、市で有効に活用はできないものなのか。というのは、当然現在もそうですが、そういった遊休地については、雑草が生えたりして非常に見苦しいと、また当然その周りに住宅が張りつくのですが、景観にしてもよくないし、そういうことで、一つの案ですけれども、それを多目的広場に地域住民のために使えないかと、そして広場ですから、今、日本のあるところで実施されていますけれども、芝生を植えてグリーンフィールドにして、そして多目的広場として使えないかというようなことを考えていただければと思います。

また、地区公園については、第4回の事業計画の変更の一つになっていますが、6.4ヘクタールから2.2ヘクタール削減して4.2ヘクタールに縮小されてしまった、いわゆる34.3%の縮小率ということで、私自身は非常に納得がいかないのですが、せっかくこの自然の緑を経済的に考えて、削減してしまうというのはいかななものかなと、今もそう考えています。

そして、この事業の当初の目標が、緑豊かな魅力ある住宅地の創出、利便性の高い良好な住宅市街地の形成を図る、となっているわけです。このコンセプトから見ると、非常に今、丘陵部の開発というのは、だれが見ても緑が少ないと、果たしてこれが、これから予想される都市住民にとって魅力的な街なのかと、そう考えられます。

そういう点を考えまして、この地区公園については、もう既に県の計画が発表になっております。ですが、やはりもう少し地域の特色を生かしたいいわゆる自然公園、そういったものを全面に出した、また自然体験学習ができるようなそういった公園をぜひ要望したいなと思います。その公園の建設につきましても、やはり利用者は地域の人たちなので、地域の人たちのニーズを、よくその事業計画に住民が参画して、将来未来永劫にその公園が荒れることなく地域の宝として使っていけるようなそういった公園にぜひしていただきたいなと思います。

それから次に、公園が整備された後のその公園管理について、街区公園を含めて、想定される、当然管理費がかかるわけですが、その管理費の想定される額と、また運営形態について質問をしたいと思います。お願いします。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず初めに、学校の予定地を市として、いろいろ多目的に使えないかどうかというふうなご質問にお答えいたします。

先ほども、私どもの答弁の方でお話したと思いますが、高速道路わきにございます近隣公園につきましては、今年の秋に皆様方にご利用できるようになるのかなというふうに考えております。この公園については、2ヘクタールの規模の公園でございまして、芝生を敷きつめた多目的広場がある公園でございまして。

これから整備を予定しております学校の敷地でございまして、現在ある公園の利用状況、こういうものを検討しながら、考えながら検討していかなければいけないのかなと思って

おります。幾ら遊休の土地があいているからといっても維持費はかかります。ですからそういうものも検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

二つ目につきましては、地区公園の質問にお答えいたします。

地区公園の質問でございますけれども、今回の区画整理の変更に伴いまして面積が減ったというふうなことでのお尋ねかと思えます。議員のおっしゃるとおりに、地区公園の面積は減ってございますが、地区公園と地区公園に挟まれた調整池につきましては、北側、東側については、公園の一部として利用する予定でございます。

こちらにつきましては整備の考え方でございますけれども、地区公園につきましては、都市公園の中で、住区基幹公園として位置づけられてございます。したがって、1キロぐらい近くの方を対象としてつくるわけなのですが、実際は、市にもすべてに公園が整備していませんので、いろいろな方のご利用を考えてございます。

皆様方に気軽に立ち寄りいただきたいというような公園で、散歩とか軽い運動、レクリエーションなどができるような広場とか、休憩施設等を整備いたしまして、憩いの場、そして触れ合いの場を提供することを考えていきたいというふうに考えております。

そして三つ目の維持管理費でございます。これについてお答えいたします。

維持管理費については、現在、5カ所の街区公園を維持管理しているわけでございますけれども、まだまだ整備途中でございます。したがって、ほかの市の公園の維持管理費の積算がございます。それで絹の台桜公園、福岡堰さくら公園というふうな維持費が市ではデータが上がっておりますので、それで集計したところ、丘陵部の地区公園の維持については年間1,000万円程度が予想される状況でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） 地区公園については、今、調整池、答弁いただきましたけれども、行ってみるとわかるのですけれども、小鳥が集まって非常に小鳥の鳴き声が聞こえて、自然環境がいいし、あそこから見る風景も富士山が見えたり、のどかなすばらしい景観になっていますので、そういった調整池も含めて、できる限り自然豊かな公園につくっていただきたいと思います。

それから、公園の管理費についてなのですが、1,000万円という話が出ましたけれども、いわゆる都市型公園ですか、そういった形になって、お金をかければかけるだけランニングコストもかかっていくのは当然でありますし、そういうことで、管理費はなるべく抑えられるように、そういった管理についても、やはり住民参加型で、いろいろな各種団体とかNPOとか、また住民も含めてそういう形で公園の管理について自主的に管理できるような体制をこれから考えていただければと思います。

いずれにしても、地域住民にとって、特に地区公園は、小絹地区は桜公園があり、旧伊奈町にとっては、きらくやまがあったり、歴史公園があったり、また福岡地区に対しては福岡堰さくら公園があったりして、ところが、あの周辺の集落地域には全く公園らしい公園がないと、いわゆるコミュニティの場がないというようなことで、非常に期待しているところがありますので、コミュニティの場として、そういった機能を十分に含めていただいて、公園の建設に当たってもらいたい。

それから、先ほど言ったように、あそこに当然住宅地があって、これから人口増が見込まれるわけですが、ただやはり、そういった公共施設といいますか、全く丘陵部には公共

施設といったものがないと、いわゆる人が集まる場所じゃないのだというような今とらえ方がいろいろな話で聞きますけれども、そういったことも含めて、やはり早急に、まずシンボルとなるそういった公園あるいはまた学校用地の有効な活用、こういうことを考えて、これからぜひ整備に当たっていただきたいと考えているわけです。よろしくお願いします。

次に、2点目ですが、合併特例債事業計画に対する市の財政措置のあり方ということで、これ先ほど、中山議員が質問されて、ほぼ同じような質問内容でありまして、執行部の方からも、るる詳しく答弁をいただいております。

そういう中で、やはり合併特例債については、非常に関心が高まってきたというようなことで、私の質問について、簡潔にお答え願えれば、重複する点が多々多いと思いますが、そういうことでお答え願いたいと思います。

合併に伴って、合併のメリットの一つでもある合併特例債事業は、言うまでもなく、平成18年から27年までに完了しなければならない10年間の期限つき事業ですが、対象14の事業のうち7事業が優先順位のもとに平成18年度より事業が開始されているところです。当初計画によると、合併時における事業総予算額は約93億3,300万円、そして現在の事業総予算額は117億4,600万円となっており、約20億円の大幅な増額になっているわけです。そしてこの事業の7割は、従来の地方交付税の追加的な配分として基準財政需要額に算入されて、一般財源として交付されることになっております。

しかし懸念されるのは、一方に、国の三位一体の改革が進む中で、交付税の削減が求められ実施されております。そのような中で、通常の交付税分と特例債交付税分が、まずは正しく交付されていくのかなというふうな思いがします。それに加えて、通常の交付税額に、この特例債の交付税が影響を与えることなく執行されて、基準財政需要額の中でどのような割合、配分になっているのでしょうか、その点についてまず質問したいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

合併特例債事業の交付税措置といたしましては、元金と利子の償還金の70%を後年度の基準財政需要額に算入すること、というふうなことになっておりまして、それで議員おっしゃったとおりでございますけれども。

ただ、普通交付税の算定には、やはり国の方から示されます数値がありますことから、算定に当たっては非常に難しい部分があるということでございます。例年、9月から翌年の5月あたりにかけての数値の収集とか、そのほか何日もかけて算出作業を何人かで行って普通交付税が算定をされるというふうなことでございますので、一概に幾らと幾らになるかというのは、ちょっと今ここではなかなか申し上げられないということでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） それから次に、特例債事業に伴い、他の、これからの市の計画事業も含めて、いわゆる財政健全化法に基づく市の予想される判断比率、いわゆる実質公債費比率と将来負担比率について、特に関心をもってこれからいかなければならないと思うのであります。

平成19年度の決算によると、実質公債費比率が15%、これは過去3カ年の直近の平均を出しているわけでしょうけれども、平成18年度は14.6%でありました。将来負担比率は、

133.1%、また財政力指数、平成17年から19年度までの平均は0.744、経常収支比率は非常に高く92%、平成18年度は97.5%となっており、非常に財政の硬直化が感じられるわけです。まだ平成20年度の決算が公表されておりませんが、ちなみに、全国平均の将来負担比率、平成19年度は110.4%で、つくばみらい市は、それに対して22%の増となっています。

すなわち、市が将来に対して現在抱えている借金が将来への負担額であり、そして、市の一般財源規模に対するその負担額の割合が将来負担比率となり、毎年支出される実質公債費額、比率とはまさに対応する関係にあるわけです。特に合併特例債事業に対する市の地方債の総額、当初計画によると108億7,500万円、一般財源の負担額が6億1,000万円となっており、将来負担比率並びに実質公債費比率の上昇が懸念されるところであります。今後、大幅な景気後退によって税財源の不足が予想される中で、これらの比率上昇が通常の行政サービスの低下にならないように、ぜひ配慮していただきたいと思います。財政調整基金、減債基金等も、非常に重要なウエートを占めていくのではないかと思います。実質公債費比率、将来負担比率の過去、現在そして将来の推計のグラフを作成して公表を求めたいと思います。いかがでしょうか。

また、特に、少子高齢化社会による財政の厳しさ、社会保障費の増大、各組合負担費の割合の増額がこれからますます予想される中で、財政規模に合った堅実な、そして公共料金を値上げすることなく、そして将来に大きな負担を残さないような財政運営を期待したいと思います。答弁よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

先ほど午前中、中山議員の質問にもお答えしたとおりでございますけれども、今議員おっしゃるとおり、将来にわたっての地方債の増大ということは当然懸念をされているというふうなことでございますけれども、やはり午前中申し上げましたように、特に東横戸台線なんかについては、新たな財源、国補事業をということで取り入れをしていくとかというふうな形で、何らかのやはりその時点で、別な、国あるいは県あたりのそういった財源等を模索しながら、できるだけこの13事業の合併特例債事業については、期限内に実施をしていきたいというふうに考えておりますし、もしその時点でどうかということであれば、当然、午前中やはり市長の方からもお話しありましたように、縮小なり、計画変更をやはりしていかななくてはならないというふうなことでございますので、徐々にそういったことも含めまして、関係各課と調整を図っていきたいというふうに思っております。

それから、公表でございますけれども、実質公債費比率につきましては、決算が出ないとやはり出ませんので、これは先ほども言いましたように、一部事務組合とか、そういったものの予算が絡んできますので、そういったときに当然公表はもちろんしていくつもりですけれども、公債費の負担比率についても、現在12.7%というふうなことでございますけれども、これについても、将来の予測ですけれども、27年度には約18.3%ぐらいに上昇するのではないのかなというふうなことで、15%といわれている警戒ラインですが、こういうのもひょっとしたら超えてしまうかなというふうなことで非常に懸念をされているような状況でございます。非常に今財政的に厳しいというふうなことは、議員ももちろん職員の方もしっかりと肝に銘じて、今後の財政運営というものをしていきたいというふうに考えており

ます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） ありがとうございます。

特に、一般住民にとっては、やはり将来が非常に先が見えないというか、不安な状態なわけです。ですからやはり先ほど話したように、住民にとって、合併時から現在そして将来今答弁いただいたように、将来にわたって、市の負担比率がどういうふうな形となって、グラフによって形となって示していただければ、住民も非常に納得がいくし、また答弁の中で、今後の事業の存続か、見直しを検討しなくてはいけないというようなことですが、まさに私はそのとおりだと思います。

そして、投資して施設も、今回板橋コミュニティセンターとか、これから幼保一体型の施設ができるというようなことですが、つくことは非常に前向きでつくれるのですが、一番大事なのは、その後のランニングコストが、将来にわたってどういうふうな金額でかかっていくのか、その辺まで含めた事業コストというのをちゃんと出して、そうじゃないと、非常に将来がいまいでわからないと、現実しかわからない。ですから、事業については、今後もやはり事業コストをしっかりと、ランニングコストも含めて、また将来予想される修繕費や何かも含めて、想定できるわけですから、しっかりとそれを出して公表することが、やはり住民にとって将来の不安を少しでも解消できるのじゃないかと思います。これも含めて最後に、市長に再度確認の意味で、今後の合併特例債事業に対する思いをお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） この合併特例債事業は、先ほども申し上げましたように、ただ、借りられるからいいという安易な気持ちで事業を進めたのでは、必ず行き詰まると思っております。ですから、見直しは当然必要でございますけれども、場合によっては、既に始まっているものも手を加えてやっていきたいと、かように考えております。

○1番（秋田政夫君） ありがとうございます。

あくまでも、つくばみらい市の財政規模に合った今後の事業計画を進めていっていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は、6月12日明日午前10時から本会議を開き、一般質問及び議案に対する質疑等を行います。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後3時09分散会

第 2 号

〔 6 月 12 日 〕

平成 21 年第 2 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 2 号

平成 21 年 6 月 12 日 午前 10 時 00 分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	12 番	古 川 よし枝 君
2 番	坂 洋 君	13 番	海老原 弘 君
3 番	高 木 寛 房 君	14 番	山 崎 貞 美 君
4 番	染 谷 礼 子 君	15 番	廣 瀬 満 君
5 番	中 山 栄 一 君	16 番	今 川 英 明 君
6 番	倉 持 悦 典 君	17 番	豊 島 葵 君
7 番	堤 實 君	18 番	川 上 文 子 君
8 番	岡 田 伊 生 君	19 番	中 山 平 君
9 番	直 井 誠 巳 君	20 番	神 立 精 之 君
10 番	横 張 光 男 君		

1. 欠席議員

11 番	松 本 和 男 君
------	-----------

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市 民 経 済 部 長	中 川 修 君
保 健 福 祉 部 長	湯 元 茂 男 君
都 市 建 設 部 長	片 見 和 男 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	森 勝 巳 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	間根山 知 己 君
総 務 課 長	堤 有 三 君
財 政 課 長	大久保 明 一 君
人 事 課 長	森 伸 次 君
産 業 政 策 課 長	奈 幡 優 君
生 活 環 境 課 長	張 谷 昌 彦 君
社 会 福 祉 課 長	長 塚 工 君
児 童 福 祉 課 長	成 島 辰 夫 君
介 護 福 祉 課 長	斉 藤 一 君
特 定 事 業 推 進 課 長	中 泉 次 男 君

学 校 教 育 課 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長

瀬 崎 和 弘 君
猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長
書 記

井 波 進 君
大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成 2 1 年 6 月 1 2 日 (金曜日)

午前 1 0 時 0 0 分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第38号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第40号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第41号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 3 議案第38号、議案第40号及び議案第41号について各委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第38号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第40号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第41号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 3 議案第38号、議案第40号及び議案第41号について各委員会付託

午前 1 0 時 0 0 分開議

開議の宣告

○議長 (今川英明君) 会議に入る前に皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、よろしくお願いします。

現在、世界じゅうで新型インフルエンザの患者が増加しております。日本でも、ご存じ

のとおり拡大し、我孫子市、松戸市や仙台市でも報告されています。当市でも、4月28日早々に対策本部を設置し、市民への情報提供、相談窓口の設置など、拡大防止及び予防策等について周知しているところであります。今回のウイルスは弱毒性とは言われていますが、感染力が非常に強く、まだまだ不安があります。

当市議会でも、会期中、保健福祉部と協力して、予防策を実施することといたしました。具体的には、手指などの消毒や、せき等の症状がある方のマスクの着用をお願いしておりますので、御協力をよろしくお願いします。

また、市議会では、小中学校の児童生徒を対象に計画的に議会の本会議を傍聴していただくため、市教育委員会並びに各学校の協力のもと事業を展開しております。本日も、三島小学校、小張小学校の児童が傍聴に来ております。また、来る予定であります。本会議の途中で入退室するなどありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。欠席議員は、11番松本和男君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局職員、議案説明のため、市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

○議長（今川英明君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問は、皆様ご存じのとおり質問及び答弁の時間を含め1人1時間となっております。さらに、一つの質問事項に対して3回までの質問ですので、遵守するようにお願いします。

順次、発言を許します。

2番坂 洋君。

〔2番 坂 洋君 登壇〕

○2番（坂 洋君） 皆さんおはようございます。2番の公明党の坂 洋でございます。

きょうは、二つのテーマについてお尋ねしたいと思います。

一つは、ごみの減量化について、二つ目は学校の耐震化について、どちらも急を要する問題でありますので、質問をさせていただきます。

まず、小中学校の学校耐震化についてであります。

この本会議でも何回か取り上げられてまいりましたが、大きな地震に見舞われる可能性がある地震大国日本にとって、その安全性の確保は最重要な課題です。

本市には、公立小中学校が14校あります。本年度は板橋小学校の耐震診断が予定されておりますが、そのほかの学校に関しても早急に対策を進める必要があることから、また広域避難場所として学校が指定されることも多いため、耐震化促進の観点からお聞きするものです。

今からちょうど1年前の6月、中国の四川では四川大地震と言われる地震が起きました。学校崩壊で多くの児童生徒が生き埋めになり、死亡された教員、生徒が全犠牲者の1割を超える被害を出しました。こうしたことを教訓に、学校耐震化を加速させるため、地

震防災対策特別措置法を委員長提案による議員立法でこの１年前改正することが与野党で合意されました。

改正法によりますと、国の補助率が３分の２に引き上げられ、さらに元利償還金に対する交付税措置も拡充されるため、国が86.7%負担することになり、地方負担は13.3%と従来よりも半分以下と大きく減ることになりました。国庫補助率の引き上げと地方交付税措置の拡充などが盛り込まれることになり、画期的な改正になります。

また、その改正法の中には、耐震化診断の結果の公表を義務づけるとなっております。確かに、つくばみらい市のホームページには、耐震診断表が載っております。そこには、各学校の校舎名、構造、階数、建築年月日、診断Ｉｓ値というものの、耐震化に対するＩｓ値というものが目安として書かれているわけですが、このＩｓ値というのが、建築物の耐震性能を判断するための数値であります。国土交通省では、安全の目安を0.6以上としています。数が多ければ多いほど安全であるということですね。文部科学省では、耐震改修の目安をＩｓ値で0.7以下としています。0.7以下のものは改修をなさいということであります。

ここに耐震一覧表がありますので、大まかなことをちょっとお知らせしたいと思います。

体育館の方は全部耐震基準適合されておまして、改修済みの校舎もありますので、それは抜かしまして、ざっとご紹介しますと、小張小学校、校舎３階建てＩｓ値が0.4、豊小学校、校舎３階建てＩｓ値が0.42、きょう来られている三島小学校、校舎３階建て0.63、板橋小学校の教室が本年度診断予定です。板橋小学校は同じく教室棟で0.42、東小学校の校舎が３階建て0.59、谷原小学校、十和小学校、福岡小学校、小絹小学校はすべて耐震基準適合、または改修済みであるということです。

中学校の方では、伊奈中学校が教室棟、管理棟ともに0.68、伊奈東中学校は耐震基準適合されています。小絹中学校も、すべて耐震基準適合ということです。

それで、私、この質問に至った谷和原中学校ですが、谷和原中学校では、教室棟、管理棟３階建て0.16という数値が公表されています。0.16というのは、Ｉｓ値に係る指標として、0.3以下は大規模な地震に対して倒壊または崩壊する可能性が高いと、0.3から0.6は大規模な地震に対して崩壊または倒壊する可能性がある、0.6以上は大規模な地震に対して倒壊または崩壊する可能性が低いということであります。

このつくばみらい市の公立学校、耐震診断表をよくよく見ていきますと、今年耐震診断をする予定の板橋小学校の教室棟は、建築年月日が昭和39年ということで、45年前の建物が本年診断予定ということで、耐震診断をする基準は建築年月日の古い順でもないということがわかります。

それと、改修工事ですけれども、この改修工事も、Ｉｓ値の低い順番からでもないということがこの表からわかるわけですが、一つ質問をしたいのですが、この学校耐震化がまだまだ実現できていない本市におきましては、国による財政支援が行われるこのチャンスを最大限に生かして耐震化の促進につなげていきたいという思いから質問をするわけですが、一つとして、市における小中学校の耐震化率は、今、何%になっているのか。二つ目として、構造上危険な状態にある建築物の先ほど言いました採択基準というのは、優先順位の問題はどのようになっているのか。３番目として、改修を要する校舎は、今、具体的には幾つかあるのでしょうか。その改修内容を教えてください。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの坂議員の質問にお答えしたいと思います。

第1点目の耐震化率についてですが、これは既にホームページで公開していますので、先ほど数字おっしゃられましたけども、市内では全部で校舎が40棟ありますし、それから体育館が16棟で、合計56棟ですが、そのうち耐震基準を満たしているのは41棟、したがって耐震化率が73.2%になります。

それから、2点目、耐震化を進める基準ということですが、これについても、低い順にできればということは考えていますけれども、今年は板橋小学校耐震診断をして改修を予定していますけれども、それより谷和原中学校の方がIs値がかなり低いんですが、谷和原中学校については、学校の適正規模・適正配置の検討委員会を今年立ち上げます、前にも答弁しましたけれども。その結果によって、今のままの状態而建てかえすべきなのか、あるいはまた別の形で谷和原中学校を建てかえする方がいいのか、そういうことも検討していただきながら決めていくしかないのかなと。要するに、今の場所へ建てかえるのか、別の場所へ建てかえるのか、そういうことも検討しながら進めていかなければならないという状況ですので、今年は本来なら数値の低い谷和原中学校から進めるべきだったんですが、そういうことを考えながら板橋小学校を先にしたと、そういう状況です。

以上です。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） 学校耐震化に対しては、国としても非常に力を入れているというのはわかるんですが、特に緊急性の高い1万棟余りについては、11年度までには5年計画で完了するとしていたものを、本年度の補正予算で2年間前倒しをするとか、あと本年度のスクールニューディール政策ということで学校の屋上に太陽光パネルを取りつけるとか、その一つとして、小中学校の耐震化を進めるためにIs値が0.3未満の耐震化工事をすべて今年度中に完了させるために予算が計上されました。この国庫補助を活用しますと、市町村の負担はIs値0.3未満の校舎では全体事業の6%でいいと。Is値0.6未満では全体事業の11%で、地方の負担が11%で耐震化を行うことができるという政策です。市にとっては大変有利な補助制度ですが、このチャンスを生かして進めていくべきだと思います。

また、さらにお尋ねしますが、今、学校の統廃合が一つのネックとなって進めていけないということですが、最終的に耐震化率100%をいつまでに達成するというめどはあるのか、その計画は立てているのかということをお尋ねします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

耐震化率100%いつまでにということについても、先ほどの適正規模・適正配置等の審議結果を聞いて、それによって進めていかなければなりませんので、その結果によって時期が少し変わってくるという状況で、今、何年度までにという、はっきりした答弁ができない状況です。

ただ、今、坂議員おっしゃられたように、非常に補助率がいいものですから、できるだけこの補助率は活用していきたいということは考えておりますし、県とも交渉を今しているところですので、これから具体策が少しずつ出てくるかと思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） 谷和原中学の保護者の方が、懇談会があったとき、今のような説明をされたと思うんですけども、なかなか説明し切れなかったのか、納得することができなかったような話ぶりでありました。

この適正規模・適正配置の審議結果にすべてよるといってご答弁でありました。ぜひこのチャンスに、例えば1億円の工事は、このスクールニューディール政策からいけば、市の負担は600万円で済むと、こういう時期であります。そういうことをぜひ勘案をして、早急にこの谷和原中学校の方を、保護者が納得できるような説明をお願いしたいと思うんです。

できるだけ早くとしか言いようがないんですけども、今後、耐震化率がどんなペースで伸びていくかということがまだ不透明であるということがわかりました。

天災は忘れたころにやってくると言われていますが、天災は忘れぬうちにやってくると。この0.16の校舎で子供たちが今でも授業をしているわけですね。その抱えている親御さんは、どれほど心配をするかということなんですけれども、本当に緊急を要する事業ですので、真剣度が問われるということです。

少子化による学校の統廃合の問題や、みらい平地区への学校建設の検討など、さらに交付金制度の動向、また本市の財政状況、流動的なさまざまな要素があって計画が立てられない、立てられるものではないということですが、またこれも行き当たりばったりでは耐震化に対して真剣さが欠けるのではないかというふうに見られてしまうわけです。ともかく明確な目標を立てるべきだと思います。

特にこの谷和原中学校は、2次診断も終えて、必要な改修内容は把握されていると思いますが、この明確な見通しをとにかく立てるべきだと思います。計画にのっとって耐震改修をできない部分があった場合には、できない理由を市民の皆さんに納得してもらえよう説明をする努力が大事だと思います。この市の誠意と、小中学校耐震化に対する真剣度が問われる問題でありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

さらに、学校の耐震化とともに、人間が人間らしく生きるために安心・安全という課題はたくさんありますが、自然災害に対する備えとして、災害発生時における高度行政の素早い対応が復旧復興には不可欠であり、被災時に被災者の名前、住所、また基本情報や被害状況、避難先、被災者証明の発行などを総合的に管理する被災者支援システムを今の平時のうちに構築しておくことが大事だと思います。万全の備えをしていただきたいことを提案をします。この学校耐震化のことについては、できるだけ早くとしか言いようがないということでもあります。

次の質問に移ります。

次の質問は、ごみの減量化に対してであります。

この問題も、学校耐震化と同じように急を要する問題であります。昨年の議会でも染谷先輩議員が質問をされておりますが、大事な問題でありますので、さらにお聞きしたいと思います。

本市では、ごみの収集区分は13分別となっていますが、多くのごみの種類の中でも、今回取り上げたいのは、可燃ごみに含まれている生ごみについての減量化の推進です。

古い統計で、17年度の統計によりますと、収集運搬経費と常総環境センターにおける中

間処理及び最終処分の負担金を合わせますと、市の負担が4億4,319万円の経費を要します。市民1人当たりでは年間1万734円、市民1人1日当たりでは29円毎日使うわけです。

事業系のごみを除いて、家庭系のごみは、可燃ごみは6,400トンで、その中の生ごみは、いろいろ地域によって違いますが、都市部では大体40%前後ですね。つくばみらい市では20%から30%を占めると言われていますが、例えば20%としますと、6,400トン掛ける0.2で、年間1,280トンの生ごみが出ると試算されます。この生ごみの80%以上が水分ということで、この水分、生ごみの1,280トン掛ける0.8で水分が出るわけですから、1,020トンになります。1,020トンのこの水を、大変な手間と労力を使って各集積所から収集運搬して、ごみ焼却炉内に投入して、水蒸気としてあの煙突から大気に放出をしていることになります。特に夏場は、生ごみの量も多く、補助燃料である灯油を使って燃やさなければなりません。

生ごみを燃やす負荷は、コストの問題だけではありません。水の蒸発は、1グラムにつき540カロリー、カロリーという単位は今使っておりませんが、今はジュールですね。昔、我々が育った時代は1グラムの水を1℃上げるのに1カロリー必要だということで、100の水を1グラムを蒸発させるには540カロリーの気化熱が奪われると。焼却炉内にこの水を入れることによって、燃焼温度を下げてダイオキシンを発生させやすくなるということです。燃料の追加投入も必要となり、非常に非効率的です。

私は、この生ごみを、ごみではなく、堆肥として野菜の生育に役立つ資源だと思います。生ごみは、燃やすのではなく、堆肥化して自然に返すべきです。燃やすごみの重さとしては約3割を占めていますので、堆肥化することによって燃やすごみの量が減り、重いごみ袋を集積所まで持っていく必要がなくなり、またカラスなどの被害がなく、集積所が衛生的になるといったメリットがあります。ここで、生ごみを燃やすというごみ行政は見直すべきだと思いますけれども、市長のご見解をお伺いいたします。

また、当市のごみ行政は、粗大ごみと持ち込みごみは一部有料となっております。一般家庭の収集ごみはすべて無料となっておりますが、地方財政が厳しい中、ごみの量の増大に伴い、ごみ有料化に多くの自治体に取り組んでいます。既に実施している自治体があります。市民に負担をかけるごみ有料化には反対でありますけれども、有料化することによってのメリットがあります。生ごみリサイクルなどに積極的に取り組んでいくという人もあらわれるでしょう。ごみの減量に努力している市民とそうでない市民の不公平感の解消にもつながります。ごみの排出抑制、リサイクル資源の分別効果等が考えられます。

ごみの有料化は、環境省の指導もあり、ごみ減量化とも相反するものですが、ごみ有料化もまた全国の流れになっていくと思いますが、この辺のところの考えもお聞かせください。

さらにまた質問を続けさせていただきますけれども、去年の12月の染谷議員の質問、提案に対しては、平成23年に新設される常総環境センターの施設に伴ってごみの分別も大きく変わってくることから、廃棄物減量等推進委員会を立ち上げる予定なので、その中でいろいろ取りまとめたいというようなお答えだったと思います。

この減量等推進委員会は、平成23年に立ち上げるということですが、今現在、常総環境センターの新設の工事はストップしております。実際に23年にでき上がるかどうかは疑問視されることですが、私は、前倒しをしてでも、この廃棄物減量等推進委員会は立ち上げるべきだと思います。

世界は、今、競ってエコに取り組んでいます。エコ競争、エコウオーズと言われるように、人道的な立場で優位に立とうという、リードしていこうという人道競争の時代に入りました。1996年、オーストラリアの首都キャンベラでは、2010年までにゼロ・ウエスト達成を目指す宣言をして世界を驚かせましたし、同じくアメリカのサンフランシスコは、同じゼロ・ウエスト達成を2020年までに目指すと。さらに、ニュージーランドでは、半数以上の自治体が具体的な長期目標を掲げたゼロ・ウエスト宣言を採用して、2020年までに焼却、埋め立てに頼らないごみゼロを目指しています。この「ウエスト」というのは、皆様ご存じのようにむだ、浪費を意味します。それを限りなくゼロに近づけることがゼロ・ウエストであり、このような社会は「もったいない社会」と呼ぶことができると思います。

日本では、埼玉県狭山市で、平成8年「リサイクル都市・狭山」を宣言し、生ごみリサイクル事業などさまざまな取り組みの結果、平成21年4月、本年の4月、最終処分場を閉鎖しまして、試行的に焼却灰の全量資源化開始という成果を上げています。

さらに、「葉っぱビジネス」で有名になった徳島県の上勝町では、平成15年にゼロ・ウエスト宣言を行っており、平成32年までに焼却や埋め立て処理が必要なごみ排出をゼロにすることを公表しています。

また、東京の町田市では、平成18年にゼロ・ウエスト宣言の会市民会議が開かれ、脱焼却に向け、都営住宅に大型電動生ごみ処理機の設置などの具体的な活動を始めています。

ちょっと質問が長くなって済みません。

環境問題、エコに関する関心は、大変高いものがあり、新しく発売されましたハイブリッドカーは、14万台を超える予約注文で生産が間に合わない。納車までかなりの期間待たされ、5月の販売台数ではナンバーワンになりました。また、太陽光発電パネルの展示場には、常に人が集まっています。これは本年度の補正予算の緊急経済対策の中の補助金制度の影響もあるかと思います。

また、守谷の常総環境センターによる生ごみ堆肥化事業は、平成19年度より試行的に開始されましたけども、年々参加世帯数も増加し、市民の反応は大変よく、協力を申し出る地域も徐々に増え、平成22年度には4,200世帯となる見込みで、目標とする1万世帯を前倒しをして受け入れるということでもあります。このように、環境エコに関する関心は大変高いということがわかります。

先ほど申しましたさまざまな宣言、市や町の宣言をあらわすまでには、それ相当の議論を重ねて、相当の時間、期間がかかったものと思います。この瞬間も大量の温暖化ガスと有害物質を吐き続けています。学校耐震化の問題と同じく早急に対処すべきであり、2年後平成23年に廃棄物減量等推進委員会を立ち上げるというのでは、あまりにも遅いのではないのでしょうか。前倒しを検討すべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

質問が長くなって済みません。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市民経済部長中川 修。

〔市民経済部長 中川 修君 登壇〕

○市民経済部長（中川 修君） ご答弁申し上げます。

まず、生ごみ処分の現状でございますが、現在の処分場の施設は、全連続燃焼式機械炉というものを採用してございまして、焼却処分することについて物理的には特に問題はないとされてはございます。しかしながら、焼却時に至りましては、ご紹介のようにCO₂が発生いたしますし、当然、環境にも悪影響を及ぼすことは確かでございます。また、議

員のご紹介にありましたように、補助燃料を投入しておりますので、経費面から也得策とは言えないということでございます。

ごみの減量化につきましては、今後、各種研究をしていかなければならないし、多くの選択肢があるかと思います。今後十分進めることではございますが、現在の状況を申しますと、市では、生ごみの減量化のために、ご承知のように生ごみ処理機、それから処理容器の購入費補助金を活用していただくことをお願いしてございます。

また、農家の方について申し上げますと、例えばご自宅で堆肥にしたり、畑に埋めていただくことなどで、それぞれ減量化に取り組んでいただいているということで考えてございます。

先ほどの生ごみ堆肥化事業関係につきましては、昨年の6月に議員の皆様にも常総環境センター生ごみ堆肥化施設を見学していただいておりますが、この施設につきましても、1,530世帯の協力を得まして、おかげさまで順調に稼働をいたしてございます。引き続き当市におきましても、事業への協力世帯を募集し、さらに推進をしてまいりたいと考えてございます。

それから、有料化に関してでございます。ごみ収集、それから処理の有料化に関しましては、常総広域で一部事務組合ということで処理をいたしておりますので、市独自で実施するのではなく、一部事務組合の中でやっていきたいと。その組合の中では、プロジェクトチームを組織いたしまして、詳細、綿密に検討を行っているところでございます。

有料化について基本的な考え方を申し上げますと、何と申しましても、きちんと分別をし、極力ごみを減らす努力をしている人が費用負担の軽減になるよう分別区分の変更をいたしますことが、費用負担の公平性を確保するということで考えてございます。

区分の変更と申しますのは、例えば現在不燃ごみとしているペットボトルと容器リサイクルプラスチック等を資源ごみに変更することなどが一例として挙げられます。

しかしながら、有料化に伴いまして不法投棄等の増加の例も報告されておりますので、なおなお慎重に検討していかなければならないことだと考えてございます。

最後に、廃棄物減量等推進委員会のお話がございました。推進委員会の立ち上げでございますが、こちらにつきましては、早期ということで、本年度ということで考えてよろしいかなと思います。ごみ収集及び処理の有料化と分別区分の変更等につきましてご検討いただきたいと考えてございまして、そのための予算措置も講じてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答えを申し上げます。

生ごみを可燃ごみとして焼却することに関しては、先ほど部長の答弁にございましたとおりでございます。私は、総体的にご答弁を申し上げます。

環境面、また経費面等において、最善ではないと私も認識しております、現在のやり方は。そういうことでございますが、現在の処分施設の現状等から、焼却処分とすることにしておるわけでございます。これはご理解をいただきたいと思います。

これにつきましては、市民の皆様積極的に働きかけをし、減量化を進めているところでございます。これは議員から先ほどおっしゃられましたが、積極的に進めておるところでございます。

ごみの収集及び処理の有料化等に関しましては、単独ではできませんので、現在、常総環境センターの構成４市のごみ減量化プロジェクト会議等において検討中でございます。ご理解をいただきたいと思います。

廃棄物の減量等推進委員会に関しましては、今、部長からございましたように、立ち上げなさいということでございますが、これも今年度中に委員会を立ち上げ、ごみ収集及び処理の有料化や分別区分の変更などについてご検討をしていただき、さらなるごみの減量化を進めていきたいと、このように考えております。よろしくどうぞお願いします。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○２番（坂 洋君） この廃棄物減量等推進委員会を２年後ではなく今年度に立ち上げると、この予算もつけるということで、前向きなご答弁をいただきました。満足な答弁でありましたので、私の質問は終わりたいと思っているんですが、この委員会のことについて、もう少し突っ込んでお聞きしたいのですが、委員会の組織、また運営、方針、時期などがわかりましたら、再度お尋ねをいたします。

○議長（今川英明君） 市民経済部長中川 修君。

〔市民経済部長 中川 修君 登壇〕

○市民経済部長（中川 修君） ご答弁申し上げます。

市の廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例というものがございます。その中で、廃棄物の減量等推進審議会ということで第７条の規定がございます。内容的には市長の諮問機関ということでございまして、委員の数は１５人をもって構成をする。任期でございますが、委員の任期は２年ということでございまして、再任を妨げない。所管事項は、一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項、それから廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項等でございます。

審議会を今年度立ち上げるとということで、具体的な時期というご質問もございましたが、大体９月ごろをめどにということで考えてございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○２番（坂 洋君） 組織は１５人、任期が２年、時期的には９月ごろという答弁をいただきました。

私は、この委員会は市民が主体の委員会にした方がいいのではないのかと、もっと人数を多くして。その組織と運営は市民主体で任せるような委員会にした方が、私はいいと思います。行政側は明確な基本方針を示すと。行政と市民の信頼関係をベースにして、徹底的に話し合って、この会議の成果、結果、ここ２年と言わず１年ぐらいにして、ごみの減量化に結びつけなければいけないと思います。そして、生半可な気持ちでこのごみ問題は解決するとは思いません。形だけの委員会に終わらないようお願いしたいと思います。

環境省のデータによれば、地球温暖化について危機や不安を感じていると答えた方が８８．４％おります。そのうち、この温暖化防止に行動をしたい人、実践したいと思う人、やりたいと思う人は９７．９％、ほとんどの人がやらなくちゃいけないと思っているわけです。その中で、実際に行動を実践した人というのは４０．４％だそうです。ということは、多くの人が、自分は何をすればいいのか、何ができるのかよくわからないというところが、実情であります。

先日、この谷和原庁舎の南面の窓際全面に網を張りまして、ゴーヤの葉で覆われた壁を

つくり上げようということでゴーヤの種が植えられました。大変すばらしいことだと思います。これで南面の窓際は涼しくなりまして、冷房代も助かると思いますけれども、このことによって、さらにすばらしいことは、これがほかの人々にも影響を与えるという、自分もやってみようというふうに思うことだと思います。

最後に、つくばみらい市が魅力のあるまちづくりを進めるために、スケールの大きいことをみんなで考えて、勇気を持って進めてまいりたいと考えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩します。

11時5分から再開します。

午前10時53分休憩

午前11時05分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま小張小学校の児童の皆さんが傍聴に来ております。本会議中に入退室することがありますので、皆さんのご協力とご理解をお願い申し上げます。

それでは、順次発言を許します。

4番 染谷礼子君。

〔4番 染谷礼子君 登壇〕

○4番（染谷礼子君） 4番の染谷です。今回、3点通告しておりますので、順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、放課後児童クラブの保護者負担金についてということでお伺いをいたします。

放課後児童クラブは、基本的には、親が共働き家庭などの10歳未満の児童に、生活の場を提供して健全育成を図るのが目的であります。不景気の影響もあり、共働き家庭の増加により毎年増加をしております。厚労省の調べでは、2008年5月現在で、全国で1万6,685カ所で放課後児童クラブは実施され、74万9,478人の児童が登録をされております。2007年に比べ、898カ所、4万5,444人の増加となっているそうです。今後も、保護者ニーズは高くなることが予想され、さらなる拡充が求められると考えられます。

本市におきましても、現在、市内10の小学校中、今年度から、きょう傍聴にいらしています小張小学校でも開設がされまして、6校で実施をされております。

初めに、本市の通年また期間限定者の利用状況と、保護者の負担金の設定についてお聞かせください。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） 児童クラブの定員でありますけれども、340人でございます。今現在利用されている児童は306人、利用率は90%、保護者に負担していただく額ですけれども、これは4,000円ということで、例えば延長とかそういうものも全部含めて一律4,000円となっております。

以上です。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございます。

340ということで、私が担当課の方でお聞きしましたところでは、20年度、21年度とい

うことで、特に多い小絹小、板橋小では、クラスをふやして2クラスで行っている、人数的にも大変増えているという状況であります。

負担金に関しましては、一律通年で申し込まれている方も、それから短期で申し込まれる方も4,000円ということでしたけれども、ここで、この保護者負担金についてということでお伺いをいたします。

通年申し込み者も含め、保護者負担金については全体的に軽減をすることが理想ではありますが、特に短期限定者や一家でお二人以上の世帯については、負担金を見直してみてもどうかと思うのであります。

期間限定申し込み者は、長期のお休み、春休み、夏休み、冬休みとなりますが、現在の負担金の設定ですと、春休みが3月25日から4月5日までです。児童クラブの閉級日がございますので、3月については6日間だけとなります。そして、4月に関しては4日間だけという形になります。夏休みは7月21日から8月31日で、夏休みはお盆休みもありますので、7月が10日間、8月は23日間が該当しています。そして、冬休みですけれども、12月25日から1月7日までがお休みとなっております、12月は3日間が該当、1月は3日間が該当という形になります。夏休みは別といたしましても、春休み、冬休みの月は、3日間とか4日間であっても負担金は1カ月分の4,000円となるわけです。ここに、4,000円の基本料のほかに保険料とおやつ代がかかるわけです。そしてまた、一家でお二人以上の場合は、この負担金が倍になるわけですね。

この負担金の設定ということで、参考としまして取手市と守谷市の状況を調べましたので、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

取手市におきましては、料金設定が日割となっておりまして、1日以上7日以下が1,000円、8日以上14日以下で2,000円、15日以上が3,000円となっています。また、夏休みは、7月は2,000円、8月は、これも日割になっておりまして、時間帯も長いということで、1日以上7日以下が2,000円、8日以上14日以下が4,000円、15日以上は6,000円となっています。それから、冬休みの12月分は2,000円、1月分が2,000円、春休みでは3月分が2,000円、4月分が2,000円という形です。そして、取手市の場合には、世帯で2人以上が入所している場合は5割減額という形をとっております。

また、守谷市の負担金につきましては、ここは月割という形になっておりまして、基本料金が4,000円ということで、つくばみらい市と同じですが、期間限定に関しては、負担金は、月割にはなっているんですけれども、冬休みの12月分は1,000円、1月分が1,000円、春休みの3月分が2,000円、4月分が2,000円、夏休みに関しては、7月分が4,000円、8月分は6,000円という形になっております。この守谷市におきましても、2人目以降は減額をしております。半額ということで減額をしているわけです。

そういうことで、近隣の市町村では、月割、日割という形をとっての料金設定をしているわけですが、近年の経済危機に伴い、子育て家庭の経済的な軽減を図る上で、ぜひとも本市におきましても、取手市や守谷市のような料金設定の必要性があるのではないかと思います。

それと、一家で2人以上がおられる場合は、この辺の料金設定についても軽減をする必要があるのではないかと思います。この辺についてもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） ただいまの質問についてお答えいたします。

私ども近隣やはり聞いてみました。守谷、取手、つくば市もですが、基本的には4,000円というのが、どこもベースかなという感じがいたします。

先ほど私が申しましたように、延長もやっていますね、7時までですか。そういう場合は取手なんかは加算していくわけですね、延長料として幾らという形で。ですから、場合によっては、この4,000円を超える場合があるんですよ。そういう状態のところもございます。つくばみらい市においては、これは関係なくすべて4,000円ということで一律やっております。

見直しをしたらどうかということですので、確かに夏休み、冬休み等、1カ月3日とか4日とかそういう短い預かり方でも同じ4,000円いただいておりますので、こちら辺は検討していく必要があるかなと思っております。

それから、2人世帯についても、数はそれほどはないと思うんですが、1人当たりのかかる経費というのはかなりかかっているんですね。12万円以上は年間かかっていますので、基本的には2人でも応分の負担が原則ではないかなと思いますが、これについても、今後どうするかということは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 放課後児童クラブの保護者負担についてということでのご質問でございますが、放課後児童クラブの保護者負担金につきましては、部長の方からもございましたが、現在、割り増しも軽減もせず、一律の、議員おっしゃるとおり4,000円という負担をお願いしているところでございますが、実情に合った負担、また保護者の大きな経済負担にならないように検討してまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） 市長、担当部長の方から検討していただくとということで答弁をいただきました。

確かに私も、基本料金4,000円については妥当な線かなという思いはしているのですが、最近世の中が大変不景気で、共働きという規定で児童クラブが開設されている以上、できればお母さんが家にいたいという方もありますが、やむを得ず経済的な理由で働かなければならないといった家庭もございます。また、最近では、不景気のあおりを受け、多くの住民の皆さんが大変厳しい状況に置かれております。

こういう中、厚労省は、少子化対策である「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を推進するため、平成20年2月に新待機児童ゼロ作戦を策定しております。放課後児童クラブの質の確保と量の拡大を数値目標として設定し、10年後の2017年の達成目標は、放課後児童クラブの提供割合を19%から60%に拡大をし、希望するすべての人が安心して子供を預けて働くことのできる環境づくりを目指しています。

本市におきましても、放課後のより一層の子供たちの安全と保護者が安心して働ける環境づくりのために、より一層の推進をしていただくことを要望して、この質問は終わりたいと思います。ぜひとも早急に、この基本料金というか、期間限定の方の負担金に関して

は推進をしていただきたいということでお願いを申し上げます。

続きまして、2問目の質問をさせていただきます。

街路灯及び防犯灯の電気料金の前払いについてということで通告しております。

100年に一度と言われる経済危機に直面し、市の財政状況も、かつてない大変厳しい状況にあります。

そこで、まずは行政のむだを省く上から、節電等消費量のむだをなくすことは言うまでもなく重要なことでありますが、今回は具体的に、市が管理している街路灯と防犯灯の電気料金ということを中心にお伺いをしたいと思います。

初めに、西東京市での取り組みを紹介いたします。

西東京市では、電気料金を一括払いすることで大きな経費削減をいたしました。これは東京電力との電気料金契約を毎月の支払いから年間の一括払いに変更することによって割引制度が適用されるもので、街路灯1基当たり年間126円割引とされます。西東京市では、この制度を取り入れたことで、市内全体約1万8,000カ所の街路灯の電気代が、年間約130万円が節減されたそうです。支払い方法を変更するだけで、経費の節減ができます。ぜひとも本市におきましても電気料金を一括払いにすることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

また、ほかにも一括払いで料金が割引されるものなどがあるかと思われませんが、既に取り入れられているものがありましたら、それも含めましてお伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 市民経済部長中川 修君。

〔市民経済部長 中川 修君 登壇〕

○市民経済部長（中川 修君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

現在、市で管理してございます防犯灯でございますが、市では、街路灯と防犯灯分けをすることなく、すべて防犯灯ということで処理してございます。

平成20年度の電気料金を見ますと2,112万円になります。支払い方法につきましては、月ごとに東京電力株式会社からの請求により、振込形式で支払いを行ってございます。

市における防犯灯の契約内容を申し上げますと、定額電灯、公衆街路灯のA、公衆街路灯のB、さらにまた従量電灯の4種類に分かれているということでございまして、ただいまご提言をいただいた一括前払い契約は、定額電灯と公衆街路灯のAのみが該当になるということでございます。

そこで、定額電灯等の契約について、一括前払いを行うことによりまして、1カ月当たり1契約につきまして1年型で10円50銭、半年型で8円40銭が差し引かれます。1年当りに換算をいたしますと、1契約につき126円の軽減となるわけであります。

市の防犯灯はほとんど公衆街路灯Aでありまして、一括前払い契約のできる防犯灯は3,400基程度となっておりまして、軽減額を試算いたしますと、年間で約43万円ということになります。

しかし、この種の契約の適用の範囲は、自動口座振替による支払い者のみが対象になっているということでございまして、もともと市ではこのような支払いの形態は基本的に採用してございませんでしたが、関係各課、それから東京電力とも協議をいたしまして、一括前払い方式の実施に向け進めてまいりたいと考えております。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） ただいまの染谷議員の質問で、電気料以外で何か市の方で一括払いしているものがあつたら紹介してほしいというお話だったと思うんですけども、現在、市の方では、一般のご家庭の方もされている方も多いと思うんですけども、NHKの受信料について、現在、庁舎あるいは学校を合わせまして計51台ほどございます。その中で、これはすべて12カ月の前払いということで契約してございまして、通常ですと2カ月ごとの払いになるんですけども、通常払いですと年間92万5,200円ですけども、この12カ月の前払いで85万5,900円ということで、年間6万9,300円の減になっております。

さらに、NHKの受信料につきましては、今年の2月から事業所割引というのが入ってまいりました。これはどういう内容かといいますと、同一敷地内に設置した受信機について一括して放送受信料を支払った場合には、2契約目以降の受信料が半額になるという制度でございます。これを今年度から適用を受けることになりまして、さらに13万2,040円ほどの節減ということで、両方合わせますと、通常2月ごとに払ってまいります場合と比較しますと、20万1,340円ほどの削減となっているということでございます。

それから、もう1点ですけれども、郵便料金等の制度では、通常封書25グラム以内については80円ということですが、同じ配達区域内に100通以上発送しますと、これが65円になります。それから、選挙の入場券あるいは納税通知書、そういう特殊なものについては、大字ごとにまとめて発送しますと、1,000通以上発送しますと、これが1通当たり50円になるということで、こういったものについては常日ごろから市の方でも活用しているという事例がございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございます。

答弁の中でいろいろと細かい部分で検討していただいておりますということで、また今回街路灯や防犯灯の方も取り入れていただくという形の答弁いただきました。

1点だけ、口座振替に今までしていなかったということで、今後その手続等があるかと思いますが、これを実施するとなるといつぐらいからになるか、この点だけもう一度お願いいたします。

○議長（今川英明君） 市民経済部長中川 修君。

〔市民経済部長 中川 修君 登壇〕

○市民経済部長（中川 修君） ご答弁申し上げます。

実施の時期はいつかというご質問でございましたが、やはり前払いということでございます。予算措置等もございまして、新年度から実施をしてみたいと考えてございます。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございます。

手続等で、すぐ実施ということは確かに難しいのかなという思いはしますけれども、市の財政状況も大変厳しい状況ですので、むだを省くという、たとえ小さなお金でもむだを省いていくということは、行政の基本であると思います。ぜひとも市の経費全体をいま一度総点検していただきまして、経費節減、むだ遣いゼロを目指し一層の努力をしていただくことを要望いたしまして、2点目を終わりにいたします。

引き続きまして、最後の質問に入らせていただきます。

3点目の質問ですけれども、男女共同参画の取り組みについてということで、2点ほど

お伺いをいたします。

男女共同参画社会基本法が成立をいたしまして10年が過ぎ、女性の意識やライフスタイルは大きく変化をいたしました。男女共同参画社会についてということで、私は平成18年の定例会で取り上げ、行動計画、条例制定の早期実現ということで質問をしております。合併後ということもありましたので、市長からは、新市の総合計画として進めてまいりたいとの答弁をいただいております。

男女共同参画社会が実現することが、平和な社会実現の要素の一つであるとも考えております。新市となって、平成19年度から総合計画策定の取り組みがスタートをいたしました。その中で、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みがされております。

初めに、その策定の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 秘書広聴課長石神 栄君。

〔秘書広聴課長 石神 栄君 登壇〕

○秘書広聴課長（石神 栄君） 男女共同参画の取り組みについて、そしてその進捗状況についてということでお答え申し上げます。

平成20年3月に策定いたしましたつくばみらい市総合計画におきまして、男女共同参画社会の実現に向けて二つの基本方針を掲げさせていただいております。

一つ目は、多様な手法による市民意識の啓発を行い男女平等意識の育成を図る。二つ目は、男女が平等な立場に立って、市民一人一人が自分らしさを発揮していける男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画社会推進に係る計画を策定し、総合的な施策を展開する、以上二つでございます。

この総合計画における基本方針にのっとりまして、つくばみらい市の目指す方向を明らかにし、男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、つくばみらい市男女共同参画基本計画及び実施計画を策定いたしました。

男女共同参画基本計画は、計画年次を平成20年度から平成29年度までの10年間といたしまして、四つの基本目標と、それぞれの目標に対する課題、施策の方向性を掲げさせていただいております。

実施計画におきましては、基本計画を前期と後期に分けまして、20年度から24年度までを前期計画といたしまして、5カ年内に取り組むべき施策を挙げ、各担当課においてそれぞれ事業を進めているところでございます。

男女共同参画社会の実現にはさまざまな課題があり、前期実施計画において、男女共同参画の市民との協働による推進及び男女共同参画推進のための基盤整備、この二つを最重点課題として掲げさせていただいております。

これまでの取り組みといたしましては、一つ目の最重点課題であります男女共同参画の市民との協働による推進に係る施策といたしまして、本年1月に、市民の代表者などで構成いたします、つくばみらい市男女共同参画推進委員会、こちらを組織いたしまして、平成20年度に各課が実施いたしました男女共同参画に関する取り組みについてご検証いただき、そして今後の取り組みについてご意見をいただいているところでございます。

二つ目の最重点課題であります男女共同参画推進のための基盤整備に係る施策といたしましては、推進条例及び都市宣言の調査研究の実施、相談窓口の整備などを掲げさせていただいております。

特に、推進条例につきましては、計画を前倒しいたしまして、この前期期間中に策定ま

で完了させるべく、現在その事務を進めているところでございます。

以上申し上げましたとおり、当市において、市総合計画及び男女共同参画基本計画にのっとりまして、積極的に事業を進めているところでございまして、今後につきましても、先ほど申し上げました市民の代表者などで構成する推進委員会、こちらの意見を反映させていただきながら、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現に向けての事業、こちらを進めさせていただきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） 大変詳しくありがとうございました。

前倒しをして進めていくということで答弁をいただきました。私も、一日も早い実現を望んでいる一人としまして、また積極的に推進をお願いしたいと思います。

総合計画も大変大事なことでありますが、もう1点の質問としましてお伺いをしたいと思います。

定額給付金の支給が4月からスタートをいたしました。支給前のマスコミ等で、愚策だ、むだ遣いだとの報道がされておりましたが、受け取られた方の喜びの声の多い中、配偶者の暴力から逃れて身を潜めながら生活をする親子、要するにDV被害者が、住民票を移すことができず定額給付金が受け取れないといったケースが多くあられました。救済すべき人に給付金が渡らないのは問題であるとの多くの声に、政府も対策を打ち出しております。

しかし、つくばみらい市では、5月26日にDV被害者等生活支援特別給付金を市独自に支給をすることを決定をいたしました。これは全国1,775市町村ある中で、5月26日時点で実施を決定していたのは86でありました。茨城県の中では、水戸市とつくばみらい市の2市だけであります。大変素晴らしいことだと思います。どこよりもいち早く対応されたことにつきましては、本市の男女共同参画社会への意識、そしてDVへの理解度につきまして、大きく評価をするところであります。

そこで、本市では、現在、総合的な窓口でDV相談を受けることはできますが、緊急性のあることでもありますので、女性に対する暴力から守るためのDV相談窓口を設置してはどうかと思うのであります。市のご見解をお伺いしたいと思います。

もう1点、あわせてお伺いいたします。

定額給付金の救済としての特別給付金の取り組み状況がわかりましたら、その点についてもお聞かせください。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 男女共同参画の取り組みについてというご質問でございますが、私の方からご答弁を申し上げます。

男女共同参画社会を実現するためには、DV問題の解決が重要な課題であると重々認識をいたしております。

市といたしましては、これまで専門のDV相談窓口は設けておりませんでしたので、相談の内容によって、主に保健福祉部が対応しているところでございます。そういう現状でございまして、総合的な支援窓口の設置に向けて、既に全県下市町村の調査を進めておるところでございます。

また、6月から実施しておりますDV被害者等生活支援特別給付金につきましては、既に申請があった分については、当初7月からの支給を予定しておりましたが、前倒しをしまして6月中に支給できるよう、積極的に手続を進めているところでございます。

このDV被害というのは、非常にデリケートな問題でして、なかなか表面に出てこない状況にあるわけでございます。こういった潜在的な被害者がいるといった実情等を総合的に勘案して、当市においてどのような形での窓口開設がよろしいかさらに研究した上で、でき得る限り早い時期に設置をしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございます。

DV相談窓口について、早いうちに設置をということでお考えいただいているということをお聞きいたしまして、大変安心をいたしました。

また、もう1点、要望といたしまして、DV相談窓口につきましては、ぜひプライベートな要素もございますので、その辺を十分に配慮をしていただきまして、設置をお願いしたいと思います。大変にありがとうございました。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

1時に再開します。

午前 11時45分休憩

午後 1時00分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 18番の川上です。3点、質問の通告をしてありますので、順を追って質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、「暮らし、雇用、経営を守るための緊急要望書」に対する3月以降の取り組み状況について伺いたいと思います。

1月29日に「暮らし、雇用、経営を守るための緊急要望書」というのを提出をいたしました。その後どうなっているかということで伺うわけですが、日本経済、不況は大変深刻な事態がさらに広がっております。営業動向調査、中小商工業研究所実施の調査によりますと、2009年度上半期の売り上げ動向は、前年同期比で5割以上減少するというのが12%、3割から5割減少が11%、1割から3割減少が32%ということで、バブルが崩壊した92年に匹敵する落ち込みになる重大な事態というふうに言っています。

その結果、雇用状況も大変深刻でして、5月1日の茨城県の労働局発表の県内の雇用情勢を見ますと、3月の有効求人倍率が0.49です。これは前年同月で比べますと0.45ポイント下回る、半分になっているという状況で、求人数の減少が続いています。求職者数は急激な増加ということで、有効求人倍率は10カ月連続の低下を続けているという状況です。

さらに、3月の雇用保険受給者資格決定件数は、3カ月連続で大幅に増加をして、県内の雇用情勢は厳しさを増していると県労働局は発表いたしました。

この雇用保険受給者が、就労の場を得ることなく、次々と今後受給期間を終了させていく事態が生まれることになるわけで、つくばみらい市という地域柄、ホームレスという形で深刻な実態は見えにくいわけですが、しかし、私は深刻な不況の影響は確実に広がっていると思います。

実家難民という言葉があるようですけれども、高齢の親御さんがぎりぎりの生活をしている、また年金の生活をしている、その家に職を失った若い世代が帰ってくる、または自立できずに同居を続けるという、実家難民という状況が私は市内に広がっているのではないかと思います。

そういう中で、3月以降の取り組みについて伺いたいわけですが、1点目の要望、対策本部と相談窓口の設置ということについて、3月の議会では、セーフティーネット保証制度以外通常の窓口で対応できるということで、特別の窓口をつくるという意味は出されませんでした。

2点目、企業に雇用を守る責任をとらせるという問題については、答弁は、倒産しては状況の悪化を招くので、企業に節度ある対応をお願いしたいという答弁をされました。

3点目、ハローワーク等との円滑な情報交換の問題では、ホームページに、現在もそうですけれども、求人情報の掲示をしていると。商工会とも連携を図っていくと答弁をされました。

4点目の市の臨時職員の雇用の問題、当時募集もしているところで、答弁も、解雇になった方を優先的に募集しているところだという答弁がありました。

5番目、セーフティーネット融資緊急保証枠、これを積極的に広げる必要があるのではないか、対応する必要があるのではないかという要求に対しては、セーフティーネット制度緊急保証枠は、昨年11月からこれまでに150件を超える認定で、例年の7倍から8倍ぐらいの数になっていると。自治金融、振興金融が少し落ちたけれども、今年に入って利用が活発になってきている等々の答弁がありました。

その後3月以降、この要望に対する取り組み状況はどうなっているのか、また今後の対応について考えているところがあれば、ぜひ答弁をしてください。お願いいたします。

○議長（今川英明君） 市民経済部長中川 修君。

〔市民経済部長 中川 修君 登壇〕

○市民経済部長（中川 修君） ただいまのご質問に答弁申し上げます。

3月議会以降の取り組み状況はということで、5点ほど質問要旨が通告されてございます。順を追ってご答弁を差し上げたいと思います。

まず、1番目の相談窓口の設置という点でございますが、こちらにつきましては、産業政策課が中心となりまして、雇用関係の問題を中心に対応をしてございます。雇用や経営問題等の相談につきましては、相当な機能を発揮していると思います。

現在、新たな窓口を設けるということは、総合窓口ということになると大変なことになります。そういうことですので、市民に対し、担当相談窓口の周知を広報紙やホームページ等を活用いたしましてPRの方も徹底してまいりたいと考えてございます。

2番目の雇用を守るよう市内業者へ要請するという点でございますが、前回、古谷部長の答弁では、節度ある対応をお願いしたいということでの答弁であったかに記憶してございます。雇用を守るよう市内業者に要請することにつきましては、行政としての立場で依頼することはやぶさかではないと考えてございます。

3 番目のハローワーク等と連携した情報交換でございます。こちらにつきましては、ハローワークと連携をいたしまして、求人情報をつくばみらい市のホームページにご案内のように掲載をいたしておりまして、1 週間ごとに更新をいたしております。また、この4 月からは、より一層検索をしやすいようにホームページ上でも工夫をいたしてございます。さらに、ハローワークとはこれまで以上に綿密な情報交換を行いまして、求人情報の周知の徹底について努力をしてまいりたいと考えてございます。

次に、4 番目の市臨時職員としての雇用についてでございますが、こちらにつきましては、緊急雇用対策といたしまして、3 月の広報紙を用いまして応募をかけました。応募総数は9 名でございましたが、そのうち5 名を採用することができました。採用者の中身について申し上げますと、企業の業績悪化などに伴いまして解雇や雇用期間満了等で失職をし、雇用保険の失業給付を受けていない方を優先して採用したという経緯になってございます。

次に、5 番目のセーフティーネット融資保証、自治金融の積極的対応についてという点でございます。このセーフティーネット融資保証につきましては、この制度自体が国による緊急保証制度と、茨城県が行っております茨城県緊急経済対策融資という2 種類がございます。平成21年度の特定中小企業者の認定申請について申し上げますと、4 月から5 月末日まで合わせまして60件ほどでございまして、申請書が届けられてから翌日には認定書を出せるように、産業政策課としては迅速な処理で対応してございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○1 8 番（川上文子君） 5 点に分けて答弁をいただいたわけですけど、まず、セーフティーネット制度緊急保証枠、答弁がありましたように、ほとんどの市で即日認定、明くる日に認定出すという形で対応されていると聞いています。

ただ、問題は、前回の質問のときにも言ったんですけれども、実際認定をして銀行で融資を受けられる、このところでどうなのかということが大変問題で、実際に借りられるのは、認定受けても6 割から7 割ぐらいじゃないかと言われています。銀行によってはかなり厳しい査定をし、排除をするという状態も生まれているようで、10年前にやった安定化資金貸し付けと比べても、受けにくいというふうに業者の方が言われています。引き続き貸し渋り、貸しはがし、しないというところを銀行にきちっと要求していくことが必要なんだろうと思うんですね。

実際に融資を受けても、やってはいけないことにはなっているんだけれども、今まで借りている自治金融、それも合わせて今度の緊急保証枠で合算して借りかえを奨励して、緊急保証枠の方は100%保証協会の保証がつきますから、銀行にとってもその方が安心なわけで、そういう形での実態も、銀行によってはそれを強要するというか、本当はやってはいけないんだけれども、上手にそんな形で貸し付けを強要するというようなこともやられているようで、60件だから、前回の答弁から合わせると210件ぐらいになるのかもしれないけれども、積極的に努力をしているのは大変評価をしたいと思うんですけれども、引き続き利子補給だとか保証料の負担だとか、市独自の手だて、それから銀行に対する厳しい貸し渋りをしないという点での指導をしていく必要があるのではないかということで、この点について再度質問をしたいと思います。

それから、雇用対策なんですけれども、さっき全県の雇用状況、3 月時点で0.49求人倍

率という話をしたんですけれども、ハローワークの常総、この管内はもっと厳しいんですよ。

私も、1月にも行ったんですけれども、今週もハローワーク常総に訪ねて行って、資料もいただいて、お話も来ている方からも聞いたんですけれども、昨年9月、ハローワーク常総の有効求人倍率は0.57だったと。月ごとにどんどん落ちてきまして、今年の1月は0.39、2月が0.30、3月が0.26、4月が0.24、0.24まで下がっているんですよ。

中身を見ますと、求人数が毎月毎月落ちていきます。昨年9月、1,556あった求人数が、今年の4月には1,066、反対に求職者数がどうなっているかというと、昨年9月で見ますと2,735人が職を求めた。ところが、毎月毎月この数が上がっていきまして、今年の1月から3,076、3,597、3月3,991、そして4月には4,516ですよ。大変な求職者数です。結果として、4月の時点で就職できた人は、ハローワークの中で就職できた人は184人しかいない、これが実態ですよ。

雇用保険の受給者の実人数も、昨年9月が924人だったのが、4月には1,373、月を追って増えています。同時に、資格喪失者も、4月でいいますと、雇用保険の受給者の実人数が1,373に対して、同時に喪失している人も片側で1,400人いるという状況で、雇用保険というのは6カ月とか3カ月とか限られているわけですから、どんどん増えているこの雇用保険の受給者が毎月毎月減っていくわけですよ。つまり職を得なければ、無職の収入がない中で雇用保険も切られてという状態で存在する。私は、本当に深刻な事態だなと改めて思いました。

ハローワークにしばらくの間いて、周りのいろいろな方にも伺ったんですけれども、1年間こういう状態だと、30代の男性だとか、深刻な事態で、なかなか役場の中には見えないけれども、実態としては深刻な事態が広がっているということだと思います。

そういう中で、唯一というか、国が緊急経済雇用対策ということで打ち出した地域活性化生活対策臨時交付金、それからふるさと雇用再生特別交付金、それから緊急雇用創出事業交付金、これらの事業、21年度の中でどんな形で市が事業を生み出して、雇用の場の確保に力を尽くそうと考えているのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（今川英明君） 市民経済部長中川 修君。

〔市民経済部長 中川 修君 登壇〕

○市民経済部長（中川 修君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

いわゆる金融機関等の貸し渋りと言われている件でございますが、市で調査をいたしました結果、市が認定したものについては、ほとんど100%近い数字で融資が行われてございます。そういう意味では、市といたしましても、貸し渋りがないようにと考えるわけではあります。議員のご指摘だと60から70というお話でございました。

○18番（川上文子君） 県全体で言うとね。

○市民経済部長（中川 修君） そうすることで、改めて担当課の方で、セーフティーネットの認定を受けた中小企業への融資実行状況はどうなっているのかということで、市内5行について、それぞれ電話でございまして、どうなっているのか確認をいたしました。

その結果につきましては、5行中の4行が、中小企業への融資は全部実行しているとか、95%いっているとか、100%近い数字でやっているんだよというお話で、1行につきましては、現在どのような状況か正確には回答できない、文書で質問があればその時点において回答についての回答を出すということでございました。

貸し渋り関係につきましては以上でございます。

○ 18番（川上文子君） 緊急対策事業、地域活性化生活対策臨時交付金、どう取り組もうとしているのか。

○ 市民経済部長（中川 修君） 緊急対策事業について答弁申し上げます。

今後は、地域の実情や創意工夫に基づきまして、地域の発展に資すると見込まれる事業のうち雇用継続が見込まれる事業において、地域求職者等を雇い入れて安定的な雇用機会を創出する取り組みを支援をいたします「ふるさと雇用再生特別基金事業」、さらには急激な経済情勢の変動により離職を余儀なくされた非正規労働者、それから中高年齢者に対して臨時的、一時的なつなぎ就職の機会を提供いたしますとともに安定的な求職活動ができるような取り組みを支援してまいります「緊急雇用創出事業」を用いまして、失業者が仕事につけますよう、または次の雇用までの短期的な雇用の創出というようなことで図ってまいりたいと思います。

○ 議長（今川英明君） 川上文子君。

○ 18番（川上文子君） セーフティーネット保証、銀行に問い合わせをして、ほぼ100%融資を受けられているという状況を把握したというのは大変よかったと思います。

事前の話の中でも、私はなぜこれを言ったかということ、龍ヶ崎で担当課長が各銀行歩いて、要請で歩いたと。銀行の方では、なかなかその実態を個人情報だからということで融資の割合について明らかにしなかったという話があって、そこを把握する必要があると思っていたので、電話の問い合わせというのはちょっと線が細い気がしますけれども、そういう中で銀行が回答を求められるという行為の中で、今後の融資について対応していく姿勢が、襟を正すという点でもよかったと思いますし、引き続き実際の申請者自身の融資にまつわる問題点があったりしたら、市の方もぜひひとらえていただいて、銀行に対して市がきちっと物を言っていくという関係をつくっていくことが必要だろうと思います。

それから、地域活性化生活対策臨時交付金とふるさと雇用再生交付金、それから緊急雇用創出事業交付金、いずれも抽象的なご答弁があって、もう少し前向きなというか、具体的な方向性がとられる必要があるなと思います。

幾つか問い合わせをしてみました。守谷、取手、かすみがうら等、問い合わせをしてみました。いずれも緊急雇用もふるさと雇用も、具体的に仕事を4本、5本、6本という形で決めて、6月議会でその補正予算の議案もかけているという状況で、実際に仕事として発注しようとしているわけですね。そういう点でいうと、非常に遅いのではないかと、21年度の取り組み自身が。もう少しさっき言った雇用状況も含めて考えますと、もう少し早いテンポでの取り組みが必要なのではないか。

少なくともこの事業は、地方負担を伴うものではなくて実施ができると。積極的に実施をしないと国も言っている事業なわけですから、新たに今度の国会の中での補正も含めて、新たにまたプラスの予算も、取手の職員が言っていましたけれども、きのうですか、通知があって、さらにまた仕事がふやせるということで取り組みたいと言っておられましたので、積極的な対応をしていくことが必要だと思います。

それから、初めの1回目の質問で答弁された窓口の問題なんですけれども、この間、茨城の不安定労働組合、市内の加藤さんという方が立ち上げて、それでいろいろ生活相談、雇用の首切りなんかの問題に立ち上がって相談を受けて、解決に取り組んでいるという報道がありましたけど、私たちも大相談会を地域ごとに分けてやろうということで、今、準

備を進めているんですが、相談者というのは、例えば生活保護の申請だとか限定されれば、もちろん福祉の窓口に行くわけですがけれども、首を切られて、首切られたこと自身が本当に正当なものなのか、それから今後の生活についてどうしていくのかという広い枠での相談を受けるところが実際にはなくて、なかなかその対応として市がしていくというのは難しい面もあって、ほかの市町村も聞いてみて、なかなか対応に苦慮しているというのが現実だと思うんですが、その人自身の自立のための手だてを相談できるような場という形も含めて、市が今対応していくような形で行政のあり方を変えていく、姿勢を変えていく必要がある時期だなというふうに、この雇用のハローワーク常総の求人状況を見ても思います。

私自身も、今、解雇の問題で、市内の方、解雇されて、今、組合をつくって企業と話し合っているという相談があって、かかわっているところですがけれども、そういうあたりを含めて市がかかわっていくことが必要だなと思っています。

あわせて、時間がありませんけれども、再度ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

ほかの市町村でいろいろ今回の経済危機、あるいは雇用の方の対策での補正予算ということで当市はということなんですけれども、まだ具体的に実施計画ができておりませんが、国の方で先日14兆円もの補正ということで、当市においては、地域活性化経済危機対策臨時交付金なるものが2億3,900万円近く交付税措置されるというふうなことでございまして、交付対象額がそのぐらいになるということで、これについては、今、各課でいろいろな実施計画を上げていただいていますので、それをよく精査しまして、なるべく早いうちに議会の皆様方に補正予算等でご審議をしていただくということで考えております。

それから、雇用関係なんですけれども、ふるさと雇用再生特別基金事業ということで、これはまだこれから調整が必要になるかと思うんですが、昨日市長の方から補正予算の中で説明がありました農産物直売所ですか、それに対する雇用等についても、これは関係各課、機関とも調整が必要ですが、そういうのもこの基金事業の中で対応できればと。

それから、今のところでは、フィルムコミッションへの市の直接雇用ということで、これは緊急雇用創出事業の中での雇用ですが、そういったものを担当課の方では考えているということでございますので、そのほかそれぞれの課でそういう雇用の対策ができるものがあれば、ぜひ対応していただければということで、今、産業政策課を中心に取まとめられているところでございますので、そちらはそちらとして別にやられているということでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 3回質問しているので、1問目の質問終わりにしたいんですが、ふるさと緊急雇用についても、他市を見るとかなりいろいろなメニュー、草刈り含めて、いろいろなデータ整理含めて、それからふだん議会などに要望出されて、なかなかお金がなくてできないという仕事をこの時期にやるという形で取り組んでいるので、ぜひ積極的に早目に、せっかくある予算ですから、有効に使ってほしい。ぜひ積極的な取り

組みを望みたいと思います。

2点目の質問に移ります。

伊奈・谷和原丘陵部開発事業の見通しと市の対応について伺います。

国の運輸審議会が、常磐線の混雑緩和を目的とした常磐新線推進を決めたのが85年です。この常磐新線のためにつくられたのが、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法ということで、文字どおり鉄道をつくる、同時に沿線の地域開発も行うと。大量の住宅、宅地の供給を行うことを前提としてこの法律を義務づけました。91年に、沿線自治体と企業の出資で首都圏新都市鉄道が設立をされまして、沿線開発を見込んだ基本計画が承認されて、開業5年後の乗客見込み1日57万人、当時はじきました。計画がスタートしました。しかし、バブルがはじけまして、2002年の段階で乗客見込み数は1日29万人、半分にしぼんだということで、計画の長期化で金利もかさみまして、建設事業費だけでも1,400億円増加をするという事態。当然のことながら、県内沿線の1,731ヘクタールの開発も予定どおり進まず、事業を段階的に進めるということで、段階的な開発の方針が出されて現在にあるわけです。私は、しかし今、この開発の破綻が一層明らかになっているのではないかと思います。

3月のときに、各市がT×沿線開発で苦境、縮小も攻めもできずどうなる将来不安、地価下落続けばさらに負担は拡大など、沿線開発の事業縮小などを求める県議会の議論を報じました。総事業費4,181億円をかけて進めるとしたこの県内沿線8地区の開発事業、最も早く始めたのが63年に認可をした守谷東地区、ここから見ますと、約20年かけて、24年かけてこの開発が進められてきました。しかし、計画人口10万2,200人に対して、昨年10月1日時点で人口は1万302人です。守谷を除く7地区の平均整備率はわずか2割という状況で、今回の県議会の議論の中で、地価下落によって県の先買い地の将来損失が860億円に上ることが明らかになりました。もともと県は区画整理事業の県負担分を抱えるわけで、さらに加えて県施行の区画整理事業、3地区の県の単独負担分があります。これを合わせますと1,000億円、これに加えて860億円の支出が求められるということで、しかしこの額で済まないというのが今の状況ではないかと思います。

私たち関係党議員団として、5月22日に、守谷周辺、伊奈・谷和原、萱丸、島名・福田坪、上河原崎、葛城、中根・金田台の7地区を見ました。私は、予定どおりこの1,731ヘクタールの開発が進むとは、10万人の人口が張りつくとは、とても判断はできませんでした。

事業が順調に進まなければ、県にとってもですが、市にとっても大変大きな負担を負うことになるわけです。地域づくりの上からいっても、財政負担の上からいっても、とてつもない大きな問題を抱えるということになるわけで、正確な開発の見通しを立てて今後対応していくことが必要だと思います。

市長、それから責任ある部長が、この開発全体の、つくばみらい市、そしてつくば市含めたこの開発の全体の見通しをどう見ているのか。そして同時に、伊奈・谷和原丘陵部の開発の見通し、その中でどういうふうに見ているのか、伺いたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 伊奈・谷和原丘陵部の開発事業の見通しということでございまして、今、事業をどういうふうに見ているかと、こういうことでございしますが、私も大変な

事業ですねと、こう思っております。こういう特に景気が悪いという中で、広大な開発地域を抱えていると、こういうことでございます。

ただ、買収も全部県が投資しているということで、こちらではお金は出していないので、救いがあるのはそのぐらいかなと思っておりますが、これからの問題もいろいろ出てくると思いますが、この丘陵部の整備状況ということでございますが、現在のところ、事業費ベースで約73%の進捗率です。地区内の居住人口は、4月1日現在で3,706人となっております。

現在、県内のT X沿線では、議員がおっしゃったように、議員見てきてご承知と思いますが、守谷市を除く6地区の中には、当伊奈・谷和原地区は、整備率及び人口の定着率ともに、この中では一番進んでいるのかなと、こう思っております。

これからの過大な計画にならないかどうかというご心配でございますが、また市の財政も圧迫しかねないと、こういうご心配でございますが、議会の皆様には、去る3月の全員協議会の中でも説明されたと思いますが、第4回の変更による地区公園の縮小、計画住宅地から商業業務施設用地への変更、さらには事業費の削減等、現在の経済動向をかんがみた変更を行ってきたところでございますが、今後も、新市の新しい拠点となる当地区の早期完成を目指して、今指摘された点について十分注視をしながらやってまいりたいと、このように思っております。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

私の方からは、丘陵部の面整備の進捗状況等をお答えしたいと思っております。

伊奈・谷和原丘陵部の土地区画整理事業につきましては、県が事業主でございまして、平成5年に事業着手してございます。計画人口につきましては1万6,000人でございます。面積は、皆様ご存じのように275ヘクタールでございます。総事業費は760億円でございます。先ほど市長が申したとおり、事業費ベースで現在73%の進捗率でございます。

使用収益が開始している面積なんです。守谷を除くつくばみらい市、つくば市の中では、一番使用収益を開始している面積が多く、現在66ヘクタールの宅地が使用収益を開始している状況でございます。これは宅地全体の45%が使用可能だというふうにデータが示してございます。

今後の整備状況でございますけれども、当地区につきましては、1期、2期、3期というふうに南側から進んでおりまして、現在3期の事業エリアを整備しているところでございます。3期のエリアについては、平成24年度末を完了として現在整備をしているところでございます。

規模縮小を含めた事業見直しについての先ほどのご質問でございますけれども、既に先ほど述べさせていただいたように、多くの面積が使用収益がなされてございます。そういうことから、今の事業を変更するということは、市の方では考えてございません。市といたしましては、ただいま進めておる事業を平成24年度末までに完了していただくということを考えて、促進してまいりたいと思っております。よろしく願います。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 私は、将来負担860億円というこの数字を、しっかり見る必要があると思います。県の議会に出された資料を見ますと、この860億円というのはどうい

うことかという、県有地の先買い取得費用、関連費用も含めた費用が2,175億円かったと。これが売れたとして1,315億円収入見込みになると。したがって、860億円将来の負担が出ると。

これ、本来言えば、事業を始めたときには、県は先買いの土地を確保することによって、その土地の運用によって県施行の三つの区画整理の県独自の事業者としての負担、その分のある部分を補っていくというような意味合いを含めた先買い地の取得だったと思うんですね。つまりプラスができるんじゃないかという議論もあったような中身。ところが、860億円の赤字です。明らかに私は、この事業の破綻がここにあると思います。

何で860億円の赤字ができたかという、この間の中で地価を5地区それぞれ3回の見直しをやっているわけですね。伊奈・谷和原丘陵部を含めた5地区の3回の見直しの中で、平均75%に地価の保留地の処分価格を下げると。これが結果として、当然、県の土地の価格の売り値も下がるわけですから、編み出せる収益も少ないということで、萱丸に至っては6割に減少していると。

しかし、これでは済まないと思いますよ、確実に。今の3回目の見直しの価格で、このままこの事業が進むとはとても思えない。広大な地域をずっと見て歩きましたけれども、伊奈地区のこれからの開発する地域も含めて、売る土地がどんどん広がって出てくるわけですから、当然買いたたきが起る。みらい平のところでも、不動産屋さん歩きましたけど、小さいところではほとんど出ませんと、全くとまった状態。研究学園周辺が動き出したのでこっちはとまっちゃいましたと。つまり開発が進めば進むほど、お互いに価格の下落の相乗作用が起るわけで、この860億円では、この先買い地の赤字分はとてもおさまらないという現実が確実に起るわけで、そういうことを含めて、これから県が、合わせると1,860億円の今の試算でも負担をしなきゃならない。

ところが、この事業がそう進まなければ、当然、県は、事業費負担の地元負担も含めて新たな負担を必ず課してくるだろうと。そうしなければ、県議会での批判も含めてですけども、県財政自身もパンク状態ですから、私はこれは、県議会の中で知事は、確かに大量の地権者があって、この計画進めてきて、縮小というのは大変難しい問題を生むけれども、しかし現実縮小しまいと、どういう計画の見直しをするとしまいとにかかわらず、現実起るわけですから、その現実の将来を見越した形での計画の見直しの判断を、私は、つくばみらい市の市長も県に向かって物を言っていくべきだと思います。

じゃあ伊奈・谷和原丘陵部はどうするのかと、私も再度見て回りましたが、ほとんどの地域に手がついているわけで、現実大変ここは、より一層開発が進んだからこそ、大きな困難が伴うというのが現実だと思うんですね。

私は、そうであるのであれば、事業者である県に対して、責任のある人口計画、今度の第4期の見直しで本当に1万6,000人の人口が張りつくのかと、年次ごとにどういうふうに張りつく予測がこの4回目の計画の見直しでできるのかというのを、私は出させるべきだと思います。

人口計画というところでいいますと、唯一あるのがこれとこれなんですよ。平成17年度3月の第3期の事業変更のときに、県の県南都市建設事務所が企業に委託をして調査をして人口の計画を立てて、これに合わせてだと思わなければならない、伊奈・谷和原の打ち合わせ資料、それから業者向けの打ち合わせ資料として出ています。この人口計画が唯一あるんですけれども、この人口計画は、前に伊奈町のときにも議論しましたが、先の

見通しが全くつけられない計画づくりになっている。

中身はどういうことかといいますと、県の先買い地で人口が張りつくのが3,830人、保留地で張りつくのが2,920人、民有地で人口が張りつくのが9,700人、合わせると1万6,400人張りつく想定をしているわけですが、毎年毎年どうやって人口が張りついていくかと年度ごとに数値を置いていきまして、28年度の時点で県の先買い地を100%売り切って3,830人の人口が張りつく。保留地については、8割いって2,430人の人口が張りつく。ところが、民有地についていうと、17%しか人口が張りつきませんよ。29年度以降に大半が82%、民有地の大半についてはその後、いつかわからない。その先は年度ごとにつくってないわけで、28年度以降に9,700人のうちの8,000人が住むだろうという計画をつくっている。こういう計画では、つくばみらい市として、あの開発区に対して公共的な投資をどうしていくのかということが全くつくれないわけです。

中身を見ると、ひどい話なんだけど、この業者がつくった数値を、伊奈・谷和原の打ち合わせのとき、それから供給事業者向けのときには、若干数をいじっているということもあって、現実に合わせているのか、ということもしているわけですが、いずれにしてもこれが唯一ある計画です。

こういう計画、第4回の事業変更が1万6,000人の人口の開発を担保できるものであるんだったら、それに伴う人口計画を県に求めて、そしてその計画どおりにやることについての事業者の責任を県に求めていかなければ、市としては大変な負担になるのではありませんか。再度ご答弁をお願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） これまでも、議員もご案内のとおり買い上げ当時は950万円、平均して。水田なんか850万円であの土地は買ってあるわけなんですけど、今日で比較したら、大変な暴落した価格になっておるわけでごさいます。そういう中で、個人の保留地、換地された土地、全部は終わってないわけですが、これも大変安くなっちゃっている。こういう中での総体的な損失は相当なものであると思いますが、今までも強く言ってまいりましたけれども、今、議員がおっしゃったようなことは、これからは強く県に申し入れをしていくと、こういう覚悟であります。

以上です。

○18番（川上文子君） 人口計画。

○市長（飯島 善君） 人口計画も、もちろんしっかりと見直してほしいということを申し入れをしております。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 人口計画の見直し、ぜひ言ってください。

この間調べてみてわかったんですけど、この計画自身を、まちづくりセンターの、この間議会の全協に第4回の事業変更の説明に来た課長に問い合わせをしましたけど、彼は知りませんでした。調べて、探して、ありましたという話です。つくばみらい市の担当のところでも、この間手に入れたという状況ですよ。わかってましたか。ああ、そうですか、だったらよかったと思うんですけど。

県知事の答弁なんかを見ると、何しろ大変だけどひたすらやるだけだと。県のまちづくりセンターの課長も言っていましたけど、私たちはひたすら人口が張りつくように頑張る

だけですという話をしている。それだけではいけないわけで、まちづくりの上からは、きちっとした計画を立てて、そこに事業者としての県の責任をとらせなければ、そのことが全部市にかかってくるということになるわけです。

負担の問題で言っても、ＴＸの出資金、今までこのＴＸの関係費、つくばみらい市どのぐらいかかるのかということを試算をしてみました。関係課からも資料をいただいて、それもあわせて試算をしたわけですが、ＴＸの鉄道に対する出資金が27億2,160万円、それから区画整理事業費の基本事業費の119条の市負担、それが30億6,374万円、それから公共施設の管理者負担金、これは公園用地3%超過分、これが1億2,200万円、それから下水道の整備にかかわる費用として60億7,000万円、これが市から出された金額です。それに加えて、今後の支出予定の中で考えられる公園の用地、それから小学校、保育園、幼稚園、小中学校のそれに伴う建設費、保育園の建設費等、これは出されている15年2月の資料で数値を追ったんですが、この時点では保留地単価を10万3,000円で計算をしていましたので、用地取得については、4回目の変更の8万4,900円に置きかえてみました。小学校の用地の取得、それから建設費を含めると120億円です。合わせると、さっき言ったＴＸの出資金から合わせたすべての費用で、つくばみらい市がこの事業にかかるのは240億円ですね。

もちろん教育長が答弁されているように、もともとの計画どおり小学校の設置を2校やるかどうかという問題は今後の検討にしても、その検討するに当たっても、ちょっと話があれですが、学校の問題で言いますと、この計画の中では、平成20年度まで小中学生373人来るだろうと、それから中学校は160人来るだろう、146人来るだろうと予測して、現実には、現時点で、今年度の小中学校、丘陵部からの通学生は、小学生が100人、中学生が16人という現状で、人口の張りつきの中での小学校や中学校の予測人数が大きく狂っています。実際に小さな子供さん連れた世帯の移り住みが、割合の中でも減っているという状況だと思うんですけども。

そういう予測も含めて、今後市がこの開発にかかわるというところでの市のまちづくりの視点から、しっかりと市の主張をして、そして責任をとらせていく。開発をすれば、例えば今年度でも、公園の管理だとか道路の管理費用で1,500万円かかっているわけです、あの地域も。開発すれば、当然、道路管理費用等含めて膨大な金額になっていくわけで、そういう方向も含めて、小中学校の張りつきも含めて、県に正確な人口計画見込みを出させながら、責任をとらせながら、市のこの開発にかかわる計画をしっかりと見直しをする。それから、全体計画についても、県に強く物を言っていくということが必要だと思います。

再度、ご答弁お願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今後の見直しとかそういうものについては、市が納得できるような条件の中で見直し等は進めていただくこととして、今申されたようなことは強く申し入れを今後していくと。それによってこれからの対応を決めていくと、そういう姿勢でまいります。

以上です。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 私は大変大きな問題を抱えると思うので、しっかり取り組んで

ほしいと思います。

最後の質問に移ります。

就学援助制度について伺いたいと思います。

今回は、対象世帯の認定の問題に絞って要求をいたしました。同一世帯であっても、生計を別にしている場合については別世帯として認定していくことが必要だということで、質問の通告をいたしました。

就学援助制度というのは、生活保護の世帯また生活保護に準じる家庭の子供たちの、小学校、中学校の子供たちの学用品や入学準備金などを、国の一定の費用負担の上に市が支給をするという制度ですけれども、市の方で対応しているやり方として、世帯換算で収入の生活保護の大体1.3倍を目安にということのようですが、判断をして支給対象を決めているということで、例えば若い世帯が、または父子、母子の家庭が、自分たちだけでは生活できない、または家屋の事情から親御さんの家庭に同居して生活している場合について、親御さんの収入も含めて換算をすると、この対象にならないということで排除をされるという事態がありまして、私自身は、生計を一にしていないのであれば、若い世帯、子供さんとお父さん、または子供さんとお母さん、または子供さんとその両親という世帯だけの換算で、この制度の適用をすべきだと思っています。

この間も若干そのことにかかわった問題もあって、教育委員会の方も前向きに対応されましたけれども、改めてこの問題について正確に、どう今後対応していくのかということでご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの川上議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、就学援助については、学用品代あるいは給食費等が払えないという経済的理由で就学が困難な児童生徒に対しては、学校並びに民生委員と連絡を密にして、実態を把握し、援助すべきところは援助するように努力しているところです。

認定については、学校での保護者への聞き取り調査、それから民生委員の家庭訪問等、生活の内容把握に細心の注意を払いながら調査をしているところです。

生活困窮が事実であれば、準要保護世帯として認定して、児童生徒にはきちんと援助をしていきたいと思っておりますけれども、なかなか生活実態の把握、今、議員がおっしゃられた、この確認が非常に難しいところがありまして、同一世帯でありながら生活が一緒なのか別なのか。例えば1階と2階で生活をしているけれども、食事は一緒なのか別なのか、そういうところの把握というのはなかなかつかみ切れないところがあります。したがって、そういうところは、民生委員の聞き取りでもなかなかわからない面については、教育委員会の職員が出向いて調査をしたりしながら、実態の把握に努めているところです。

今までも申し出があったんですけれども、実態を調査すると、自家用車を3台も持っているとか、あるいは2,000万円もするような分譲マンションに入っていてそれで生活援助をしてほしいとか、そういう申し出もありました。そういう実態を把握しないと、なかなかわからない面もありますので、実態調査をきちんとした上で、援助すべきところは援助をする、そういうことで努めていますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（今川英明君） 川上文子君、あと1分30秒です。

○18番（川上文子君） もともと就学援助制度というのは、憲法26条の義務教育無償に

基づいて私はつくられていると思うんですね。学校にかかる費用が日本の国の中では大変かかり過ぎている。本来言えば、小学校、中学校については、義務教育ですから無償であるべきだと思います。ですから、私は、子供を育てている世帯にとって、この援助制度というのは大いに活用できる制度として、市の方で取り組む必要があると思っています。

それで、取手市の就学援助の規則では、申請書を出すときに添付する書類として、要保護及び準要保護児童生徒にかかわる世帯票、これを出させて、本人たちが自分と自分の子供たちだけで生活しているという申請を出したらば、それに基づいて対応しているというのが取手市のやり方です。もちろんつくばみらい市の今までのやり方のようなところも、守谷も含めて、あることはあるわけで、二分するわけですがけれども、今回個別の問題も含めて話し合いをしましたけれども、積極的に取手のこの規則に基づく取り扱いの方向で、今後対応していくことを強く要求をしておきます。この間の努力についても、評価をしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

10分間、時計で10分から再開します。

午後2時01分休憩

午後2時10分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当市議会では、小中学校の児童生徒を対象に計画的に議会の本会議を傍聴していただくために、市の教育委員会並びに各学校の協力のもと事業を展開しております。本日も、小張小学校、東小学校の児童の皆さんが傍聴に来ております。本会議の途中で入退室などすることがありますので、皆様のご協力とご理解をお願いします。

それでは、順次発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 12番古川です。通告どおり、3項目質問いたします。

まず、最初に介護保険について質問いたします。

介護保険は、保険が導入されてから10年目、今年4月から第4期の介護保険がスタートしました。そうはいつても、介護のために仕事をやめざるを得ない人が、年間で14万人を超えるという事態も生み出しています。生活が立ち行かなくなっているという方も少なくありません。

また、介護事業者は、二度にわたる介護報酬の引き下げで、運営が厳しい局面が続いています。そして何よりも、介護の現場で働く人たちは、あまりにも低賃金、過密労働など、ひどい労働環境が改善されず、離職者は後を絶ちません。人が集まらず、施設の開業すらあきらめざるを得ないという事業者も出てきています。

利用者も、サービスを選べるどころか、重い利用負担、それから希望の施設が不足ということで利用ができない、こうした利用の制限がやむなくされています。だれもが安心して介護が受けられる、地域で暮らせるという介護の社会化には、まだまだほど遠いものです。

今回、4期の介護保険では、毎回連続して値上げがされております保険料の引き上げ、

多くの自治体が引き上げになりました。それとあわせて、介護報酬の引き上げが行われました。この介護報酬の引き上げについては、介護事業者では、今回の３％の報酬引き上げについては報酬はそのままにしているということがあって、加算という形で値上げがされているということで、介護の従事者への報酬の引き上げのところまでは到底及ばないと、現場では、怒り、そして政府の介護従事者対策の不十分さを指摘しています。

そこに、今回の見直しでは、要介護認定システムの変更があります。これは、さまざまな矛盾を引き起こしています。生活実態が全く変わらないのに介護度が軽度になり、軽度に認定されると保険給付の制限額が少なくなり、利用者は今までどおりのサービスが受けられなくなり、超えた分は自己負担になるということもあったり、それから介護事業者も報酬の受け取り額が減少して大変な痛手となっています。

そこで、質問ですけれども、今回の要介護認定システム、この調査項目が83項目から74項目に減らされ、それとあわせて調査の判断基準が変わりました。その調査の項目の判断基準が、これまでは、できるかどうか、このことができるかどうかという能力に着目しましたがけれども、今度の見直しでは、介助がされているかどうか、そういう判断で、できる、できない、そういうチェックをするということになりました。

こうした中で、国のモデル事業では、３万人を対象にしてやった新旧比較では、現行システムよりも20％が軽度になった、16.7％が重度になったという結果が出ています。

つくばみらい市では、新システムによる要介護認定結果は、旧システムと比べてどういう結果になっているのか。また、政府は、４月半ばになって、この要介護認定について経過措置を設けましたけれども、このことについて伺います。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） ご答弁申し上げます。

新要介護認定システムにより、介護度が前と比べて軽度に判定されたという方の問題だと思いますが、この新要介護認定システムにつきましては、国が平成18年から20年の11月にかけて要介護認定調査会及び高齢者実態調査等を行いまして、実態に即した新たな判定ソフトを完成させ、今年の４月から新しいシステムによって介護の認定を行っております。

新システムには、経過措置というのがあります。見直し後の要介護認定の方法により審査、判定された要介護度が従前の介護度と異なる場合、これは申請者の希望に応じて、あくまで申請者の希望に応じて、従前の介護度とすることができると。ですから、軽度に新しいシステムによってされた場合は、前の介護度で希望に応じられると、こういうことでございます。したがって、これまでと同様のサービスが受けられるというふうに考えております。

それから、質問の中に、つくばみらい市の状況はどうかというのがございましたが、まだこれ始まったというか、見直しされて間もないんですが、確かに軽度に判定される場合もありますが、逆に重度に判定された場合もあるんですね。というのは、同じ条件というのがなかなか、半年とかたっちゃいますと、その人の状況が変わったりしますので、一概に単純比較というのはできないんですが、変更なかったケースの方が多いんですね。40％以上はほとんど前と変わらなかったという、つくばみらい市のこれまでの数少ない数でのデータなんですが、そういう状況であります。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 質問の前に、4月から新しい要介護認定が始まったけれどもどういう状況かということで、担当課の方にも問い合わせをしたんですけども、確かに部長がお話になられたように、数はまだ4月、5月ですから少ないんですけども、5回審査認定が行われて、先ほど部長がおっしゃられたように40%は変更なかった、大部分が変更ないんだとおっしゃられましたけれども、軽度になった人が28人中23人、軽度になっているんですね。失礼しました。軽度に変更した人は更新のみなんですけれども、更新は74人いたんですけども、そのうちの28人が軽度になりました。それから、重度になった人が15人ということなんです。

先ほど部長が、生活実態が変わらない状態を設定するのが非常に難しいということで、確かに難しいと思うんですが、少なくとも軽度になった人は28人。そして、その中で同意書、先ほど言った経過措置を申請した人が23人いて、その人がもとの介護度で判定が出ているというのが実態なんです。

政府は、この経過措置をしている中で、きちっとどういう状況になっているのか検証してデータを提出しなさいというようなことを言っているんですね。そういうことですから、きちっと検証しなければならないんですけども、この経過措置について、どういうことが起きているのかというのを、きちっと利用者とか、それから介護のケアマネジャーさん、ずっとかかわっているケアマネジャーさんの方に情報が行かなければ、新しいシステムで行った調査の結果がわからないわけですね。ですから、検証のしようがないというふうに思うんですが、きちっと検証するのであれば、きちっと介護認定票というんですが、それを利用者に提供していく、その作業が、この間政府が言っている検証期間での仕事だと私は思うんですけども、実際聞いてみますと、ケアマネジャーさんもそういうものは届いていないし、市の方も出していないと言っているんですね。

ですから、私は、この間国が経過措置を設けたというのは、そういう問題があるからこういうふうに設けたわけですから、そこもきちっと、新しいシステムがどうなのか、本当に実態に合った結果が出ているのかという検証をする意味でも、ぜひその調査の結果を被保険者に、あるいはケアマネジャーさんに提供してもいいのではないかと私は思うんですが、ぜひそのことをやってもらいたいと思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） 新しい要介護認定システム、このシステムについてはだれが審査しても判定が同じようになるということで、今までの旧システムは非常にばらつきがあったと。というのは、調査する人のある程度の主観が入っていたということですね。やはり人によって判定にばらつきがあってはいけないということで、それで国の方でも見直しをしているわけなんです。あくまで客観的に判定できるようにというシステム。

1次判定は、調査員がその家へ行って聞きます。コンピューターで処理をするというのがこの1次判定なんです。これが、だれがやっても同じ判定結果が出るようにということが国の見直しの言い分と。

さらに、その1次判定から、今度は2次判定というのがあるんですよ。これは審査委員会というのが週に1回行われております。この審査委員会で、やはりコンピューターだけではぴったりした判定ということではありませんで、ここで委員さんたちの意見とかそ

ういう調整をするわけですね。当然、前のデータなんかも含めて判定をしますので、必ずしもコンピューターだけでやっているわけではないので、人がやりますから、そういう意味では、従前の介護度が果たして正しかったのかということもあるんですよ。あくまで新しいシステムになったということは、客観的に見て、国の言い分ですけども、これが正しいというか、適正な判定なんだと、こういうふうに言われておるわけであります。

先ほどの申請者の要望というか、もし前の判定と違った場合には前の判定ということで、これは国の方で後から言ってきたことなんですよ。本来はそういうことをしなくても、さっき言ったように２次判定の段階でそういったことを調整しなさいということになっていますから、ちょっとかぶるというか、ダブるようなところがちょっとあるのかなど。結果的には、前と違った場合には、前の介護度でサービスは受けられるということになっております。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○１２番（古川よし枝君） 質問と答弁が違うので、戻してほしいんですけど、私が質問したのは、新しいシステムで調査をしたその結果を申請者に出しなさいと、そうすることによって検証ができるでしょうということで、やってくださいと求めたんですけど。

○議長（今川英明君） 部長、もう１回お願いします。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） その辺は、まだやってないようなところなんですけど、私が答弁したように、そういうことをしなくても結果的には何ら変わりないということになれば、当然本人の申請によってやることですし、どういうサービスを受けるかというのは本人が決めることだからね。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○１２番（古川よし枝君） 大事なことなんでしょうけども、部長は必要ないというふうに答弁されているんですね。更新は６カ月から１２カ月ぐらいの間で更新されるわけですけども、今回の経過措置についても、いつまでなのかという期限はないわけですよ。そうすると、更新した人は、この次は新しいシステムで変わるかもしれない。今までの矛盾を引きずりながら認定されるかもしれない。また、新しい人、初めて更新する人は、新システムでしかないわけですから比較ができないんですけども、それもいろいろ問題がある中、大変利用者にとっては十分な介護が受けられないような判断をするんじゃないかと、そういう心配もあるわけですよ。

それで、客観的に第１次をシステムでコンピューターでやって、それから第２次判定をやるんだということですけども、今回のシステムを見ますと、コンピューターによる第１次判定から第２次に行っても、なかなか第２次で大きな変更ができないような仕組みになっていると。そういうふうと言われて、いろいろ出ておりますけれども、そういうこともあるんですね。

それから、調査項目が削減されたということは、調査項目がなくなれば、当然、調査員が調査した特別な記入、そういうものが第２次の審査に情報として提供されないことも多くなる。

それから、調査員が被保険者を見て、どういう調査を記録するかという基準ですね。こ

れも非常に、ばらつきがないようにと部長も答弁しておりますけれども、それが本当にそうなのかという例を一つ挙げてみますと、例えば生活機能の評価で、「移乗」という、ベッドから車いすに移ったり、車いすからいすへ移動したりするこの項目なんですけれども、重度で寝たきりのため移動や移乗ができない場合、これまでは全介助だったんですね。全部介助だと。しかし、新しい判断基準によると、移動や移乗が1週間なければ、それは介助がないということで自立だと、そういうところに○をつけると。そういう項目になっているんですね。

それから、「洗髪」、髪を洗う項目では、頭髮がなければ、これも全く介助がない、自立だというような項目。それから、「口腔の清潔」ということで、歯磨きなんですけれども、そういうものも生活習慣で歯磨きをしていない、そういう場合は介助がないから自立だと。そういうものがたくさんあるわけですよ。

例えば認知症の問題で、自分の名前について旧姓しか答えられなくても、できるんだと、自立なんだという話とか、それから物や衣類を壊す、そういう行為をするかしないかという問題でも、上着をファスナーのものに切りかえたので、ボタンをちぎることはなくなったから自立だと、そういう項目がたくさんあるわけですね。そういうのを総合して、この人にはどのぐらいの介護が必要かという判定が出てくるのが、コンピューターによるシステムによる判定なんです。そういうので本当にいいのかと。

国が経過措置を設けると言っているんですから、私は、十分に検証する、このことを保険者である市がやらなかったら、それはいい制度になっていかない。

その中で一番よくわかるのは、もちろん毎日見ている家族とか、それから生活丸ごと抱えながら一生懸命この人のケアプランをつくっているケアマネジャーさんは、よくわかるわけですね。だから、そこはきちっと返して、そしていいものにしていく。そういうことをきちっとこの市でもやらなければならないんじゃないかと私は思っているんです。再度、このことを求めたいと思います。

それで、二つ目の質問なんですけども、第4期の基本計画がつくられまして、市の中では、新たに70床のユニット型の特別老人ホームと、それから小規模多機能居宅介護をするところを1カ所盛り込みました。こうすることで、一定、居宅介護の数値が若干23年には下がっているんですけども、しかし、2006年の10月から施設での部屋代とか食事代が保険から外されました。そして自己負担となったわけなんですけれども、自分の年金ではとても利用できない、そういう声が本当に多いんです。介護保険での低所得者軽減制度では不十分過ぎますし、政府は、その負担を軽減するところから、社会福祉法人が行っている負担軽減制度、これについては2006年から全面免除というのがなくなり、また所得のある親族に扶養されている人は除外するなど対象が狭められた。こういうところに予算を削っているわけです。

そういう中で、計画では居宅で介護されている方が施設へ移行するというふうに予測していますが、低所得者や第4段階基準値の段階の人も含めて、施設の利用は本当に大変になっているんだと思います。ですから、居宅介護も含めて、市独自の医療に対する減免制度を検討すべきではないかと、これまでも言ってきましたけれども、再度求めるものですが、いかがでしょうか。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） 2点目の負担軽減策、これは特養ホームに入る場合のそういうあれですね。

○12番（古川よし枝君） そうです。

○保健福祉部長（湯元茂男君） では、お答え申し上げます。

新たにつくばみらい市の特別養護老人ホームというのが計画されておりますけれども、この利用料金に対する低所得者への負担軽減策ということでありまして、これは制度はございます。

つくばみらい市社会福祉法人等による利用者負担軽減対象確認交付要綱というのがございまして、これに基づきますと、市民税の非課税世帯、それから収入の状況とか利用者の負担等総合的に考慮して軽減する制度がございまして。内容は、施設の1割負担と、食費と居住費、この三つにつきまして4分の1が軽減されると。老齢福祉年金受給者につきましては、ただし書きがございまして、2分の1という軽減です。

それから、基本的なところでは、低所得者の人が施設を利用した場合の居住費、食費負担については限度額が設定されていると。ですから、同じ負担額を所得が低い人も負担しているということではないわけですね。その所得に応じた負担の限度額が3段階ございまして、その超えた分については介護保険から納付をされるという仕組みになっております。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 国の減免制度や社会福祉法人の減免制度によっても、第4段階の人、本人は非課税の人ですね。家族に支えられて生活をするわけですが、その人たちも含めて、14万円近く、新しいユニット型の施設ですと、かかるんですね。そういうところに私は入れないと、こういうことがどこへ行っても言われているのね。だから、ぜひこれは、国の制度の問題もありますけれども、市でも独自でぜひ取り組んでほしいと思います。

それから、もう一つ、答弁がありませんでしたけれども、再度求めまして、情報を申請者に戻してほしいということの答弁がありませんでしたけれども、介護認定にかかわる個人情報等の外部提供に関する取扱要綱で開示ができるわけですね。ですから、こういう形でぜひヘルパーさんに情報提供してもらってきちんと検証していく、そのことが本当に私は必要だと思いますね。こういうことは、公的な保険者なんですから、市がきちっと国の制度を精査して検証していく、この役割が本当に私は大事だと思うので、引き続きこの点で取り組んでいただきたいということを強く述べて、質問を終わります。

次の質問をいたします。

みらい平駅にトイレの整備を求めるとのことですが、一昨年の12月に議会でエクスプレスのみらい平駅にトイレを整備することを求めました。市長は、交番がこれから建設されるだろうから、その敷地あたりにあわせてトイレも設置できればと考えているというふうに答弁していますが、市長が考えている方向で進んでいるのでしょうか。それとも、その方向がだめなら今後どういうふうにお考えですか、伺います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 駅前のトイレの整備の問題でございまして、今、議員おっしゃっ

たように平成19年の12月に答弁したとおりでございましたが、これまで、みらい平駅前交番の整備に合わせてその一角を借りてやると、こういうことで予定していたんですが、実は常総警察署の方から、協議したところ、交番の建設予定地は敷地面積が300平米で、この中に交番、そしてパトカー及び来客用の駐車場などを設けなきゃならない。これを整備すると手狭になるので、このような状態では交番敷地の予定地にトイレを整備することは難しいと、こういうことでございました。

ただし、交番内のトイレは、お話をしていただければどなたでもご利用できるようにしますと、こういうことでございます。みらい平駅前のトイレにつきまして、平成19年度に駐輪場の一角に仮設トイレを設けましたが、市民の皆様にはご利用いただいているところでございますが、常設トイレの整備につきましては、設置場所が駅前ということから、景観、防犯、環境等への配慮と、隣接地に住まわれている方々のご理解も必要でございますし、あわせて財源の確保などもあり、非常に慎重に検討していかなくちゃならないと、このように思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） これまでトイレはエクスプレスの中の駅を借りてお使いください、今度は交番のお手洗いを借りてくださいというのは、何かあまりにも寂しい気がするんですね。

それで、今、仮設トイレが設置されておりますけども、ご利用いただいていると言いますけれども、風が強くなれば足元は不安定になりますし、囲いもないし、とても女性は使うことはためらってしまう。ましてお年寄りも、本当に不安定なんですよ。それから景観上から見ても、いつまでも仮設というわけにいかないだろうと思うんですね。しかし、今、市長からご事情が話されましたけれども、どうするのかということですね。私は、バスの乗りかえがあって、そしてバス停のところには水飲み場があって、いすがきれいに並んでいて、そういうところで待ち合わせをしながら、生活の一部なんだと思うんですが、そういうところにお手洗いがないというのは、やっぱり適当ではないと思うんですね。

そういうことで、ぜひいろいろ検討してほしいと思っているんですけども、一つは、バス停の周りにも、敷地が少し、見たんですけれどもあるなど、できるんじゃないかなとタクシーの運転手さんともお話をしたんですけども、しかし防火水槽があの中に入っているということもあって、難しいのかなと。

それから、駐輪場ができて、今、日常的にはいっぱい、はみ出していますね。いつまでもあの状態ではなく、何らか整備しなきゃならないのかなと思うんですけども、駐輪場のところの一番奥じゃなくて、手前の方にそういうものが設けられるスペースは、下の地下はわかりませんけれども、できるんじゃないかなと思ったりしているんですね。ですから、やっぱりつくるという方向でぜひ検討してほしい。

「みらい平にはトイレもないのか」というのは本当に聞かれる話ですよ。エクスプレスの中で見ても、みどりのも、万博公園もちゃんと外側にあるわけですから、そういう点ではぜひ検討してもらいたい。そのことも含めて、市長に再度答弁をお願いしたいんですが。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今、議員がおっしゃられたように、私もあそこは見てまいりました。水飲み場も見てまいりましたが、貯水槽もあるし、そのとおりでございます。

総体的に、駐輪場も整備をしなきゃならないと思っています、現在のままじゃなくて。そういう中で土地利用を総体的に考えていかなきゃならない。その中でトイレも考えていかなきゃならないなど、こういうことで現場を見て帰ってきたわけですが、これからそういう総体的な中で考えてまいりたいと、このように思っております。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） ぜひつくるという方向で検討していただきたいと思います。

次に、3項目めの質問をいたします。

ヒブワクチン接種費用に助成をということですが、なかなか聞きなれない言葉だと思いますが、ヒブというのは、インフルエンザのB型という細菌なんですね。ヒブはふだんは小さい子供たちの鼻の奥に潜んでいて、健康な幼児でも5%から10%が保菌していると言われています。しかし、3歳を過ぎるとヒブに対する抗体ができてくるので、保菌者は少なくなって、ヒブによる重症の感染症も減ってくるというふうに言われています。このヒブによる重症の感染症になりますと、大変恐ろしい髄膜炎や喉頭蓋炎、貧血症など後遺症も残る大変重い病気になります。日本では、毎年600人の子供たちがこのヒブに感染して、20人から30人が死亡、100人以上が後遺症を残していると言われています。

WHOの推計によると、2000年度では、ワクチンで防げる病気で乳児が亡くなる、こういうことを原因としたはしかの78万人に次いで、ヒブの重症感染症による髄膜炎だというふうに言っています。近年、抗生物質もなかなか効かないヒブが増えていて、治療も難しくなっていると言われています。

欧米では、1990年代からヒブワクチンが導入されて、2008年にはアジア、アフリカも含めて110カ国以上でこれが使用され、2003年には94カ国がその国の定期接種に組み入れるなど、今、先進国ではヒブによる重症感染症はないと言ってもいい状態になっているとも言われています。

そういう中で、やっと日本でも昨年12月に「アクトヒブ」という商品名が販売されて、接種が比較的可能になりました。しかし、任意接種ですから有料で、4回の接種をすると通常3万円前後かかると言われています。ワクチン接種の予約が急増していることから、早く国が定期接種に組み入れる、そしてこのワクチンの安定供給を図ることが求められています。

さらに、一部の自治体では、鹿児島市とか宮崎、東京の中でもたくさんありますけれども、保護者の負担軽減のために接種費用の一部を補助するという素早い対応をしています。本年度の補正予算を組んで実施している自治体も出てきています。近隣では、土浦市がこの4月から援助を始めました。当市においても、この実施を求めたいと思います。いかがですか。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） お答えいたします。

ヒブワクチンというのは、WHO、世界保健機関ということで、今、インフルエンザでも言っていますが、あのWHOです。そのWHOが推奨しておりますが、日本においても昨年の12月から接種可能になった新しいワクチンということでございます。

現在、先ほど古川議員からもありましたように、任意接種ということで、有料で接種が行われているということでございまして、予防接種法による定期予防接種にはまだ定まっ

ていないという現状でございます。また、ワクチン自体が少ないということで安定供給が難しい状況にあると。

市では、このワクチンに関する国、県からの情報、また医師会といったことを通じまして、市内の医療機関等からご意見を聞くなどして、その接種状況、その効果、他の予防接種スケジュールとの関連、それからそのワクチンによる健康被害問題、こういったものを含めまして情報を収集しているところでございます。国においても、まだ不明な点が多いよということで、県を通して市の方にも文書が来ております。

そういった状況ですので、まだちょっと予防接種に対しての状況を見て対応しなきゃいけないのかなと考えております。

また、予防接種事業の制度充実ということで、その定期予防接種を国の方へも県を通して要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） まだ昨年12月に商品が販売されたということで、安定供給にはほど遠いわけですがけれども、土浦の方に問い合わせしましたら、そういうこともあるのでどうなのかと言いましたら、土浦市では医療機関は市内だけに限定しない。ですから、市民であればどこで接種をしても後で援助をしますよということなので、一定狭い地域じゃないので入手がしやすいというふうに言っておりました。

それから、副反応ですね。先ほど言いました副反応ですがけれども、政府が2000年から2002年にかけて臨床試験をやったんですけれども、深刻な副反応はなかったと、三種混合と同等、それ以下じゃないかというふうに言っておきまして、あと私も市内のクリニックの方にも訪ねて行ったんですけども、医者は、このワクチンは非常に効果があるんだと。だから、心配しないで早く接種すべきだと。今、小児科を中心として、定期接種をするように求めているんだと言っていました。

それで、今、任意接種ですがけれども、どのぐらい予約がありますかと聞きましたら、一つのクリニックでは25人ぐらい予約が入っていて、一回にはワクチンが入手できないので何カ月間か待たなきゃならないというふうに言っておりました。

それで、大変お金かかるものですから、経済的余裕がないとなかなか難しいのかなと先生もおっしゃってまして、そしてこのワクチンの投与ですがけれども、2カ月から7カ月未満だと4回やるんですね。それから、7カ月以上の1歳未満ですと3回と。それで、1歳を超えますと1回ということで、だんだん抗体もできてきますので接種回数が減るんですね。ですから、少し待てば1歳になるからというところもあるんじゃないかと。大変怖い病気だから、そう言わずに、だれでも接種ができるように定期接種をぜひ進めてもらいたいというふうに先生もおっしゃっていました。

私は、そういう中で、全国の中でもいち早く小さいな市町村でもこのことに取り組んで、補正までして取り組むというのは、やはり子供の安全を守り、そして後遺症に苦しむ子供たちを救えると。こういうことだから、素早い対応しているんだと思うんですが、ぜひ市も、他の市町村、国は割と遅いですよね。いろいろな事件とか、補償問題もありますからその辺の確立もあるんでしょうけれども、近隣、それから全国の市町村の取り組みなどもきちんと調査して、ぜひ救えることならば、幼い命をこのワクチンで守り、そして後遺症に苦しむ子供たちを救えるということで、ぜひ積極的に取り組みの検討をしていただき

たいということで再度要求したいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ワクチンの問題でございますが、今、国の問題も出ましたけれども、いずれにいたしましても、市内の接種状況、効果、副反応等、ワクチンに関する情報等をもっと収集して、今も収集しているところでありますけれども、もっと収集する必要があると思っております。

予防接種の費用の助成については、国の問題出ましたけれども、国のもう少し動向を見て、市としての態度を決めたいと、このように思っております。

○12番（古川よし枝君） 終わります。

○議長（今川英明君） 次に、14番山崎貞美君。

〔14番 山崎貞美君 登壇〕

○14番（山崎貞美君） 最後でございまして、行政改革についてということで、きのう、きょうの5人の部長の答弁をお伺いしておりまして、大変一生懸命なご答弁をなさっております、よくわかっております。通告をしておりますので、この4月から就任をされました5人の部長に、行政改革についてお一人ずつのお考え、または抱負等があればお伺いしたいということでございます。

基本的に市長の市政に対する考え、手腕は、当然大きくこの市政にかかわってくるわけですが、また責任もございまして。当然当たり前の話を山崎はしているんじゃないかと失笑されるかもしれませんが、あえてお尋ねをするわけでありまして。

と申しますのは、今、国会でも官僚政治が取りざたされております。私は、官僚政治がすべて悪いとは思っておりません。その道のエキスパートは必要だと思っております。そして、国のため、国民のため能力を発揮していただくことは、決して悪いことではなく、むしろ当たり前のことでございます。

一つだけ大事なことがございます。官僚も市職員も、公僕であります。公僕とは、公衆に奉仕をする人でありまして、このことをよく肝に銘じて大いに力量を発揮し、世のため人のために働いてもらいたい、こう思うわけでありまして。見方を変えれば、各部課長は、市に置きかえれば官僚でございまして。部課長の力量が大きく左右されるわけでありまして。

そこで、各部長に担当部署の行政改革等についてのお考えを伺いたい。上意下達も基本ではございますが、改革となると、各部内でのヒアリングとか、あるいは一般職員の考え、アイデア等を吸い上げて、多数の英知を引き出して、全職員が一丸となって事に及ばなければならないだろうと、このように思っております。

そこで、まず総務部長、次に市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、最後に教育次長の順でお願いをしたい。

なお、時間の都合で、1人10分ずつもやられたら時間来ちゃうので、簡潔にお願いをいたしたい。私は、ここで一つ一つ議論をするつもりはございません。今後の参考にはなるとは思いますけど、お気軽に、思いまた計画等があれば、発していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） 各担当部長に行革についての考え、抱負等を聞きたいという

議員のご質問でございますので、私の方から、まず行革について、行財政改革についての全庁的な取り組み、それから総務部としての考え方等を若干述べさせていただきたいと思いをします。

市といたしましては、平成19年の3月に、平成21年度まで、今年度までの行財政改革の指針となりますつくばみらい市行財政改革大綱及びその実施計画となるつくばみらい市集中改革プランを策定いたしまして、その大綱、プランに基づき、現在、行財政改革に取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、引き続き行財政改革を推進するために、平成22年度を起点とした新たな行財政改革の方向性を示した大綱及び集中改革プランを策定してまいりたいと考えております。

この大綱及びプランの策定に対する主な考えといたしましては、平成17年度に国の方で示した指針がございますけれども、これに基づきまして、引き続き簡素で効率的、効果的な行政体制の確立に向けた九つの項目がございますけれども、この項目を柱とした策定をしていきたいと考えております。

策定に当たりましては、新たな具体的な数値目標等を設定しまして、実施するに当たっては、その目標の実現に向けて全力で取り組んでいきたいと考えております。

具体的に、総務部として、二、三、例を取り組む内容としてご報告させていただきますけれども、当然、今申し上げました行財政改革の全庁的な取り組みの旗振り役ということで、企画政策課を中心としていきたいと。

それと、行政評価の観点から、事務事業等の検証、評価等を行いまして、事務事業等の整理、コスト縮減を行ってまいりたいと思いをします。

また、財源の確保の観点から、市税の収納率等につきましては、おかげさまでもちまして平成19年度は収納率が95.8%ということで、茨城県内でも3番目に高い数値でございます、こういった上位の位置で引き続き市税収納率の維持向上ということに努めてまいりたいと考えております。

あわせて、人件費の削減につきましては、今年度において市の定員管理の適正化計画を策定いたしまして、計画的な職員定数管理を行っていききたいと。また、人材育成につきましては、研修基本計画、あるいは人材育成基本方針に基づきまして職員の定員管理、人材育成、こういったものに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 次に、市民経済部長中川 修君。

〔市民経済部長 中川 修君 登壇〕

○市民経済部長（中川 修君） それでは、市民経済部関係についてご答弁を申し上げます。

ただいま行革担当の総務部長から、今日まで、そして今後の行革についての基本的な考え方が示されてございます。

この市民経済部の取り組みについてご答弁を申し上げますと、集中改革プランにおける行革項目で、市民満足度調査の検討というのがございまして、市民窓口課におきましてアンケート調査を平成20年12月8日から12月19日まで12日間で実施をいたしました。

内容的には、窓口職員のあいさつ、それから言葉遣い、そしてまた職員の説明のわかりやすさの程度、それから窓口での待ち時間等でございますが、結果を見ますと、「よい」

に「ややよい」を加えますと、いずれも95%程度の満足できる評価をちょうだいいたしてございます。

また、行革項目、可燃ごみ減量化対策の推進というのがございまして、生活環境課関係でございますが、生ごみ堆肥化事業として、平成19年度可燃ごみ2%、そして20年度は3%削減ということで、集中改革プラン上の数値目標を示してございましたが、常総広域におけるモデル事業として、平成20年度に絹の台、中平柳、それから伊奈東ということで520世帯の皆様にご協力をいただきまして、順調に運営をしているところでございます。

さらに、生活環境課では、行革項目には明示してございませんが、つくばみらい市環境基本計画に基づく低炭素社会の実現のため、市の庁舎にゴーヤのグリーンカーテンを施すほか、ごみ減量化対策の一環として、レジ袋の無料配布の中止を市内商店のご協力をいただき実施をしていきたいと考えてございます。

以上、市民経済部関係で、行財政改革ということで施策の一端をご案内申し上げましたが、先ほど総務部長がご答弁を申し上げましたとおり、平成22年度からは、続集中改革プランとも言うべき新たな改革案が策定されてまいります。まずは、この新たな集中改革プランの策定に市民経済部としても全精力を傾注すること、そしてまた策定後は不断の進捗管理を進めていくことが何としても肝要なことかと考えてございます。

さらにまた、ごみや地球温暖化問題に代表されますように、市民一人一人の意識革命の中から、ストップ温暖化の確かな道筋が見えてまいりますし、また、市民協働と申しましうか、市民を巻き込んだ中での行財政改革も一つのスタンスとして欠くべからざるものであろうと考えている次第でございます。

以上です。

○議長（今川英明君） 次に、保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） 行政改革についてどう考えているのかというご質問であります。

少子高齢化の進展、それからみらい平地区の開発、それに伴う人口増、そういったことで、福祉行政に対する需要も確かにますます増えているという状況でございます。今後もしやそういうことが予想されるところであります。

総合計画の中に、「やさしさとやすらぎのあふれるまち」と、そういうキャッチフレーズがありますが、このまちづくりに向かって、やはり行財政改革というのは必要であると思います。

先ほど総務部長の方からもありましたように、市の行財政改革大綱、この中に行政評価というのと人事考課、この二つの新たな手法がありまして、今現在それをやっているところなんですね。やはりこの方法は有効だなと思います。この方法を活用して、非常に福祉の仕事というのは多いわけですので、当然、市民に密着した仕事ということですが、やはり事務事業の精査というのはしていかなくちゃならないということで、これを実施していくと。

それと、仕事を担当する職員、こういったものの意識、これを高めるということも非常に大事なことだと思います。これは人事考課ということなんですが、やはり職員の資質の向上ということも、行革を進める上では不可欠なことだと考えております。

さらには、情報公開、市民に対してこれを公開すると、何をやっているのかという内容。ということで、市民に対するご理解とご協力を得るということで、いろいろなことをやっています。広報紙ばかりじゃなくて、いろいろな方法があると思いますので、こういったものを使って公表してまいるということで、行革を進めてまいりたいと思います。

それと、抱負というか、保健福祉の各部署というは、ほとんどカウンターということで、市民と直接やりとりするという窓口を持っております。市長からも、常に言われております。カウンターの向こうに職員が立って、そういう立場で対応しなさいと。これを実践してまいりたいなと思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 次に、都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） 山崎議員からの行政改革についてのご質問にお答え申し上げます。

少子高齢化の進展が大分進んでおりまして、市民の皆様方のニーズが多くなってございます。そういう中で、経済活動の急激な落ち込み、市の財政を大変圧迫している状況でございます。

このような状況の中で市民の要望にこたえるためには、先ほどからもお話がありましたように、行財政改革大綱に基づいた集中改革プランを策定することが一番基本かと思っております。そして、スリムで効率的な行政を運営していかなければならないと考えてございます。

具体的に、建設部門でのことを述べさせていただきますと、まず、新たに建設する施設でございますけれども、これらについては、工法とか使用する材料の価格とかそういうものを比較検討いたしまして事業費を削減しなければならないと考えております。

また、現在管理しております道路、公園、上下水道施設等については、適切に管理をしなければならない。そして、この管理している施設については、長寿命化、長く使っていく。そして、ライフサイクルコストの低減を図らなければならないと考えてございます。

そして、公共施設の管理運営でございますけれども、常に維持管理費がかかってございます。そういうことでございますので、この公共施設をたくさんの方に利用していただきたい。そうすることによりまして、1人当たりの経費が削減できます。そういうことで、あらゆる施設の中で利用者の増加策を研究するとともに、公園などの維持管理においては、市民にできるものはお願いしたいと。そして、効率的な行政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 次に、教育次長秋田信博君。

〔教育次長 秋田信博君 登壇〕

○教育次長（秋田信博君） 教育委員会部門も、他の4部署と同様に、集中改革プラン、これに軸足を置いて、それを指針として行政に資してございます。

教育委員会の部署は、他の部署と違いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という形で組織されておりまして、その特質というのは、合議制の機関であるというのが特徴かと思えます。

それで、教育委員会の部署は、皆様方ご存じのようにたくさんの施設がございます。で

すから、願いとしましては、利用を促進しながら、もう一方では維持管理、それから業務委託等を含めまして、両方のせめぎ合いの中をどのように模索するか。当然、その中では業務の改革、最少の経費で最大の効果を上げるということは、常に肝に銘じなければいけないなと思っております。

それから、私の部署は、学校教育課と生涯学習課の2課でできておりまして、学校教育課の方は、幼稚園から、義務教育ですから中学生まで、それから生涯学習課は、さらに幅広い、極端に申せば亡くなるまで、人間の精神を高めていかなければならない、文化活動もするし、スポーツ活動もすると。そういうふうな部署でございます。

それで、私自身、教育委員会、教育行政にありまして、この仕事について本当に幸せでございます。というのは、今、学力基盤社会と言われまして、非常に学力がいろいろな形で低下が叫ばれていますが、国語の力をつけることでそれが多様な職業にも通じてまいりますし、自分の意識の改革もできますし、そのような形で先生方にも努力していただいている状況でございます。

教育の部門は、間口も広く、それから奥行きも非常に深く、なかなかそう単純に論じられることでもございませんが、例えば今年度21年度に取り組んでおります義務教育施設の適正配置・適正規模の問題一つとりましても、各学校には歴史的なものもございますし、その文化を生かしながらどのような学校のあり方を模索したらよろしいんでしょうかとか、それから、今、盛んに国の経済対策の問題でも委員会の部署で努力しておりますが、耐震補強の問題、これも子供さんの生命を守りながら教育の環境を整えるということで、これも最大限の努力を払わなければいけないと、そういう気持ちで臨んでおります。

それから、生涯学習課の方では、今年記念事業としまして、事務局として、間宮林蔵海峡発見200年祭ということで7月26日に開催いたしますが、なかなか生涯学習課の方の事業というのは、例えば半日事業で終わりますけれども、実際取り組んでみますと、何日も何日もイベントやるためには、それだけの事務投入が必要でございます。

そういう形でやっておりまして、毎度申し上げるようですが、教育行政を預かる者としては、さらに人材育成、これも行政改革とともに、とにかく仕事というのは人がやりますものですから、やっぱり意識を改革し、みずから取り組むというそういう姿勢を私自身、私の配下の者、また教育長の命を受けながら取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） お考えをお伺いしまして、まさに優等生のお答えですね。立派なものですよ、このままいけば。先ほど22年集中改革プランということで、それに照準を合わせてみんな頑張るということで、本当にありがとうございました。みんなで力を合わせて、元気のあるまちづくりにしなきゃならないということであります。

つくばみらい市は、これからまだまだ魅力が潜在しております。みんなで英知を出してやっていけば、隣のつくば市や守谷には絶対負けない、立派な自治体になると思うんですね。これについて、最後というか、市長の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今、山崎議員の質問に対しまして、それぞれの部長、次長より答

弁されましたが、先ほど総務部長の答弁で、19年度に95.8%、税の収納率が。非常にこれは、先ほどもありましたように、県内では上位クラスでございますけれども、ここへ来て、この景気の中で相当の落ち込みがあると私は思っております。この税収の落ち込みや、三位一体の改革の推進等による厳しい財政状況の中、さらなる行財政改革の推進に取り組んでいかなければならないと、こう思っておりますのでございます。

平成19年3月に策定いたしましたつくばみらい市行財政改革大綱及びつくばみらい市集中改革プラン、これに基づき鋭意行財政改革に取り組んでおるところであります。今後につきましては、先ほど各部長が行財政改革の抱負等を述べさせていただきましたが、全体としては、現在の行財政改革大綱及び集中改革プランが今年度で終わることから、引き続き行財政改革を進める上でも、平成22年度を起点として新たに今後の市の行財政改革の方向性を示した行財政改革大綱及び集中改革プランを本年度中に策定し、引き続き強力に当市の行財政改革を推進し、簡素で効率的で効果的な行政運営を図り、住民サービスの向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） 皆さん一生懸命おやりになっていると。先ほどの答弁、市長初め皆さんの答弁でよくわかりました。

一つ一つ取り上げてお伺いすればいいんでしょうけども、さきに、議論しないということでお約束しておりますので、一つ一つ取り上げて議論するのは避けますけども、行政改革にはいろいろな改革があると思うんですけど、その中で一番大事なのは、やはり人件費だろうと思うんですね。市の職員の採用にも、やはり一工夫が必要じゃないのかなと、私はそう思うんですね。

大変な、今、不況であるということは、既に嫌というほど皆さんご存じですが、この大不況の真ただ中にある、私もそうなんですけど、繊維業界、小売業、特にデパートは、今、お客さんの出足が悪い、高級部署ではほとんど客が来てない、こう言われております。その中でも、小売業で数社、元気のあるお店がございます。ほとんどの方がご存じかと思えますけれども、ユニクロさん、それからつくばみらい市にもあります、しまむらさん、このお店が大変今伸びているんですね。

安いのもさることながら、昨今では企画に大変重点を置いている。少し前までは安からう、悪からうということでございましたけども、この企画には、その道のエキスパートをほかの企業から引き抜いて、あるいはリタイアをしたエキスパートを大変な高額で雇用していく、こういった戦略で、あるいは料理屋さんにしても、腕のいいコックを引き抜いてきて、その店のグレードをどんどん上げていく、こういう民間経営のしたたかさといいますか、やはり役所もこういったものを少しは見習うべきじゃないかと。

どこの役所でも、一回新規採用したら、その職員を大変時間をかけていろいろな部署で一人前に仕上げていく、これが大体通例だったんです。これからは、新規採用はなるべく控えて、その道のエキスパートを起用していったらいいんじゃないのかなと。あるいはリタイアをした、今、大変不況で雇用がどうのこうのという指導もあったようですが、リタイアした人たちを、中にはまだまだ活躍できる人が大勢いらっしゃるんですね。そういった人たちを場合によってはパートでもいいわけですから、雇用をしていけばいいのかなと、このように思います。

やはり人件費がどう考えても大きくのしかかってくる、そういった面にもぜひとも目を向けていただければいいのかなと、こう思います。

前々回、私、この席で、福井県の大野藩の財政改革について少しご紹介をさせていただいた経緯がございます。つい最近読んだ書籍で、明治維新で本県にも大変かわりがある徳川斉昭公の、また藤田東湖たちが、幕藩体制のほころびが大きくなり、鎖国制が立ち行かなくなってきた多難な時代に果敢に突き進んで、行政官藤田東湖の活躍、いわゆる水戸学、常陸帯であります。水戸藩政の改革に大変奔走し、逆にやり過ぎて幕府に幽閉されたり、また蟄居を命ぜられたりしていたわけでありますけども、再度起用され、吉田松陰、西郷隆盛、佐久間象山たちの信望も大変厚かったと、こう紹介をされております。

いずれにいたしましても、今も昔も、改革は多数の人たちに痛みを与え、また思い切った決断力が望まれます。

よくみんなで議論をし、よく考え、そして市民が安心して暮らせるようなまちになっていきたい、こういう思いでいっぱいあります。

先ほど執行部部長の、あるいは市長のご答弁をいただきまして、執行部の皆さんが一生懸命なのが本当によくわかりました。ぜひともその思いを長く続けていただきたいと思います。大変ご苦労があるかと思われませんが、市職員一丸となってこの難局を乗り切っていただきたいと、このように思う次第であります。

1時間ぐらいやれるかなと思ったけど、30分で終わりました。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

議案第38号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）

議案第40号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（今川英明君） 日程第2、議案第38号から議案第41号までの4案件を一括して議題といたします。

議案に対する質疑については、期限までに本職あてに通告がありませんでしたので、省略いたします。

議案第38号、議案第40号及び議案第41号について各委員会付託

○議長（今川英明君） 日程第3、議案第38号、議案第40号及び議案第41号について各委員会付託を議題とします。

お諮りします。

この際、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

なお、議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）については、各委員会において所管部分の審査を行うことといたします。

散会の宣告

- 議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回の本会議は、6月18日午後1時から開きます。

なお、討論を行う場合は17日正午までに通告願います。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時31分散会

第 3 号

[6 月 18 日]

平成 21 年第 2 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 3 号

平成 21 年 6 月 18 日 午後 1 時 00 分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君	20 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市 民 経 済 部 長	中 川 修 君
保 健 福 祉 部 長	湯 元 茂 男 君
都 市 建 設 部 長	片 見 和 男 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	森 勝 巳 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	間根山 知 己 君
総 務 課 長	堤 有 三 君
財 政 課 長	大久保 明 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
議 会 事 務 局 長 補 佐	関 俊 明 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成21年6月18日(木曜日)

午後1時00分開議

- 日程第1 議案第38号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算(第1号)
議案第40号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第41号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
請願第2号 介護保険に関する請願書
請願第4号 農地法の「改正」に反対する請願
- 日程第2 発議第4号 北朝鮮の核実験に抗議する意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
- 日程第4 閉会中の継続調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第38号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算(第1号)
議案第40号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第41号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
請願第2号 介護保険に関する請願書
請願第4号 農地法の「改正」に反対する請願
- 日程第2 発議第4号 北朝鮮の核実験に抗議する意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
- 日程第4 閉会中の継続調査の件

午後1時00分開議

開議の宣告

○議長(今川英明君) 会議に入る前に皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようお願いいたします。

ただいまの出席議員は20名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員。議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議案第 38 号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 39 号 平成 21 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 40 号 平成 21 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 41 号 平成 21 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

請願第 2 号 介護保険に関する請願書

請願第 4 号 農地法の「改正」に反対する請願

○議長（今川英明君） 日程第 1、議案第 38 号から議案第 41 号まで、請願第 2 号及び請願第 4 号、以上 6 案件を一括して議題といたします。

これより委員長報告に入ります。

過日、本会議において各委員会に付託された議案及び請願の審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、教育民生常任委員長直井誠巳君。

〔教育民生常任委員長 直井誠巳君 登壇〕

○教育民生常任委員長（直井誠巳君） それでは、教育民生常任委員会から委員長報告を申し上げます。

教育民生常任委員会に付託されました議案 2 件及び請願 1 件、並びに議案第 39 号、一般会計補正予算の委員会所管部分につきまして審査をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、去る 6 月 15 日午後 1 時 30 分より、全員協議会室において、教育長を初め、総務部長、教育次長、保健福祉部長、関係課長ほか担当職員の出席のもと審査を行いました。

審査は、執行機関から内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

まず、議案第 38 号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例については、茨城県において、妊産婦医療福祉制度の見直しにより、茨城県医療福祉対策要綱及び茨城県医療福祉費支給に関する条例準則が改正され、けがの治療などを助成対象から外し、妊産婦高血圧症候群等の疾病、妊娠と直接関係する疾病に限って助成するということから、つくばみらい市として、市の単独事業として、今までどおりの内容で支給するものであります。

委員からは、単独事業分の市の負担額について質問が出され、執行機関からは、当初予算で 1,200 万円を計上しているが、県では、今回の改定で 4 割の軽減を試算していることから、当市においての負担は 480 万円から 500 万円を想定している、との答弁がございました。また、委員からは、茨城県も財政が厳しいが、当市も厳しい中での単独事業である。少子化対策として改正前の助成復活を茨城県に働きかけるべきとの意見が出されました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）について、執行機関から、所管部分の説明を受け、審査に入りました。

質疑の主なものといたしまして、教育費、指導室費のスクールライフサポーター事業について質問がございました。これは、茨城県の不登校問題の解消に取り組む事業の一つで、県内小学校モデル校20校の中に谷井田小学校が指定されたものですが、委員からは、モデル校終了後の予定について、また、市内の不登校児童生徒の実数について、質問が出されました。

執行機関からは、スクールライフサポーターの配置は、不登校児童の相談相手や家庭訪問をし、不登校状態の未然防止を図る新たな事業で、谷井田小が2年間のモデル校指定を受け、週当たり12時間程度サポーターを配置する。終了後については、今のところ未定であるが、不登校の児童対策として継続を検討したい。また平成20年度不登校の児童生徒数は、小学校12名、中学校34名であるとの答弁がございました。

また、学校管理費の日本語指導支援講師謝礼について質問がございました。これは5月8日に、市内小中学校に転入してきたブラジル人兄弟について、ポルトガル語の堪能なボランティアを配置するものですが、委員からは、現在のブラジル人児童生徒の在籍状況と、今後のボランティアの確保の見込みについて質問が出され、執行機関からは、それまで中学校に1名の在籍があり、今回の転入で小中学校合計3名になった。なお、ボランティアについては、これから公募したいとの答弁がございました。

なお、このことについて、委員から、常総市には4,000人のブラジル人が生活し、民間のボランティア組織が活動していることから、このようなときこそ連携を図れるよう働きかけをすべきである、との意見が出されるなど、大変活発な質疑応答がございました。

次に、議案第40号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ97万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,902万8,000円とするものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、本定例会で教育民生常任委員会に付託された1件の請願を審査をいたしました。

請願第2号 介護保険に関する請願書については、2009年4月の介護保険改定により、3%の介護報酬引き上げが図られたが、労働条件の解決にまでは届かず、新しい認定制度など問題が山積みであるため、新しい認定制度の実施を中止し、改めて認定制度の総合的な検証を行い、抜本的な改善を行うことなどについて、内閣総理大臣並びに厚生労働大臣に対し、意見書の提出を求めるものです。

提出者は、水戸市城南3-15-24、みのわビル3階、茨城県社会保障推進協議会代表委員渋谷敦司氏より、古川よし枝議員の紹介で議長あてに平成21年6月2日付で提出されたものでございます。

紹介議員である古川よし枝君より説明を受けた後、審査を行いました。委員からは活発な意見が出されました。

以下、主なものといたしまして、説明では、それまでの基準より軽度の判定が多くなったとのことであるが、重度の判定の方も出ている。4月からスタートしたばかりであり、もう少し動向を見てから議論すべきである。また、10月から介護報酬が引き上げられることになったばかりであり、今ここで中止の判断は好ましくない。中止の判断をする前に、

不服申し立ての制度を活用すべきではないのか。また新たな基準はそれまでの基準に比べ、申請者に不利になっている現状から、新しい認定制度の実施を中止すべきである、などの意見が出されました。

審査の結果、賛成少数で不採択することに決定をいたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました議案及び請願の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。この決定に対し、議員各位のご賛同を賜ることができますことをお願い申し上げまして、委員長報告を終わりにしたいと思います。

○議長（今川英明君） ただいま、議場内が暑くなっておりますので、暑い方はどうぞ上着を脱いで結構です。

教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長倉持悦典君。

〔経済常任委員長 倉持悦典君 登壇〕

○経済常任委員長（倉持悦典君） 経済常任委員会に付託されました議案１件及び請願２件、並びに議案第39号、一般会計補正予算の委員会所管部分につきまして審査をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、６月16日午後１時30分から、全員協議会室において開催し、委員全員と執行機関からは、副市長を初め、都市建設部長、市民経済部長、関係課長ほか担当職員の出席のもと審査を行いました。

審査は、執行機関から内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施いたしました。

まず、議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第１号）について、執行機関から所管部分の説明を受け審査に入りました。

質疑の主なものとして、農林水産業費の直売施設整備事業負担金について質問がありました。この事業は、茨城みなみ農業協同組合が事業実施主体となり、新たに市内上小目に、農産物直売所を設置するもので、建設に当たり、国の強い農業づくり交付金の適用を受け、県費補助２分の１、市と農協の負担割合を４分の１ずつとするものですが、委員からは、施設の規模、販売員数、営業時間や生産者の事業参加への周知方法について質問が出され、農政課長より、店舗面積は175.97平方メートルで、従業員は３名、営業時間については、近隣の直売所の状況や交通量を調査した上で決めることになる。また、生産者の事業参加については、建設委員会の資料によると、各生産者部会に呼びかけをするなど、積極的に進めるとしている、との答弁がございました。

また、委員からは、土木費の道路新設改良費における都市計画道路、東櫛戸台線の事業計画変更にかかる補助の内訳、年次計画について質問が出され、特定事業推進課長より、住宅市街地基盤整備事業費補助金は、丘陵部の住宅開発促進を図るため補助を受けるもので、今回採択及び21年度の内示額が示されました。全体事業費が、概算で59億3,000万円のうちこの国庫補助事業の対象が43億円、対象区間が丘陵部から国道354号線までの2,940メートル、整備期間は24年度までとなるもので、残り960メートル、16億3,000万円が合併特例債単独となると。なお、計画については、既に20年度に用地測量は完了しており、今

年度鑑定評価、補償調査ほか一部用地買収を予定し、22年度、谷津田1キロメートルの買収、23年度、地盤改良工事及び畑地の買収、24年と25年度のナショナル付近を買収し、25年度で用地買収を完了させたい。なお、工事については、24年度、国道354号線までを完了し、残り354号線バイパスまでは、27年度の完了を目指しているとの答弁があるなど、活発な質疑応答がございました。

次に、議案第41号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ50万円を追加するものですが、その内容は、農業集落排水事業で整備した高岡狸穴地区及び、豊南部地区に設置の非常警報装置について、24年7月の無線周波数の再編により、利用者負担での変換工事が急務となったが、関東農政局及び農村計画課等関係機関との協議により、2分の1の国庫補助対象事業として実施できることになったため、今年度において、国庫補助金申請に必要となる変更に伴う必要機種の調査、報告書等の作成を、茨城県土地改良事業団体連合会に委託するものであると下水道課長より説明を受けました。

委員からは、職員による補助申請の書類作成についての質問が出され、下水道課長より、報告書等の作成には専門的な知識が必要であり、職員では無理があるとの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、本定例会で経済常任委員会に付託された2件の請願を審査いたしました。

請願第3号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書については、気候変動問題に日本として責任をもって対応するため、京都議定書の6%削減目標を守り、1990年比で、2020年には30%、2050年には80%といった大幅な排出削減経路を法律で掲げる必要があることから、法律の実現について、衆参両議院議長、内閣総理大臣などに対し、意見書の提出を求めるものです。

提出者は、つくばみらい市板橋483、新日本婦人の会、穴久保あい子氏より、川上文子議員の紹介で、議長あてに、平成21年6月2日付で提出されたものでございます。紹介議員である川上文子君より説明を受けたあと審査を行いました。

各委員からは、活発な意見が出されました。以下主なものといしまして、この問題は、一つの島がなくなるほどの大問題である。しかし、地球に害のないエネルギーに切りかえることが必要ではあるが、簡単にはいかない。削減率達成には、国民、市民に大きな負担がかかることになるため、政府の動向を見守りたい。また、法律の制定により、目標を定め、具体的な取り組みが必要である。また、温暖化対策は、国において法制化している。工業国として削減率を守るのは非常に厳しいと思われる。削減には賛同するが、削減率で述べることはできないと思う。また、なぜ新しい法律が必要なのか、調査の時間が必要である、などの意見が出されました。

審査の結果、採決により引き続き継続して審査すべきものと決定いたしました。

最後に、請願第4号 農地法の「改正」に反対する請願を審査いたしました。

この請願は、今国会で審議されている農地法改正案は、衆議院で修正されたものの、「農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて」という耕作者主義の規定を、「耕作者みずからによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ」と後退させており、戦前の寄生地主制度への反省から確立してきた農民的な土地所有と家族的経営による農業生産の発展という戦後農政の根幹を覆すもので、やがて大企業の農地

所有に道を開くことになりかねないという懸念を払拭できないことから、農地法の一部を改正する法律案を廃案にするよう、内閣総理大臣、並びに農林水産大臣など政府関係機関に対し、意見書の提出を求めるものです。

提出者は、取手市新川297、県南農民組合、組合長岡野 忠氏より川上文子議員の紹介で、議長あてに平成21年6月2日付で提出されたものでございます。紹介議員である川上文子君より説明を受けたあと審査を行いました。

各委員からは、活発な意見が出されました。以下主なものとして、現在の農業は、採算がとれない状況で、後継者が育たない現状では、農地が耕作放棄地と化してしまう。よって、農地法は改正せざるを得ないのではないかと。また、農業の担い手不足は深刻である。将来にわたって農業に携わる人をつくらなければならない。改正は、貸しやすく、借りやすい制度である。また、先に採択した農業委員会の決定を尊重し、市議会としてもバックアップしていくべきである。また、我々以上に農業問題に精通している農業委員会が賛成している以上、市議会としても賛成すべきである、などの意見が多数出されました。

採決の結果、賛成多数で採択し、意見書を出すべきものと決しました。

ただ、この請願第4号につきましては、昨日17日に、参議院本会議で改正案が可決されてしまいました。これにより、現在改正案を廃案にすることは事実上困難であります。よって、今議会においては、意見書提出の議員発議を見送り、今後の推移を見守っていくことといたしました。これは、先ほどこの本会議に先立って、全員協議会室において開催した経済常任委員会において決定いたしました。

なお、この経済常任委員会には、委員全員の出席と、事務局長を初め職員が出席をして開催いたしました。

以上、経済常任委員会に付託されました議案及び請願の審査の経過と結果について申し上げますが、この決定に対し、議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、委員長の報告といたします。どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

○議長（今川英明君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

各委員長の報告及び質疑は終わりました。

討論・採決

○議長（今川英明君） これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第38号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第38号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第39号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第40号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第41号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号 介護保険に関する請願書について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し賛成の方の発言を許します。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 請願第2号 介護保険に関する請願書について、賛成の討論をいたします。

本請願に対する先ほどの教育民生委員会の委員長の報告にありますように、委員会の判断は不採択です。私は今、介護保険制度のあり方そのものが改めて問われるときに、この委員会の判断は大変残念だというふうに思います。

本請願は、新しい認定制度の抜本的改善を求めると同時に、介護保険制度そのものの抜本的見直しを求めています。しかし委員会では、先ほどの委員長の報告にありましたように、この請願に賛成できないという意思を示した委員の発言の多くが、新しい認定制度でも重く出る人もいないのではないか、また介護者本人やその家族は、必ずしも重く認定されることを望んでいないなど、新認定制度に対する議論に終始をいたしました。

この新認定制度の問題でいいますと、認定というのはどうなっているかということ、認定調査があって、1次判定があって、2次判定があって3段階になっています。今回の見直しでは、この初めの認定調査の項目が82項目から74項目に削減をされました。その結果、火の不始末だとか、暴行暴言などという認知症の判断をする関係の重要項目が外されました。

判断基準も大きく変えられました。例えば、座位の保持、座っている状態が保持できるかどうかという判断では、今まで10分間程度目安だったのが1分程度に変えられました。今まで全介助の判断だった静脈栄養のみの方は、食物を接種している実態がないということとを理由に、これは自立、介助なしと判断をされます。

象徴的にあらわれるこれらの例でも明らかなように、軽度に調査結果を誘導する内容に変わっています。特に重度の寝たきり高齢者を切り捨てる内容になっています。

この認定の調査をもとにしまして、1次判定で、コンピューターによって介護時間を判断するわけですから、したがって、介護結果がより軽くなること、これを意味します。

しかも認定審査会というのがあって、一定の調査結果の中での判断について審査をするという権限を持つわけですが、この審査会の権限も、今回の改定で大幅に権限が縮小されました。その結果、2次判定で1次判定を変更することが極めて困難になっています。

実際に、お母さんを介護されておられるといわれた委員の方から、より軽く認定された方が私はうれしいという発言がありましたが、軽いとか重いという問題は、本人の状態に合わせて必要なサービスを受けられる認定になっているのかどうなのかという問題です。もし本人の状態よりも軽く認定されれば、介護保険で受けられるサービス量は不足することになります。必要なサービスを不足分受けようとすれば、不足分のサービスは自費で、自分のお金で新たに買わなければならない、こういうことになり、実態に合わない形で軽い認定結果が出されますと、例えば、施設入所の対象から外される、こういうこと

も当然起こります。

一方で、もし実態よりも重く認定されたとしても、基準額いっぱいサービスを受けることを強制されることではありませんで、基準額が決められて、その中でどれぐらいのサービスを自分が選ぶかということは、あくまでも本人と家族の判断の問題です。

説明をしましたように、どんな座り方であっても、1分座っていたらば座位が保持できたと判断をする、こういう見方。それから重度で寝たきりの方々は、移動の機会が全くないから、だから介助なし、自立と見るというこういう判断基準。静脈栄養のみの人を、食物を接種していないわけだから、これは介助なし、自立だと見る、こういう判断基準。この結果は事業者をも苦しめます。こういう判断が、こういう認定基準が適正なのかどうか、私たちは判断すべきではないかというふうに思います。

4月2日、日本共産党の小池議員の質問によって、厚生労働省の内部文書が明らかになりました。今回の認定制度の見直しの目的が、介護給付費の抑制であったこと、ここが明確に内部文書の中で明らかにされていました。

この新認定制度には、大変事業者からも、介護を受ける本人、家族からも批判が高まりました。厚労省は4月に入って慌てて、利用者が希望すれば従来の要介護度を継続できるという経過措置の実施を決めました。これは何をあらわしているのか、これは明らかに、新認定制度が既に破綻していることをあらわしているではありませんか。同時に、介護保険制度実施から10年、どう仕組みをいじったとしても、この制度では無理だということを、私は明らかにしていると思います。

介護体制を充実をすれば、また介護労働者の待遇引き上げをすれば、即保険料の引き上げになるのがこの保険制度です。払う保険料はどういう対象から徴収するのか、それは保険料は、収入のない非課税者、非課税世帯にも賦課されるわけです。どれだけここに保険料を担う力があるのでしょうか。現在の介護保険制度の仕組みがいかに無理を生むかは私は明らかだと思います。

障害者団体を対象とする郵便割引制度の適用団体の証明書偽造発行事件で、障害者自立支援法を無理やり通そうとした政府の画策の実態が明らかになりつつあります。この発足直後から全面見直しを求められてきた障害者自立支援法とともに、介護保険制度は、私は自公政権の推し進めてきた最も問題のある法律だというふうに思います。

請願者の求める介護保険制度の抜本的見直しを行うこと、このことを、私は地方議会の声として、現場の地域の市民のさまざまな思いを受け取る議会として今上げていくべきだというふうに思います。採択を望みます。よろしく願いをいたします。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対し反対の方の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから請願第2号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長報告は不採択です。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択することに決定しました。

次に、請願第4号 農地法の「改正」に反対する請願について、討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 12番古川です。

請願第4号 農地法の「改正」に反対する請願について、賛成の立場で討論いたします。

委員長報告があったように。

○議長（今川英明君） 古川議員、最初に反対の立場の人と言ったのです。

反対の立場の人、反対がないかどうか、それからになります。

○12番（古川よし枝君） じゃ戻ります。

○議長（今川英明君） 反対の方の発言はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） それでは、賛成の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 失礼いたしました。

12番古川よし枝です。

請願第4号 農地法の「改正」に反対する請願について、賛成の立場で討論いたします。

委員長の報告にあったように、昨日、参議院の本会議でこの法案は可決されました。農地法が成立いたしました。このことをもって、いろいろ委員会でも意見書の出し方について議論をいたしました。

しかし、委員会の審査の中では、農業委員会が、この農地法改正について建議を採択しているということで、農業者の日々の農政について行っている、活動しているそういう実際の農業者の声を大事にして、農業委員会の建議を尊重して委員会でも支援をすべきじゃないかということで採択になったというふうに私は思っているわけですが、私も大いにいいことだというふうに思います。そこで私は、今回の農地法の改正について反対をしたわけですが、そういう立場で今回の請願には賛成をしています。

今回の農地法は、これまでの農地法に規定された、農地は耕作者みずからが所有することを最も適当であるということを認めるということ、それから耕作者の農地の取得の促進、耕作者の地位の安定を図るという、こうした戦後からの農地の法律をすべて削除して、農地を効果的に利用するものによる農地についての権利の取得を促進するというふうに今回の法改正をいたしました。

衆議院の中でもいろいろ審議がされて、一部修正がされましたけれども、しかし、課題となっている大企業の参入の問題とか、それから小作の標準価格の設定を、農業委員会が標準の価格を設定することがないとか、さまざまな課題があります。そういうことで、参議院の中でも議論が、自民党の中からも出てきています。

こうした農地法が、決まったということなのですが、今本当に問題になっているのは、政府はこの農地法を改正する理由として、耕作放棄地の広がりを防止して、食糧の供給力の強化を図るんだというふうになりました。しかし、国会でも、またいろいろなマス

コミの中でも、耕作放棄地が増大している原因は、農地法に問題があるのではなく、農民の努力が欠如しているわけでもない。つまり農産物の輸入自由化や市場原理などによって家族経営農業の継続が困難になったためであり、つまり、日本の農政の結果がこういうことだというふうに思います。

そして、こういうことを招き経済情勢の変化を口実にして、国民の共有財産である農地を支配することは、もうけのために農地が資産化される、そういうことも払拭されないまま今回の法改正が行われました。

内需を活性化させるために、地域を挙げて農林業を振興し、循環型の地域経済を確立しようという懸命な努力が今全国各地で行われています。こうした各地の努力に、今回の農地法は重大な障害をもたらすというふうに思います。今必要なことは、国際的な食糧需給の逼迫に対応して食糧自給率を向上させる農政であり、価格補償や所得補償など、今頑張っている農家が営農を継続し、生活できる展望をもたらす施策です。

今各地で新規農業就業者への支援の制度が広がっています。また後継者も対象にして、担い手をふやすこと、あるいは地域を挙げてさまざまな取り組みが行われ、耕作放棄地を解消する努力が今行われつつあります。こうしたことに今回の法改定による農地法は障害を残すというふうに思います。

昨日、農地法が可決されましたけれども、つくばみらい市が、この農地法に反対する請願に採択して、そしていち早く政府に意見書を述べる、さまざまな問題をこれから是正していく上で大きな力になるのだと思います。そういう意味でも、各議会の意思は大事になってくると思います。そういう意味で、私は今回の農地法改正に反対する請願に賛成をいたします。

○議長（今川英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから請願第4号について採決をします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立少数です。よって、請願第4号は不採択することに決定をしました。

発議第4号 北朝鮮の核実験に抗議する意見書

○議長（今川英明君） 日程第2、発議第4号 北朝鮮の核実験に抗議する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

20番 神立精之君。

〔20番 神立精之君 登壇〕

○20番（神立精之君） 発議第4号 北朝鮮の核実験に抗議する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成21年6月18日提出

つくばみらい市議会議員 今川英明 様

提出者 つくばみらい市議会議員 神立精之

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井誠巳

賛成者 つくばみらい市議会議員 倉持悦典

提案理由について申し上げます。

北朝鮮は5月25日、国連決議や6カ国協議共同声明、さらには日朝平壤宣言に反し、2回目の核実験を強行しました。

このような北朝鮮の行動は、我が国を含む地域の平和と安全を脅かすものであり、極めて憂慮すべきものである。

たび重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国である我が国としては、決して容認できるものではありません。

よって、政府においては、国際社会と協調し、北朝鮮に対して核兵器開発の中止と核の放棄を求めるため断固たる行動をとるよう、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣、国家公安委員会委員長、衆参議院議長に別紙のように意見書を提出するものであります。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第4号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の件

- 議長（今川英明君） 日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

経済常任委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

請願第3号「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書については、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

閉会中の継続調査の件

- 議長（今川英明君） 日程第4、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、次回の定例会の議会運営について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会広報特別委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、議会の広報発行について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

- 議長（今川英明君） 以上で、本定例会に付議された事件は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成21年第2回つくばみらい市議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後1時52分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

平成 2 1 年 6 月 1 8 日

つくばみらい市議会議長 今 川 英 明

つくばみらい市議会議員 川 上 文 子

つくばみらい市議会議員 中 山 平